

1 昭和7年10月3日 在天津桑島總領事より
内田外務大臣宛（電報）

在天津桑島總領事より
内田外務大臣宛（電報）

除奸団等排日分子取締方張学良に申入れについで

天津	10月3日後発
本省	10月3日後着

第三九二号（暗）

本官發北平宛電報

第六四号

當地ニ於ケル除奸団等不逞分(子)ノ取締リニ付本官ヨリ
周市長及王公安局長ニ対シ曩ニ八月十四日ノ日本租界中原
公司ノ爆彈事件次テ同十六日華街二個所ニ於ケル日貨取扱
商ニ対スル爆彈事件等不法ナル排日行為ヲ逞ウセル除奸団
其他不逞分子一味ノ檢舉処罰等取締方屢要請セルニ拘ラス
市当局ハ充分取締ノ実績ヲ挙ケ得サル事情ニテ其結果九月
二十九日華街ニ於テ日貨取扱商ニ対シ爆彈事件二件有リ更
ニ十月一日ニハ中原公司ノ爆彈事件ノ発生ヲ見タリ翻テ同

ク北平政權ノ下ニ在ル青島ニ於テハ昨年市党部解消以來毫モ此種不法事件ノ發生ヲ見サルニ拘ラス独リ当地ニ於テ続
發スルハ畢竟關係当局カ不逞分(子)ノ報復ヲ怖レ且市党
部ノ手前ヲ憚リ兎角取締リ不完全ナルニ帰因スルモノト認
メラル依テ今後市政府当局殊ニ治安維持ノ直接責任者タル
王局長等ニ於テ依然緩慢ナル態度ヲ持續スルニ於テハ益々
不逞分子ヲ増長セシメ其結果由々數問題ノ發生ヲ保シ難キ
事情ナルニ付貴官ヨリ学良ニ對シ此ノ際速ニ何等カノ措置
ヲ執ル様申入レ方然ル可ク御取計相煩シ度シ

支ヨリ上海ニ転報アリ度シ

大臣、支、南京、濟南、青島へ転電セリ

2 昭和7年10月3日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛（電報）

在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛（電報）

日貨取扱商人に対する排斥状況ならびに軍艦派遣方要請について

福州
10月3日後発

第二四〇号(暗)

（二一五一二六〇文書）
往電第一三三二号ニ関シ

本省 10月3日後着

一、当地日貨排斥ハ愈々激シクナリ十月二日綿布商郡月波ナル支那人ハ例ノ紙帽ヲ着セ檻ニ入レラレ市内目抜ノ広場ニ約二時間曝シモノトセラレタリ綿布商支那人ニシテ身辺ノ危険ヲ惧レ本邦人ノ許ニ隠レ居ルモノ二名アリ

二、十月一日南台ノ籍民海産雜貨商謝水火ノ許ニ三名ノ學生ヲシキモノ來リ日貨取扱ヲ止ムヘキ旨脅迫セルカ三日午前ニハ同様ノ無賴漢カ大阪商船ノ名儀トナリ居ル舩（例ノ林雪雪ノ所有ナリ）ニ來リ船頭ヲ脅迫セル事件アリ同午后三時以來前記大阪商船ノ舩及邦商広貫堂ノ舩ノ積載セル積荷ノ検査ニ際シ税関ノ苦力カ罷工ヲナシ居レリ不良分子ノ活動カ日本人關係ニ手ヲ伸ハスニ至レルモノトス

三、今回ノ日貨排斥ハ蔣光鼐來福ト共ニ急ニ台頭シ二十四日ノ耳切事件ヲ經陳國輝事件ニ依ル綏靖公署省政府間ノ間隙ニ乘シ急ニ惡化シタルモノナルコト累次電報ノ通ニテ現在ノ如キ省政府ノ実力ヲ以テシテハ如何ナル所迄惡

化スルヤ計リ難ク特ニ若シ大阪商船ノ解ニ迄不良分子ノ
手ノ伸ヒ来ルニ於テハ一般ノ解ハ怖レ日本人ノ為ニ荷役
ヲ行ハサルニ至ルヘク此ノ為現在ノ汕頭ト何等変ルナキ
狀況トナルヘシ

四、先日來連日本件ニ関シ省政府ノ注意ヲ喚起シ居ルモ省政府首腦者ニ於テ本官トノ面談ヲ避ケ居リ已ムヲ得ス公文ヲ送付スルト共ニ外交主任ト交渉ヲ行ヒ居ル処省政府ニアリテハ從來林知淵一人カ斡旋シテ反日団体ノ活動ヲ制御シ居タル次第アリ十九路軍ニ對抗シテハ林ノ威令モ行ハルルニ由ナキ現在ニ於テハ如何ニ省政府ニ抗議スルモ埒明カサル次第ナリ左リ乍ラ本官トシテハ別ニ名案ナキヲ以テ省政府ニ對シ引続キ抗議ヲナス所存ナリ明四日ハ或ハ林知淵ト會見シ得ルヤモ知レス（林ハ三日ハ林森ヲ迎フル為馬尾ニ赴ケリトテ面談スルヲ得ス尚林知淵ハ去ル二十九日黃如璧ヲ本官ノ許ニ派シ福州ノ政局ニ付別段混亂アルヘシトモ思ハレサル故ニ安心アリタキ旨伝ヘタルカ其際黃ハ目下ノ処何事モ林ノ意志通りニナラス林ハ本官トノ面談ヲ心苦シク思ヒ居レリト付言セリ）

五、日貨排斥惡化ノ際特ニ大阪商船ノ保護ノ見地ヨリセハ

当地ニ帝國海軍ノアルコト支那側ヲ圧迫スル上ニモ在留民ノ自重ヲ慫慂スル上ニモ都合良キ様思考セラルルヲ以テ居留民一般ノ希望モアリ右ノ次第馬公司司令官ニ電報シ軍艦ノ派遣ヲ考慮(シ)貰フコトトセリ

支ヨリ上海へ、駐滿全權ヨリ奉天へ転報アリタシ

支、駐滿全權、北平、南京、漢口、広東、厦門、汕頭ニ転電セリ

3 昭和7年10月7日 在北平中山書記官より
内田外務大臣宛(電報)

平津方面における抗日運動取締方湯蘭和、張
学良に申入れについて

北平 10月7日後発
本省 10月7日後着

第六一〇号(暗)

本官発天津宛電報

第六二二号

(一)文書
貴電第六四号ニ関シ

当地除奸団ノ取締方ニ関シ予テ市政府ノ注意ヲ喚起シ置ケルカ其後引続キ活動ノ模様ナルト数日来抗日会カ日本人ノ

張学良除奸団の徹底的取締り指示について

天津 10月11日後発
本省 10月11日後着

第四〇三号(暗)

本官発北平宛電報

第六六号

(三)文書
貴電第六二二号ニ関シ

十日周市長ハ本官ニ対シ八日学良ノ招電ニ依リ赴平シタルカ貴官ノ申出ニ基キ湯蘭和ヨリ天津地方ニ於ケル除奸団ノ取締兎角緩慢ナル由報告アリタルカ此ノ種不逞団ノ跳梁ヲ放置スル時ハ重大ナル結果ヲ生スル惧(アリ)トテ徹底的取締ヲ嚴命セラレタルヲ以テ今後ハ一層嚴重取締ルヘシト内話セリ

大臣、支へ転電セリ

5 昭和7年10月12日 在漢口高井(末彦)総領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

泰安紡績工場の操業状況について

漢口 10月12日後発
本省 10月13日後着

貨物ヲ没収セル件二、三アリ(其後取戻解決セリ)タル為貴地ノ分ト一括学良ニ対シ取締方要求ノ所存ニテ先ツ湯蘭和ニ会見シ其ノ結果次第ニ依リ学良ニモ会見ノ心組ニテ五日湯ヲ往訪シ前記当地地方除奸団ノ取締抗日会ノ日貨没収並ニ貴電ノ次第篤ト申入レタル処湯ハ当方面ノコトニ付市長ニ又天津ノコトニ付早速学良ニ夫々自分ヨリ転電シ何分ノ議回答スヘキ旨述ヘタルカ七日湯ハ館員ノ来訪ヲ求メ当地ノコトニ対シテハ市長ニ又天津ノコトニ付テハ学良ニ委細申入レタル処学良ハ平津方面ノ党部ニハ相当ノ手当ヲ与ヘ之ヲ懐柔シ居レル為何等越軌ノ行動ナキモ只除奸団ハ南方ヨリ密派セラレ居ルモノナル為其取締容易ナラス当局ハ折角苦心シ居ル次第ナルカ御申出ノ次第モアリ一層嚴重取締リスルニ付直ニ于学忠ニハ電話ヲ以テ命令シ一方一兩日中ニ周市長ヲ招致シ周ヨリ命スヘキ旨述ヘタル趣ニテ右湯ヨリ本官へ転達方依頼セル趣ナリ

支ヨリ上海へ転報アリ度シ、大臣、支へ転報アリ度シ、南京、濟南、青島へ暗送セリ

4 昭和7年10月11日 在天津桑島総領事より
内田外務大臣宛(電報)

第六五五号

客年往電第七六〇号ニ関シ

当地ニ於ケル日貨排斥漸次緩和シ昨今市中ノ日貨取引ニ対シ何等障碍ヲ加フル者無キニ至レル結果昨年八月来工場閉鎖中ナリシ泰安紡績ハ客月下旬ヨリ操業ノ準備ヲ進メ本月三日ヨリ開工ノ予定ナリシ処同工場付近ニ於ケル不良碼頭工人結束シテ原料ノ搬入ヲ拒絶シ昨年以来ノ失業手当等ノ要求ヲ提出シタル為工場内従業員一千六百名ニ波及ノ虞モアリ会社側トシテハ開工不能トナレルヲ以テ本官ヨリ警備司令楊杰ニ彈圧ヲ求メタル結果本月八日ニ至リ工人側ヨリ会社カ相当ノ利益ヲ挙クル迄ハ一切此ノ種要求ヲ為ササル可キ旨ノ一札ヲ司令部ニ差入レ司令部ニテハ泰安工人全部カ昨年以來ノ解散手当及年末賞与等ヲ要求セサル様取計フ可キ旨本官ニ対シ約束シ無事解決セルカ一方従来同工場ノ警備ニ当レル公安局保安隊カ比較的無力ナル為工人ノ取締ニ充分ノ効果ヲ挙げ得サリシニ鑑ミ楊杰ニ対シ警備司令部武装兵ト交代方申入レタルニ楊ハ武装兵二個中隊ヲ派遣常駐セシムル事ヲ約シ本十一日保安隊トノ交代ヲ了シタル結果工人側ニ於テモ大イニ脅威ヲ感シ従順ナル態度ヲ示スニ

至レルヲ以テ会社側ハ来ル十四日より開工スル事トナレリ
尚本十一日謝礼ヲ兼ネ楊杰ヲ往訪シ開工後ニ於ケル工人ノ
取締方ヲ申入レ保障ヲ取付ケ置キタルヲ以テ差当リ順調ニ
操業シ得可キ見込ナリ昨年ニ於ケル経緯モ有ルニ付御参考
迄
支、青島へ転電セリ
支ヨリ上海ニ転報アリ度シ

6 昭和7年10月12日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

日貨焼却、日貨取扱商人殺害など排日状況に
ついて

福州 10月12日後発
本省 10月13日前着

第二五五号

往電第二四六号ニ関シ

(一)十日体育場ニ於テ焼却セラレタル日貨約一萬元ト伝ヘラ
ル同夜提燈行列アルヤニテ注意シタルモ其ノ形跡無カリ
キ

(二)十一日午後二時ヨリ南台基督教青年会ニテ例ノ各団体連

7 昭和7年10月14日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

排日分子による日貨取扱商人に対する傷害、
射殺事件発生について

福州 10月14日後発
本省 10月14日後着

第二六一号

往電第二五五号ニ関シ

不良分子ノ活動ハ益々甚タシク十三日ハ十数名ノ学生ヲシ
キ者支那石炭商ノ艇舟ノ船員ヲ斬付ケ重傷ヲ負ハシメ十四
日ニハ六名ノ暴漢支那呉服商黄某ヲ居宅ニ襲ヒ遂ニ射殺セ
リ市内ニハ新タニ東北義勇軍援助ニ関スル引幕多数張ラレ
(十二日省党部カ義勇軍援助及赤匪討伐義捐金募集大会ヲ
開始セル結果ナリ)又標語ノ貼出シモ著シク増加セリ
冒頭往電ノ通転電セリ

8 昭和7年10月16日 在濟南西田総領事より
内田外務大臣宛(電報)

除奸団の脅迫状送付に關し嚴重取締方韓主席
に申入れについて

合救国会成立式行ハレ福州關係団体代表ノ外十九路軍側
ヨリ沈建猷、綏靖公署ヨリ某副官、県党部ヨリ林鼎亜出
席、沈カ排日工作激励ノ演説ヲ為シタルノミニテ午後四
時散会一同自動車二台ニ分乗シ成立宣言ノ伝單ヲ撒布セ
リ(四時頃戒嚴司令部側ヨリ許可ヲ得スシテ集合シタル
理由ニ依リ解散ヲ命セラレタルヤノ情報アルモ右ハ事実
ナルヤ疑ハシ事実トスルモ省政府側ニテ本官ノ抗議アリ
タル為体裁上行ヘル八百長ニ過キスト認メラル)

(十二)日前九時六名ノ「バナナ」小売人(全部女)カ台
湾人芭蕉卸売商柯某ノ店ニテ「バナナ」百九十斤(十五
弗二十仙)ヲ買求メ荷造中三人ノ無頼漢ノ為「バナナ」
ヲ踏潰サレタリ

(四)十月八日夜張秋藩ナル者車ニテ外出ノ際何者カニ依リ射
撃セラレ死亡セル事件アリ翌日ノ新聞ハ日貨綿布ヲ取扱
ヒ制裁ヲ受ケタルモノナリト宣伝的ニ報道セリ(實際ハ
綏靖公署某副官カ張ト姦女(芸者)ヲ争ヒ之ヲ殺害シタ
ルモノトノ事ナリ)

冒頭往電ノ通転電セリ

支ヨリ上海へ、満ヨリ奉天へ転報アリタシ

濟南 10月16日後発
本省 10月16日後着

第三三五号

当地ニ於テ毎日支那側綿糸商人集合シ支那及日本綿糸ノ市
価ヲ建テ居ル華商永聚綿糸店ニ本月十四日血魂除奸団等ヨ
リ脅迫状ヲ送付シ来レル由ニテ之ニ恐怖シ四、五日間取引
ノ停止ヲ為スヤモ知レストテ当地日綿、東綿各主任ヨリ申
出アリタルニ付不取敢従来同業者間ノ奸策又ハ華商側ニテ
日本綿糸取引ノ掛引上スル策動アルヲ以テ事情取調方ヲ命
シ置クト共ニ本官本十六日韓主席ニ会见右ノ次第ヲ述ヘ除
奸団嚴重取締方ヲ申入レタルニ韓ハ此ノ種脅迫状ハ華商雜
貨商ニモ時々送付セル模様ナルカ實際ノ除奸団ニ非サル場
合モ有リ脅迫状位ニテ恐怖シ居テハ際限無シト述ヘタルニ
付本官ヨリ右ハ邦商ハ兎モ角貴国商人カ先ツ恐ヲ抱キ直ニ
取引ノ円滑ヲ欠ク懸念有リ当方面ハ幸ヒ今日迄大体平穩ニ
経過セルニ斯ル事ニテ将来不祥事ヲ発生スルカ如キ事有リ
テハ日支双方ノ不利益ニ付未然ニ防止スルノ要有ル次第ヲ
力説シタルニ韓モ之ヲ応諾シ直ニ關係官憲ヲシテ調査セン
ムルト共ニ取締手段ヲ講ス可シト答ヘタリ

尚其ノ後邦商側ヨリ右脅迫状ヲ案シタル為カ契約品ハ続々急キ引取レルカ新契約ヲ躊躇シ居レリトノ内報有リ或ハ前述ノ通り同業者ノ策動ナラスヤト思料セラルルモ為念公使ヨリ上海及商務官ヘ転報アリ度シ

9 昭和7年10月18日 在南京上村総領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

教育部の救国教育実施命令について

南京 10月18日前発
本省 10月18日後着

第七〇〇号

十八日ノ新聞ニ依レハ教育部ハ十七日通令ヲ以テ各地教育機関ニ対シ要領左ノ如キ救国教育案ヲ設立実施方命令セル趣ナリ(右案ハ中国社会教育社年会ノ決議ニ依ルモノナル由)

- 一、各社会教育機関ハ其他ノ民衆ヲ督励指導シ東北義勇軍ニ対シ精神的及物質的援助ヲ与フルコト
- 二、国貨ノ提唱ハ仇貨抵制ノ根本弁法ナルニ付国貨展覽會ヲ開キ又ハ小規模ノ国貨製造ヲ提唱スル等各種ノ方法ヲ

支、北平、満、長春、天津、青島、済南、漢口、広東、福州ヘ転電セリ

10 昭和7年10月21日 在厦門三浦(義秋)領事より
内田外務大臣宛

厦門労働団体の英、米領事館との抗争について

厦門 10月21日付
本省 10月31日着

機密第四一三号

昭和七年十月二十一日

在厦門

領事 三浦 義秋(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

厦門海上団体ノ対英米領事館抗争ニ関スル件

最近満州問題ノ解決ニ付当地一般民衆モ漸ク連盟乃至英米等ノ頼ルヘカラサルヲ感知シタルカ如ク認メラレ旁々抗日運動ノ成行ニ関シテハ鋭意注意中ノ処最近英米兩國領事館トノ間ニモ次ノ如キ問題ヲ起シ目下紛糾中ニテ漸次一般的排外運動ニ転向スルノ形勢アリ即チ

講スルト共ニ民衆ヲシテ仇貨ヲ切実ニ識別セシメ且奸商ニ対シテハ嚴重ナル制裁ヲ加フルコト
三、国難宣伝隊ニ対シテハ国難宣伝修道ヲ行ヒ国難ニ関スル宣伝ヲ普及スルコト
四、各図書館教育館ハ力メテ救国ニ関スル材料ヲ設備スルコト

五、各博物館民衆教育館及其他ノ社会教育機関ハ国恥地図東三省ノ物産表及飛行機ノ模型等救国ニ関スル材料ヲ増加設備スルコト

六、救国ニ関スル民衆向読物ヲ出版配布スルコト

七、支那ノ国恥及各国ノ復興ニ関スル事蹟ヲ簡明ニ編纂供給シ民衆ヲシテ救国ノ必要ト責任ヲ知ラシムルコト

八、民族精神ヲ発揚スルニ足ル歌及東北回収ノ歌ヲ作り全国民衆ニ配布スルコト

九、新劇、活動写真、幻燈、蓄音機、「ラヂオ」等ニ救国材料ヲ応用スルコト

十、其他有効ナル各種ノ方法
委細郵便

満ヨリ奉天ヘ転報アリタシ

一、九月初旬米国領事用「モーター」一民船ニ迫突シタル為同領事ハ運転手外一名ヲ鹹首シタルニ海員工会出テテ干涉シ司令部ニ於テ調停ノ結果一旦復職ヲ見タルモ九月末ニ至リ鹹首當時三日間ノ給料問題ヨリ再ヒ紛糾シ又モヤ海員工会ノ干涉スル所トナリタルヲ以テ米国領事ハ却テ憤慨シ之ヲ鹹首セリ茲ニ於テ海員工会ハ十月十七日一般「モーター」関係船員ニ対シ左ノ如キ通告ヲ発シ米国領事館側ト抗争スルコトナレリ

「米国領事「フランクリン」ハ着任以来常ニ帝国主義的横暴ヲ以テ工友ニ対シ且無理ノ圧迫ヲ加エ来レルカ今回ノ問題ニ付テモ我方ノ最モ正当ナル交渉ニ対シ強権ヲ恃ミテ一再ナラス圧迫ヲ加エタリ之ヲシモ忍フヘクンハ何ヲカ忍フヘカラサラン茲ニ本工会ハ此ノ後米国領事館員カ如何ナル「モーター」ニ乗ラントスル場合ニモ又工友ヲ雇傭セントスル場合ニモ一律ニ之ヲ拒絶シ以テ抵制ニ資スヘク若シ違反シタルモノアルトキハ嚴罰ニ処スヘキ旨決議シタリ就テハ電船工友一体之ヲ知悉シ違反スルコト勿レ云々」

二、從來当地ニ於テモ石炭豆粕等ノ如キ大口物ヲ除キ雜貨

類ノ日曜日荷役ハ一般ニ禁セラレ只英国籍太古洋行ノミ
ハ「ハルク」ヲ所有シ居ル關係上何時ニテモ荷役ヲ繼續
シ来リタル処九月初旬落海（荷役）工会ハ駁船（艇）碼
頭両工会ト連合シ今後日曜日ハ一切荷役ヲ停止スヘキ旨
決議シタルヲ以テ最モ影響ヲ蒙ルコト大ナル太古洋行
ヲ擁スル英国領事ヨリ右決議取消方県政府ニ交渉スルコ
トトナリタルカ其ノ公文中前記三工会ハ船会社ヨリ荷役
賃ノ外別ニ各百元宛提供セラルルニ於テハ本件決議ヲ取
消スヘキ旨言明セリトノ辞句アリタル趣ニテ工会側ニテ
ハ英国領事カ故意ニ工会並国体ヲ譏誣スルモノトシテ大
ニ憤慨シ右各百元宛ヲ要求セル物的証拠ノ提示方ヲ迫リ
飽迄抗争スルコトナレリ

前記ノ通りニシテ右二問題ハ今尚紛糾中ナルカ当地ニ於テ
モ英国ニ対シテハ兎モ角米國ニ対シテスル態度ヲ示シタル
コトハ未タ曾テナカリシ所ニモ有之当地抗日運動ノ一般排
外運動ヘノ一転向トモ見ラルルニ付右御参考迄ニ報告ス
本信写送付先

在支公使 駐滿全權 北平 上海 南京 福州 広東
汕頭

ル次第アリ日貨排斥防止ノ目的ヲ以テスル円島ノ派遣ノ如
キハ尚考慮スルノ時期ニ非スト認ムルモ在留民特ニ台湾人
方面ニテ興奮シ居ルコトハ事実ナリ但シ在留民間ニ於テ輕
挙妄動スル氣配ハ今ノ処見エス為念
冒頭往電ノ通転電セリ
支ヨリ上海へ、満ヨリ奉天へ転報アリタシ

12 昭和7年10月25日 在上海石射総領事より
内田外務大臣宛（電報）

広東、福州、厦門各地の排日取締りを中央に
具申方呉市長に依頼について

上海 10月25日後発
本省 10月25日後着

第一一五四号（暗）

廿四日呉鉄城ヨリ晚餐ノ招待ヲ受ケタル節時局問題並排日
取締方等ニ関シ呉ト話合ノ序ヲ以テ自分ノ思付トシテ最近
広東、福州、厦門方面ノ排日熱著シク嵩シ此ノ儘昂進セハ
遂ニハ上海事件ノ二ノ舞ヲ免レサル様思ハレ現地領事ニ於
テモ苦心シ居ル模様ナルカ事態寒心ニ堪ヘサルモノ有リ右
地方ノ事ハ素ヨリ市長ノ権限以外ノ事トハ云ヘ中央ニ關係

11 昭和7年10月22日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛（電報）

居留民会等海軍陸戦隊の上陸要請について

福州 10月22日後発
本省 10月22日後着

第二七四号（暗）

往電第二六七号末段ニ関シ廿一日居留民会、台湾公会、商
業会議所代表者（多数ハ台湾人）来訪シ懇談のニ日貨排斥
ニ依リ困難シ居ル実情ヲ述ヘ不良分子ノ活動日ニ甚タシク
商売ハ全然杜絶シ且身辺ノ危険ヲモ感スルニヨリ此ノ際自
衛的措置トシテ不良分子ノ脅迫ニ備フル為自衛隊ヲ組織シ
度ク之ヲ支援スル意味ニテ海軍陸戦隊ヲ上陸セシメ居留民
会及台湾公会等ニ派遣セラルルト共ニ昨年ノ如ク円島ヲ福
州ニ遡航セシメ支那側ニ威圧ヲ加ヘラルル様御考慮アリタ
シト申出テタリ右ニ対シ本官ハ在留民ノ生命財産ノ保護ニ
付テハ省政府ト交渉ヲナシ居リ其ノ効果モ相当アル際ナレ
ハ申出ノ如キ支那側ヲ刺戟スル一切ノ計画ハ尚早シトノ趣
旨ヲ説示シ置ケリ本官ノ見ル処ニ依レハ日本人ノ生命及財
産ニ直接危害ヲ加フルコトハ支那側ノ極力回避シ居ル処ナ

深キ間柄ナルニ顧ミ出来得レハ此ノ際市長ヨリ中央ニ対シ
右地方ノ形勢緩和方具申セラレタキ旨話シタル処呉ハ事態
ヲ能ク了解シ中央ニ意見ヲ具申スヘシト答ヘタリ
尚当地紡績側ノ話ニ依レハ当地紡績製品ノ捌口ノ約三分ノ
一ハ南支方面タリシモ近来同方面ヘノ移出全然停止セル趣
ニテ紡績側ハ北支及満州方面ヘノ出貨無キ際更ニ南支方面
モ停頓トナリタル為甚タシキ苦境ニ立チ居レリトノ事ナリ
支ヘ転報シ、満、北平、天津、青島、済南、漢口、南京、
福州、広東、厦門、汕頭へ転電セリ
満ヨリ奉天へ、広東ヨリ香港へ転報アリタシ

13 昭和7年10月25日 亜細亜局

最近中国における排日運動について

昭和七年十月二十五日増訂

最近支那ニ於ケル排日運動

秘

亜細亜局

最近支那ニ於ケル排日運動

目次

一、経過ノ概要

二、今次排日運動ノ特色

(イ) 国民政府ノ黙認並党部ノ指導

(ロ) 市商会其他ノ公共団体ノ排日運動指導状況

(ハ) 血魂鋤奸団ノ組織並ニ暴逆

(ニ) 抗日運動ト共産党トノ関係

三、排日運動ニ対スル帝国政府ノ見解並ニ措置

四、支那側ノ取締振

五、結論

付属第一号 国民党中央委員会公信

第一六九三号密令

付属第二号 救国教育実施方ニ関スル教育部ノ通令(十月十七日付)

十七日付)

付属第三号 上海市商会ヨリ各同業公会宛ナセル日本綿糸布排斥ニ関スル通告(七月十七日)

付属第四号 上海市商会ノ全国民衆団体宛通電

付表第一号

抗日関係一覽表

(一) 政府、党部其ノ他公共又ハ不法団体ノ行

動一覽表

中心ノ排日運動ト相俟ツテ事態一層悪化シ更ニ八月末ニ及ヒ全国各団救国連合会ナル新抗日団体ノ成立ヲ見、邦人関係支那商ハ何レモ極度ノ恐怖ニ襲ハレ日貨ノ取引ハ全ク杜絶スルニ至レリ而シテ上海ニ於ケル状況ハ南京、漢口等ノ長江沿岸各地、北平、天津地方及福州、厦門等南支地方ニモ波及シ之等各地ニハ前記血魂鋤奸団ノ外鉄血鋤奸団、救国暗殺団等ノ同種団体簇出シテ屢々総商会其ノ他日貨関係ノ同業公会等ヲ爆彈ヲ以テ脅迫スル等ノ暴挙ニ出テ其ノ間又共産党及反政府派ノ暗中飛躍ヲ見ルニ至リ尚新聞紙上ニ於テハ各種ノ不敬記事掲載サルルニ至レリ然ルニ共産党ノ隠謀ノ発覚ハ折柄剿匪從事中ノ政府ヲ痛ク狼狽セシメ八月末ヨリ鋤奸団初メ各種ノ排日団体ヲ嚴重取締ルニ至リタル結果抗日運動ハ急速ニ鎮静スルニ至レリ尤モ抗日運動ハ之カ為終熄セル次第ニハ非シテ却ツテ潜行のトナリツツアルノミナラス殊ニ南支地方ニ於テハ依然トシテ鋤奸団其ノ他ノ暴行ヲ見ツツアリ(付表第一号(一)及(二)参照)之カ為同地方ニ対スル輸出ハ依然杜絶シ一般の状況面白カラサルモノアリ又北平、上海ニ引続キ十月ニ入り漢口、広東ニ於テ東北義勇軍後援

(二) 直接行動一覽表

(三) 支那側ノ措置一覽表

(四) 我方ノ措置一覽表

付表第二号 人名、地名其ノ他英支対照表(省略)

最近支那ニ於ケル排日運動

一、経過ノ概要

支那ニ於ケル排日運動ハ上海事件解決後一時好転シ日貨ノ商況活氣ヲ呈シタルカ六月ニ入り廬山會議ニ於テ時局ニ対スル外交方針トシテ徒ニ強硬政策ヲ執ラサルト共ニ日貨抵制ハ人民ノ自由權利ナルヲ以テ政府ニ於テ干渉セサルノ方針ヲ執ルニ至リ其ノ結果党部指導ノ下ニ支那各地ニ於テ排日運動台頭スルニ至リタルカ上海ニ於テハ救国連合会、各大学自働救国会、東北義勇軍後援会等ノ排日諸団体現ハレ市商会ヲ中心トシテ排日運動起リ就中其ノ管下ニ属スル各種同業公会ハ一部同業競争者ノ煽動ニ依リ猛烈ナル排貨運動ノ挙ニ出テ形勢逆転シタルニ加ヘ七月末ニ至リ血魂鋤奸団ナル暗殺団現ハレ日貨関係支那商ニ脅迫状ヲ送り、爆彈ヲ投スル等ノ兇暴ヲ企テ市商会

会ノ成立ヲ見又福州ニ於テモ抗日救国団体ノ再組織ヲ見タルコト並教育部カ十月十七日付通令ヲ以テ各地教育機關ニ対シ救国教育ト称シ東北義勇軍ニ対スル精神的及物質的ノ援助ヲ与フルコト国貨提唱ノ名ノ下ニ民衆ヲシテ仇貨ヲ切実ニ識別セシメ且奸商ニ対シテハ嚴重ナル制裁ヲ加フルコト等ヲ命令セル趣報セラレ居ルハ注意ニ値ス(付属第二号参照)以上ヲ最近ニ於ケル排日運動ノ概況トス

二、今次排日運動ノ特色

前記記述ニ依リ明カナル通り今次排日運動ノ特色ハ(イ)政府ノ暗黙ノ承認ト党部ノ指導ノ下ニ(ロ)市商会ノ如キ公共団体カ公然排日貨ヲ指導セルコト(ハ)血魂鋤奸団ノ如キ「テロ」団体ノ現ハレタルコト(ニ)赤化的傾向ヲ帶ヒ来レルコト等はナリ尚以上ノ外(ハ)上海等ニ於テ東北義勇軍後援会組織サレタルコト(ハ)不敬事件ノ発生セルコト等存スルモ直接「ボイコット」問題トハ関係ナキニ付之ヲ省略ス

(イ) 国民政府ノ黙認並党部ノ指導

今次ノ排日運動ハ満州国承認ノ形勢(六月十四日帝国

議會ニ於テ滿州国承認決議案通過セリ、大連海關問題及其ノ後ニ發生セル熱河問題等ノ事態ニ對シ外交上有効ナル措置ヲ講スル能ハサリシ国民政府カ日貨抵制ヲ默認セル結果ナルコトハ六月十九日行政委員長汪精衛及外交部長羅文幹カ北平新聞記者ニ為セル談話中外交方針ハ徒ニ強硬政策ヲ執ラス又「日貨抵制ハ人民ノ自由權利ニシテ政府ニ於テ干渉セサルヘシ」云々ト述ヘタルコト並ニ前掲教育部ノ十月十七日付通令ニ徴スルモ明カニシテ又国民党カ後記血魂鋤奸団ノ行動ニ指導ヲ与ヘタルハ同党中央宣傳委員會カ公信第一、六九三号密令ヲ以テ「最近ニ於ケル上海ノ血魂鋤奸団ノ舉動及各重要商埠ノ排日貨運動ハ実地ニ付キ秘密ニ積極的ニ日人經濟上ノ死命ヲ制止スヘク新聞紙ハ之ヲ鼓吹シ人民モ亦恐慌シ從ツテ排日貨運動ハ却ツテ障礙ヲ生セシメ且日商及奸漢ヲシテ却ツテ藉口爭端ヲ開カシムルカ如キコトアルヘカラス（中略）党部ヨリ中央ノ意思ヲ人民ニ与ヘテ人民ハ自ラ動作シ計畫ノ組織及進行アラハ党部ハ秘密ニ之ニ正当ナル支持ヲ与ヘ上下一心團結シ共ニ国難ニ赴キ一致ヲ以テ實際抗日ノ工作ニ從

布同業組合、同綿布卸商同業公會並ニ海產物、砂糖同業公會ハ何レモ日貨取引停止ヲ決議シ又天津ニ於テハ天津市商會ハ八月十九日及二十二日ノ二回ニ亘リ各日貨商ニ對シ手持品全部ノ整理封鎖ヲ命シ其ノ結果天津綿糸布同業公會ハ八月二十六日日貨封鎖ヲ決議セリ以テ其ノ一斑ヲ窺フニ足ルヘシ

(ハ) 血魂鋤奸団ノ組織並ニ暴逆

血魂鋤奸団ハ青年學生、無賴漢等ニヨリ組織サレタル秘密ノ暗殺団ニシテ血魂鋤奸団、救国除奸団、熱血滅奸団、霹靂殺奸団、碧血除奸団等類似ノ団体約二十団ヲ數ヘ各団体員ハ少クモ數十人多キハ數百人ニ達シ其ノ組織ハ上海、漢口、南京、北平、天津、広東、重慶等全支ニ亘リ各団ハ調査部、脅迫部、爆彈部、暗殺部ノ各班ニ分レ其ノ遣口ハ先ツ各地ニ於ケル日貨取扱商ヲ調査シ次ニ之ニ脅迫狀ヲ送り聴カサレハ之ニ爆彈ヲ投シ又ハ暗殺ヲ為スヲ常套手段ト為スモノニシテ七月末ヨリ九月末迄約二ヶ月間ニ鋤奸団カ爆彈ヲ送付又ハ投入セル件數我方ニ於テ判明セルモノノミニテ十五件ニ達シ其ノ他或ハ關係商人ヲ暗殺シ又ハ耳ヲ切り又ハ

事シ敵ニ乘スヘキ機會ヲ与フヘカラス即チ日貨抵制ニ付テ論スルニ商人ヲ勸導シテ日貨ヲ販売セシメス人民ヲ勸導シテ日貨ヲ買ハシメス且奸商ヲ検査シ斷シテ日本人ト直接衝突セシムヘカラス是吾人ノ日貨抵制及抗日ノ意義ニ對スル宣伝ニシテ目前ノ急務工作ナリ」云云（付屬第一号参照—原文連盟調査委員ニ提示済）ト指令スル所アリタルノミナラス更ニ同党ハ各地ニ指導員ヲ派シ排日運動ノ實際ヲ指導セシメタルニ徴シテモ明カナリ

(ロ) 市商會其他ノ公共団体ノ排日運動指導状況

次ニ市商會其他ノ公共団体ノ排日運動指導状況ヲ觀ルニ上海ニ於テハ上海市商會ハ七月十七日日本綿糸布排斥ヲ決議シ（付屬第三号参照）同十九日排日貨繼續ヲ各同業公會ニ通告シ八月六日對日經濟絶交貫徹方ニ関シ再度各公會ニ通告シ更ニ八月十二日ニハ日貨仮裝販売者ニ對シ社会的制裁ヲ加フヘキ旨全国民衆団体ニ通電ヲ發セリ（付屬第四号参照）又漢口ニ於テハ八月十九日總商會ハ日貨排斥並ニ仮裝販売者ニ對スル制裁ヲ通告シ其ノ結果二十一日ヨリ二十二日ニ亘リ漢口綿糸

「コールタール」ヲ顔ニ塗り市中ヲ引廻シ或ハ日貨ヲ焼却シ其ノ他ノ暴行事件別表第一号ノ（二）ノ通りニシテ以テ其ノ暴逆ヲ窺知スルニ足ルヘク殊ニ之カ關係支那人及在留民ニ及ホス精神的打撃ニ至リテハ想像ニ余アルモノアリ而シテ之カ黒幕ニ党部ノ存スルコトハ前記党部密令ニ徴シ明カナリ

因ニ同団ハ遂ニ最近ニ至リ我カ駐支公使暗殺ヲ企テタルカ未然ニ發覺セラレタル事件アリ

(ニ) 抗日運動ト共產党トノ關係

元來抗日運動ハ共產党ノ見地ヨリスレハ排英又ハ排米乃至ハ排仏運動ト共ニヨリ一層広汎ナル反帝運動ノ一表現ニ外ナラス從ツテ抗日運動ノ赤化的傾向ハ過去ニ於テモ事例存シタルカ滿州事變勃發スルヤ同事件カ必然的ニ日露兩國ノ衝突ニ迄發展スヘシト見込ミタル蘇連邦当局ハ極東ニ兵備ヲ堅ムルト共ニ第三「インターナショナル」ヲシテ各國共產党ヲ總動員シ反戦並ニ反帝運動ヲ為サシメ其結果英米獨仏等ニ於テ共產党ノ反日運動行ハレタルカ就中支那ニ對シテハ「コミンテルン」ハ對外抗争ヲ對内抗争ニ變セシメントスルノ伝統

的政策ニ基キ中国共産党ニ対シ逸早く「国民革命ニ依リ国民党ヲ顛覆スルコトハ反帝國主義民族革命戦争勝利ノ先決条件」ナル旨指示シ中国共産党中央執行委員會宣伝部ハ右趣旨ヲ体シ「滿州事変ハ国民党官僚軍閥カ濟南事件以来万宝山、朝鮮、青島、中村事件ニ至ル迄無抵抗主義ヲ以テ帝國主義ニ投降シ来レル結果ナルヲ以テ支那民族ノ独立解放ヲ維持セントスルニハ先ツ以テ国民党ヲ打破セサルヘカラス」トノ趣旨ヲ宣伝スルニ努メ民衆ノ抗日感情ヲ激発シ之ヲ国民党及國民政府ニ向ハシメントスルノ政策即チ抗日運動ヲ利用シ國民黨ヲ打倒セントスルノ政策ヲ採ルニ至レリ

右政策ハ上海事件前後ヨリ漸次効ヲ奏シ即同事件勃発前一月十七日上海ニ開カレタル抗日市民大会ハ左傾団体タル民衆抗日救国連合會、上海韓人反帝同盟、上海台灣反帝同盟、中国左翼作家同盟初メ邦人紡績業各工會ノ労働者、学生一派ノ牛耳ル所トナレリ同大会ニ於テ南京政府ノ打倒ト共ニ「ソヴィエト・ロシヤ」ノ擁護、土地革命ノ擁護等ノ決議現ハレタルニ依ルモ這般ノ事情窺知スルニ足ルヘシ加之中国共産党ハ第十九路

下ノ処剿匪軍牽制ノ程度ヲ越エス又其ノ程度ノ実力ヨリ無シト觀察セラルルモ将来万一紅軍ノ勢力拡大シ又ハ支那当局カ抗日運動ニ対スル政策ヲ誤ルニ於テハ共産党ノ終局ノ目的カ全国総暴動計画ノ實現ニアル限り之カ前途樂觀ヲ許ササルモノアルト共ニ右政策カ「コミンテルン」ノ反帝政策ノ一表現タル以上何等カノ理由ニ依リ國際共産党ノ方針ニ变化ヲ来スニ於テハ同運動カ別個ノ方向ヲ取り得ル可能性ナキニ非サル次第ナリ因ニ滿州ニ於ケル赤化運動ハ今後共支那本部ニ於ケル赤化運動ト分離シテ考察スル能ハサルモノナル処本件第三「インターナショナル」ノ抗日政策ノ如キハ之ト至大ナル關係アリト言フヘシ

三、排日運動ニ対スル帝國政府ノ見解並ニ措置
今次排日運動ノ經過並ニ特色前述ノ通りナルカ就中市商會ノ如キ公共団体カ公然排日貨ヲ唱導シ殊ニ政府ニ於テ血魂鋤奸団等ノ兇暴行為ヲ放任スルカ如キハ通商条約ニ依ル取引ノ自由ヲ阻害シ日支兩國ノ友好關係ニ悖リ（一）國カ一方ニ於テ自國臣民ト相手國臣民トノ取引ノ自由ナルヘキ事ヲ承認シナカラ他方ニ於テ其ノ相手國臣民ト自

軍ノ内部ニ上海事件發生前ヨリ窃ニ黨員ヲ潛入セシメ秘密裡ニ革命軍事委員會ヲ組織セシメタルカ同委員會ハ最モ熱心ニ抗日工作ニ従事シ之カ急先鋒トナレル事實アリ

上海事件後血魂鋤奸団ノ發生スルヤ同団ノ過激且秘密手段ハ共産党ニ好個ノ乗スヘキ機會ヲ与ヘ殊ニ折柄將介石カ自ラ漢口ニ赴キ全力ヲ尽シテ剿匪ニ従事シツアルニ対シ之等剿匪軍ノ行動ヲ牽制シ並ニ後方攪乱ノ目的ヲ達センカ為メ漢口、上海、天津等ニ於テ暴動計画ヲ立ツルニ至レリ就中漢口ニ於テハ市内ニ潛入セル共産黨員ハ鋤奸団ノ抗日運動ヲ好機トシテ下級党部委員ヲ手先キトシテ同団ノ工作ヲ拡大シ同時ニ各工場労働者ヲ利用シ武漢三鎮ノ電燈工場ヲ爆破シ市内ヲ暗黒化シ一挙ニ暴動ヲ起サントスル計画ヲ樹ツルニ至レリ本計画ハ未然ニ發覺セルカ後記ノ如ク武漢警備司令カ断乎トシテ鋤奸団彈圧ノ方針ヲ採ルニ至レル根本ノ動機ハ本件共産党ノ隱謀發覺セルカ為ニ外ナラス然レトモ之ヲ以テ共産党側カ一旦味ヲ占メタル抗日運動利用政策ヲ拋棄スヘシトハ目セラレス同党ノ暴動計画ハ目

由ニ取引ヲ為サントスル自國臣民ノ意思ヲ他ノ自國臣民カ拘束シ又ハ之ニ対シ危害ヲ加フルヲ默認スルハ明白ナル矛盾ナリ而モ日本臣民ト支那臣民トノ取引ノ自由ナルヘキコトハ兩國平和及友好關係ノ基本ニシテ支那側ト雖モ曾テ否認シ居ラサル処ナリ）当然政府ニ於テ責任ヲ負フヘキモノナルノミナラス上海停戰協定ノ精神ニモ反スル次第ナル処同事件後ニ於ケル排日貨運動取締方ニ関シテハ努メテ支那側官憲ノ自發的措置ニ信頼スルノ立前ヲ執リ之カ成行ニ対シ注意ヲ怠ラサリシカ上海ニ於テハ本年一月二十八日排日団体取締ニ関スル市長ノ誓約モアリ同地總領事ニ於テ數回ニ亘リ支那側当局ノ注意ヲ喚起シ更ニ八月十七日市長ニ対シ正式抗議ヲ提出シタルニ対シ市長ハ充分ニ取締ルヘキ旨確約アリ又福州ニ於テモ本年一月七日ノ排日取締ニ関スル省政府ノ公約（十一日付省政府公文）アルヲ以テ同地總領事ヨリ十月十四日公文ヲ以テ之カ勵行ヲ求メタルニ対シ省政府ハ同十五日右我要求ヲ確認セルヲ以テ帝國政府トシテハ之等支那側ノ取締振嚴重監視中ナリ（因ニ福建ノ事態ニ関シテハ追テ在支公使ヨリ公文ヲ以テ國民政府ノ注意ヲ喚起シ嚴重ナル取

縮方要求ノ予定ナリ)

尚上海及福建以外ノ各地ニ於テモ数次ニ亘リ支那側ニ対シ注意ヲ促シ取締ノ勵行ヲ求メタルカ事件発生以来各地ニ於テ抗議又ハ申入レヲ為セル數、本調査作製迄合計三十回以上ニ達セリ之ト同地ニ各地出先領事館警察ニ於テハ警戒ヲ嚴シ必要ニ応シ軍艦ノ派遣陸戰隊ノ配備ヲ為シ又ハ居留民ノ租界内引揚ヲ命シ在留民ノ自重ヲ諭達シ不穩分子ノ退去ヲ命スル等極力事端ノ發生ヲ防止スルニ努メツツアリ

(昭和七年九月一日貴族院予算委員會ニ於ケル内田大臣ノ答弁参照)

四、支那側ノ取締振

右我方ノ申入レニ對シ支那側官憲ハ当初各種ノ理由ヲ設ケテ之カ取締ヲ躊躇シ又ハ表面取締ヲ言明シナカラ何等之カ実績挙カラサル有様ナリシカ曩ニ記述セル如ク血魂鋤奸團ノ行動深刻ナルニ連レ共產党ノ乘スル所トナリ重大陰謀發覺スルヤ漢口警備司令ハ八月二十九日断然鋤奸團ノ取締檢挙ヲ開始シ次テ軍事委員長蔣介石ハ九月六日全国軍事機關ニ對シ鋤奸團其他排日団体ノ取締ヲ命ス

リシト支那側ノ彈圧ニ依リ急速ニ事態ノ改善ヲ見タル地方アル点ニ於テ極メテ興味アル事例ヲ示スモノト言フヘシ由來排日運動ヲ外交上ノ駆引ニ利用セントセルハ從來其ノ例ニ乏シカラス濟南事件ノ際ト言ヒ又近クハ万宝山、朝鮮事件ト言ヒ皆是ニシテ滿州事變勃發後ニ於テモ同事件カ支那側ノ排日運動政策ノ結果ナルニ想到セスシテ却ツテ排日運動ヲ鼓吹シ其ノ結果遂ニ上海事件ノ發生ヲ見ルニ至レリ然ルニ同事件ノ後ニ於テモ依然トシテ旧態ヲ改メス滿州ノ事態ニ対応センカ為前例ナキ「テロ」手段ニ出テタルハ前記外交当局ノ言明、中央党部ノ密令、市商会ノ通告等ニ徴シテモ明瞭ナルカ支那側ニ於テ斯クノ如ク其ノ伝統的政策タル「排日運動ヲ外交ノ駆引ニ利用セントスル」ノ政策ヲ改メサル限り滿州事變並ニ上海事件ヲ馴致セル根本原因芟除セラレ居ラスト稱スルノ外ナク又地方官憲カ抗日運動ヲ内政的ニ利用スルハ突發事件發生ノ危險ヲ伴フモノト謂ハサルヘカラス

(付屬書)

(一)

付屬第一号(極秘扱)

ル所アリ其ノ結果漢口ニ於ケル排日運動ハ急速ニ終熄シ日貨ノ取引再開ヲ見ルニ至レルカ尚上海、天津、濟南等ニ於テモ夫々排日取締ヲ開始スルニ至リタル為事態著シク改善シ其ノ後九月十五日ノ滿州国承認當日並ニ九月十八日ノ滿州事變勃發記念日當日モ支那側ノ嚴重周到ナル取締ノ結果著シキ事故ヲ見スシテ經過セリ尤モ之ニ依リ血魂鋤奸團ノ行動カ消滅セル次第ニハ非スシテ却ツテ潛行的トナリツツアルハ其ノ後九月二十六日上海ニ於テ駐支公使暗殺計画ノ發見等ニ徴スルモ明瞭ニシテ就中党部ノ勢力盛ナル南支地方殊ニ福州ニ於テハ日貨ノ焼却、華商及台灣籍民ニ對スル危害、船夫ノ脅迫等ノ暴行行ハレ又廣東ニ於テハ西南執行部及西南政務委員會連名ヲ以テ武装反抗繼續ヲ通電シ不敬記事亦再三掲載サル有様ニテ此ノ方面ニ於ケル支那側ノ取締ハ我方ノ要求並之ニ對スル支那当局ノ取締方言明ニ拘ラス地方政局ノ動搖、中央ニ對スル内政的關係等ノ為メ毫モ実績挙ラサル狀況ニアリ

五、結論

今次ノ排日運動ハ其ノ行動ノ極メテ深刻、「テロ」的ナ

国民党中央委員會公信第一六九三号密令

(昭和七年八月二十六日付北平市党務整理委員會發各人民团体及新聞通信社宛)

中央宣傳委員會ヨリ公信第一六九三号密令ヲ以テ

「各地人民カ抗日運動ニ折角努力スルモ一時ノ興奮ニ驅ラレ軌外ノ行動及言論ニ出テ一時ノ快ヲ貪リ現ニ事實ノ如何トモ為シ難キヲ想ハス且種々不良ノ結果ヲ惹起シ殊ニ新聞記載ノ抗日消息ハ常ニヨリ誇大的ニシテ例ヘハ某軍ハ某地ニ集中シ又某人ハ某方面ヨリ東北義勇軍ニ大量ノ武器食糧ヲ供給セリ等此等新聞ノ宣傳ヲ見ル時我國軍隊ノ勢力ハ大イニ日本軍ヲ超過セル模様ナルカ是即チ國軍及國人ノ心理ヲ驕慢ニ導キ敵ニ其軍民ヲ激勵スル口実ヲ与フルナリ、且我軍事行動ハ秘密ナル可キモノナルニ何故ニ之ヲ公開宣示シテ敵ニ一切ヲ知ラシムルヤ又最近ニ於ケル上海ノ血魂鋤奸團ノ挙動及各重要商埠ノ排日貨運動ハ実地ニ就キ秘密ニ積極的ニ日人經濟上ノ死命ヲ制止スヘク新聞紙ハ之ヲ鼓吹シ人民亦恐慌シ從テ排日貨運動ニ却テ障礙ヲ生セシメ且日商及奸漢ヲシテ却テ藉口爭端ヲ起サシムルカ如キコト有ル可カラス凡ソ此等ハ深ク考ヘサルモノニ屬ストシ憤慨シテ

以テ事ニ従フ為動機ハ愛国ヨリ起レトモ實際ハ多ク国ヲ誤ル結果ニ至ルモノナレハ今後直ニ之ヲ改正シ流弊ヲ免レ実効ヲ増加スヘシ外患日ニ急ナルノ時日本人各所ニ事ヲ構ヘ争端ヲ開キ機ニ乗シテ中国ヲ破壊シ深く侵入占拠セントスル際ナレハ吾人ハ事変ノ誇張宣伝或ハ日本人ニ口実ヲ与フルカ如キ挙動ヲ惹起スル事ハ極力避ク可キナリ但シ實際抵抗ノ便法ヲ極力実行スルニ当リテハ敵ヲ見テ怯ム可カラス又偽瞞セントシテ却テ自ラ欺カル可カラス各地ニ於ケル同胞同志ハ犠牲ノ決心ヲ懷キ堅忍ナル奮闘ヲ為シ且ツ自己ノ国力及国家ノ地位ヨリ其ノ他ノ環境ヲ詳悉シ隱忍自重誇ラズ騒カス党部ヨリ中央ノ意思ヲ人民ニ与ヘ次テ人民ハ自ラ動作シ計画ノ組織及進行アラハ党部ハ秘密ニ之ニ正当ナル支持ヲ与ヘ上下一心團結シ共ニ国難ニ赴キ一致ヲ以テ實際抗日ノ工作ニ従事シ敵ニ乗ス可キ機会ヲ与フ可カラス即チ日貨抵制ニ付テ論スルニ商人ヲ勸導シテ日貨ヲ販売セシメス人民ヲ勸導シテ日貨ヲ買ハシメス且ツ奸商ヲ検査シ断シテ日本人ト直接衝突セシム可カラス是吾人ノ日貨抵制及抗日ノ意義ニ対スル宣伝ニシテ目前ノ急務工作ナリ但シ我日貨抵制ノ方法及抗日ノ実情ヲ新聞紙上ノ宣布ニ依リ敵ニ一

コト

五、各博物館民衆教育館及其他ノ社会教育機関ハ国恥地圖東三省ノ物産表及飛行機ノ模型等救国ニ関スル材料ヲ増加設備スルコト

六、救国ニ関スル民衆向読物ヲ出版配布スルコト
七、支那ノ国恥及各国ノ復興ニ関スル事蹟ヲ簡明ニ編纂供給シ民衆ヲシテ救国ノ必要ト責任ヲ知ラシムルコト

八、民衆精神ヲ發揚スルニ足ル歌及東北回収ノ歌ヲ作り全国民衆ニ配布スルコト

九、新劇、活動写真、幻燈、蓄音機、「ラヂオ」等ニ救国材料ヲ応用スルコト

十、其他有効ナル各種ノ方法

(三)

付属第三号

昭和七年七月十七日上海市商会ヨリ各同業公会宛ナセル日本綿糸布排斥ニ関スル通告

本市各綿糸業者カ最近大量ノ綿糸ヲ購買シ、杭州、嘉興、嘉善、硤石、盛沢、松江、蘇州、常州、常熟、無錫、江陰等各処ニ売捌キツツアリトノ情報ニ接シタノテ、市商会ハ

切告ク可カラス尚其ノ他ノ事ハ本趣旨ヲ体シ實際ニ努力シ事半ニシテ功倍スルノ効果ヲ納ム可キ事ヲ切望ス之ヲ要スルニ敵貨ニ対スル方法殊ニ血魂鋤奸團ニ対シテハ須ク慎重ヲ要シ誇張ナル宣伝ヲ為ス可カラス本文到達ノ上ハ所属機関ニ令シ遵守セシメラレ度シ且ツ此ノ意ヲ各人民団体及各新聞通信社ニ密告シ遵守セシメラレ度キ」旨申越アリタルニ付茲ニ貴会(社)ニ通知ス

(二)

付属第二号

救国教育実施方ニ関スル教育部ノ通令(十月十七日付)
一、各社会教育機関ハ其他ノ民衆ヲ督励指導シ東北義勇軍ニ対シ精神的及物質的援助ヲ与フルコト

二、国貨ノ提唱ハ仇貨抵制ノ根本弁法ナルニ付国貨展覽会ヲ開キ又ハ小規模ノ国貨製造ヲ提唱スル等各種ノ方法ヲ講スルト共ニ民衆ヲシテ仇貨ヲ切実ニ識別セシメ且奸商ニ対シテハ嚴重ナル制裁ヲ加フルコト

三、国難宣伝隊ニ対シテハ国難宣伝修道ヲ行ヒ国難ニ関スル宣伝ヲ普及スルコト

四、各図書館教育館ハ力メテ救国ニ関スル材料ヲ設備スル

各商店ノ代表者ニ参集ヲ求メ、警告シテ其悔悟ヲ求メント期シタカ、何レモ回避シテ来集セス、シカモ依然販運ヲ継続シテイル、カク私利ヲ図リ大義ヲ識ルニ罔キハ、口舌ヲ以テ之レニ対シテモ効ナキコトヲ知ルニ足ル。惟フニ、日本綿糸ノ販路ハ織布廠ト、メリヤス工場ガ大宗デアツテ、需要者カ相戒メテ買ハナケレハ、各奸商モ亦技窮シ氣沮ムニ至ラン。日本軍閥ガ東三省ヲ、永久中国ニ返還セスト言明スル時ニ当リ、中国国民力徹底的ニ奮闘スルニ非ラサレハ、日本ヲ反省セシムルノ機ハ、断シテナイノテアル。弊会ハ貴公会ニ諸ヒ各綿糸商ニ対シ、日本糸ヲ売ラシメス、又其購買ヲ嚴重ニ取締リ敵愾心ヲ堅固ニシテ、公感ヲ深カラシメンコトヲ期セントスル次第デアル。

(四)

付属第四号

上海市商会ノ全国民衆団体宛通電(八月十二日)

弊会ノ接受シタ各種ノ情報ヲ綜合スルニ、最近奸商カ日貨ヲ混売スル技倆ハ、愈ヨ出テテ愈ヨ奇ニ日本工場綿布ノ如キ、始メハ他人ノ商標ヲ假冒シテ居タカ、危險ヲ感シ終ニ虚構ノ工場名及商標ヲ付シ遠地ノ客商ヲ欺瞞シテイル。而

事項3 中国各地における排日状況

月日	場所	事項
九月五日北平	平	抗日救国会ノ日貨封存完了ス
九月七日上海	海	上海報不敬記事掲載ス
九月九日北平	平	各界抗日救国会九、一八紀念日籌備委員會開催、紀念大会舉行、日貨検査等ヲ決議ス
九月九日東	東	西南国民対外協会広東支部抗日声明ヲ各地ニ通電ス
九月十二日九江	江	南昌商務總會緊急會議開催政府警備司令部及公安局ニ救国除奸団取締請願ス
九月十四日南京	京	交通部ハ各地郵便局ニ十八日ヨリ一週間、紀念「スタンプ」使用方通令ス
九月十五日上海	海	上海總商會ハ国民政府及中央党部当局ヘ滿州國討伐令發出方電請ス
九月十六日上海	海	支那全國商會連合會、上海商會、銀行公會及錢業公會ハ連盟事務局、外交部、中央党部其他ニ對シ、滿州國承認絶対反対、連盟規約擁護ヲ電請ス
九月十七日上海	海	市商會ノ各種同業公會ハ駐日支那公使ノ召還、駐支日本公使ノ公務上ノ礼遇廢止方電請ス
九月十八日上海	海	九、一八紀念日籌備會排日貨決議ス
九月十九日南京	京	交通部ハ郵政局ニ對シ九月十八日ヨリ「雪恥救国回復失地」ノ特別「スタンプ」ノ使用方訓令ス
九月十九日厦門	門	中央委員會ハ「國民ニ告クルノ書」ヲ發出ス
九月二十日福州	州	民船公會ハ二十一日以後、所屬會員ノ日貨運搬ヲ嚴禁ス
九月二十日福州	州	省政府ハ中央ヨリノ内訓ナリトシ舶來品使用ヲ禁ス

九月二十日福州	州	總商會ハ綿布商、石炭商等ヲ召集シ今後日貨ヲ取扱ハサル旨ノ誓約書ニ捺印セシメ破約者発見ノ上ハ共產黨員タルノ罪名ノ下ニ処分スル旨申渡ス
九月廿四日福州	州	省党部及反日會員ハ日貨取扱ノ廉ヲ以テ海產雜貨取扱華商源隆号外四軒ニ各々約三百元ノ罰金ヲ課ス
九月廿六日福州	州	郵務工會、洋務工會、海員工會、海關職員工會等代表ハ福建省會特別工會救國會ヲ組織ス
九月廿七日福州	州	県党部ニ各工會、學校、新聞記者各代表參集シ反日會ヲ組織スルト共ニ船舶入港ノ際ハ馬尾及海關附近ニ検査員ヲ派シ台湾人、支那人ヲ問ハス日貨ヲ検査沒收スヘキコトヲ決議シ右実行ニ際シ援護方十九路軍及綏靖公署ニ請願スルト共ニ十月始メヨリ右実行方打合ハス
〃	福州	閩侯県党部ニ省党部、県党部、県商會、民國日報、棉布公會、海產公會、教育會、國貨促進會、汽船公會等ノ代表集合シ綏靖公署ノ保護方請願及排日貨具體并法ヲ決議ス
九月廿八日福州	州	人力車工會、碼頭工會、救火會、國貨促進會等二十三団体ハ各団体連合救國會ヲ組織ス
〃	福州	福州反日救國會再組織ニ着手ス
十月一日福州	州	綿布商ハ總商會ヲ通シ抗日會ニ封存日貨処分并法實施方ヲ要求ス
十月四日福州	州	県商會ハ各種商人団体代表者ヲ集メ八日迄ニ現存日貨ノ數量ノ届出、双十節當日公共體育場ニテ日貨焼却及今後日貨ノ仕入中止ヲ決議ス

シテ弊會テハ之等ノ虚構廠名及商標ヲ調査シ、各地ノ愛國団体ニ分送シテ置イタ。全國ノ同胞ニ望ム、一致奮起虎ノ為ニ帳ヲナス奸商ト徹底的ニ奮戦シ、以テ民族ノ生存ヲ求メンコトヲ。凡ソ日貨ヲ密売スル者ハ、親族故旧ヲ問ハス、一切交際ヲ断チ社会ノ公意ヲ以テ、畢世ノ人格、權利、名譽ヲ剝奪スヘシ、即チ是レ古語ニ謂フ「筆伐口誅ハ其効用斧鉞ヨリモ嚴ナリ」テアル云々。

(付表)

付表第一号 抗日關係一覽表

(-)政府、党部其ノ他公共又ハ不法団体ノ行動一覽表

月日	場所	事項
六月十九日北平	平	行政院長汪精衛外交部長羅文幹ハ新聞記者ニ日貨抵制ハ人民ノ自由權利ノ發動ニシテ政府ハ干渉セスト声明ス
七月十日上海	海	血華社、國魂救國等ノ暗殺団約十七ニ對シ排日貨運動開始方指令
七月十七日上海	海	上海市商會ハ日本綿糸布排斥ヲ決議ス
七月十九日上海	海	上海市商會排日貨繼續ヲ各同業公會ニ通告ス
八月六日上海	海	上海市商會ハ對日經濟絶交貫徹方ニ関シ再度各公會ニ通告ス
八月十日上海	海	中國共產党中央ハ「九、一八一週年記念ニ関スル通知」ヲ發出シ反日反帝運動組織強化方各級

八月十二日上海	海	党部ニ指令ス
八月十九日漢口	口	上海市商會ハ日貨假裝販売ヲナス奸商ニ社会的制裁ヲ加フヘキ旨全國民衆団体ニ通告ス
〃	天津	總商會ハ日貨排斥並假裝販売者ニ對スル制裁ヲ通告ス
〃	天津	市商會ハ各日貨商ニ對シ三日以内ニ手持品ヲ全部整理スヘキ旨決議ス
八月二十日北平	平	北平各界抗日救國會九月一日ヨリ日貨排斥、日貨封存ヲ決議ス
八月廿一日漢口	口	漢口綿糸布同業組合ハ排日貨ヲ決議ス
八月廿二日漢口	口	漢口綿布卸商同業公會ハ日貨取引停止ヲ決議ス
〃	漢口	海產物砂糖同業公會日貨取引停止ヲ決議ス
〃	天津	市商會ハ再度日貨封鎖ヲ命ス
八月廿五日上海	海	上海各団体救國連合會ノ主唱ニヨル全國民衆救國連合會成立ス
八月廿六日厦門	門	閩南抗日救國總會各地抗日団体ニ義勇軍ノ組織ヲ慫慂シ訓練用トシテ銃器供与方方十九路軍ニ懇請ス
〃	北平	北平市党務整理委員會ハ中央宣傳委員會公信第一六九三號排日工作密令ヲ轉達ス
〃	天津	綿糸布同業公會ハ日貨封鎖ヲ決議ス
八月廿七日上海	海	中國共產党中央ハ「日貨抵制ニ関スル決議」ヲ密發、下級機關ニ日貨排斥執行方指令ス
八月三十日厦門	門	日貨調査會ハ權限ノ縮小ノ海上糾察隊ヲ組織ス
八月卅一日天津	津	天津市党部ハ各新聞社ニ對シ日貨抵制運動ノ状況ヲ新聞紙上ニ發表スヘカラサル旨密令ス
九月五日上海	海	連盟規約擁護委員會成立ス

事項3 中国各地における排日状況

九月十四日	九月十五日	九月十六日	九月十七日	九月十八日	九月十九日	九月二十日	九月廿一日	九月廿四日	九月廿五日
江	江	上	福	厦	厦	上	上	蘇	厦
潮崎洋行爆竹投入(一名負傷)	解雇サレタル鮮人「パス」雇人ト工務局外人巡査ト衝突	日本人小学生ト支那学生ト衝突	支那呉服店ニ爆弾投入	暴徒邦人妻名義ノ支那商及二軒ノ支那商襲撃、日貨焼却	籍民ノ貨物ヲ運搬セル「ジャンク」船夫二名、顔面ニ「コールタール」ヲ塗抹、市内ヲ引廻ハサル	我歩哨支那人ヨリ投石サル	紀念日游行中ニ不敬仮装者ヲ出ス	中法藥房ニ爆弾投入	抗日会ハ日貨荷役ヲセル広東丸ノ艇ノ船主ニ警告ヲ發ス
					</				

十月五日	厦門	抗日会特別委員会ヲ開催前記日貨処分弁法ニ二三条件ヲ付シ其ノ発売許可ヲ決議ス
十月十日	廣東	広州市國貨提唱委員会主催ノ第二次國貨展覽會開会式ヲ舉行
十月十一日	福州	各団体連合救國會成立式舉行
〃	廣東	西南執行部及西南政務委員會連名ニテ武装反抗總統ヲ声明ス
十月十四日	厦門	台湾籍民義春洋行ノ海產物水上糾察隊ニ留置サル
十月十七日	南京	教育部通令ヲ以テ救國教育案ノ制定実施方命令ス
十月十九日	廣東	廣東民衆東北義勇軍援助大会成立
十月二十日	漢口	省市党部ハ武漢商、工、学、各界団体ニ東北義勇軍援助寄付金募集開始方要求ス
十月廿一日	漢口	東北義勇軍武漢各界後援會第一回準備會議開催

(二)直接行動一覽表

月日	場所	事件ノ概略
七月十日	上海	本邦石炭取扱商ニ対スル爆彈ノ送付
七月廿七日	上海	中國綿業公会及綿糸布取扱商ニ対スル脅迫状及爆彈ノ送付
七月廿八日	上海	石炭取扱商永祥号ニ対スル爆彈投入(店員一名重傷)
八月七日	上海	支那綿布問屋ニ対スル手榴彈ノ送付
〃	上海	同日夜支那雜貨商ニ対スル爆彈ノ送付
八月十四日	天津	支那雜貨店ニ対スル爆彈事件(店員一名負傷)

(二)直接行動一覽表

月日	場所	事件ノ概略
七月十日	上海	本邦石炭取扱商ニ対スル爆弾ノ送付
七月廿七日	上海	中国綿業公會及綿糸布取扱商ニ対スル脅迫状及爆弾ノ送付
七月廿八日	上海	石炭取扱商永祥号ニ対スル爆弾投入(店員一名重傷)
八月七日	上海	支那綿布問屋ニ対スル手榴弾ノ送付
八月十四日	天津	同日夜支那雜貨商ニ対スル爆弾ノ送付
八月十四日	天津	支那雜貨店ニ対スル爆弾事件(店員一名負傷)

八月十五日	八月十六日	八月十七日	八月十八日	八月廿二日	八月廿三日	八月廿四日	八月廿五日	八月廿九日	九月二日	九月七日	九月十二日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃</
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

事項3 中国各地における排日状況

月日	場所	事	項
七月廿三日	上海	上海總領事ハ市政府参事殷汝耕ニ対シ排日運動取締方申入ル	
七月廿八日	上海	殷汝耕ニ対シ再申入ル	
八月十四日	天津	天津總領事ハ支那側当局ニ対シ排日取締ヲ申入ル	
八月十六日	天津	天津總領事ハ韓主席ニ対シ取締ヲ要求ス	
八月十七日	天津	天津總領事ハ公文ヲ以テ市長ニ対シ排日団体ノ取締ヲ要求ス	
八月十八日	上海	上海總領事ハ吳市長ニ対シ正式抗議ヲ提出ス	
八月十八日	南京	總領事代理邦商ノ日貨押収ニ就キ抗議ス	
八月廿四日	天津	我陸戦隊日本電信局ニ分遣隊ヲ派遣ス	
八月廿六日	漢口	漢口總領事ハ武漢警備司令ニ対シ排日取締ヲ要求ス	
八月廿七日	天津	重ネテ取締ヲ要求ス	
八月卅一日	上海	日本陸戦隊司令官ハ總領事ヲ通シ陸戦隊ニ関スル排日記事取締ヲ市長ニ要請ス	
九月 七日	北平	領事代理除奸団及排日記事取締ヲ警備司令部ニ要求ス翌八日取締彈圧ヲ言明ス	
〃	北平	北平公使館ニ於テハ市政府当局ニ対シ排日貨取締ヲ申入ル	

九月 八日	廣東	紀念日前後ノ越軌行為取締申入ヲナシ支那側当局ノ言明ヲ得	
九月 九日	汕頭	領事代理、日貨取引杜絶ニ対シ抗議	
〃	汕頭	九、一八紀念日当日取締方申入	
九月 十日	濟南	總領事ヨリ再度韓主席ニ取締ヲ要求ス	
〃	青島	總領事軍艦ノ派遣ヲ要請ス	
九月 十二日	青島	總領事代理、周市長ニ紀念日前後ノ特別警戒方要請ス	
九月 十三日	蘇州	領事、吳長ニ民衆ノ越軌行動取締方要請ス当局邦人保護ヲ言明ス	
〃	漢口	武漢警備司令ニ対シ取締ヲ要求ス	
〃	廣東	廣東總領事ハ邦人ニ租界内引揚ヲ命ス	
九月 十四日	上海	有吉公使ヨリ吳市長ニ対シ再ヒ取締ヲ依頼ス	
〃	北平	中山書記官北平市政府当局、公安局ニ紀念日当日ノ取締要請ス当局取締及邦人保護ヲ言明ス	
〃	漢口	紀念日前後ノ取締方申入	
九月 十五日	廈門	為念紀念日当日ノ取締申入	
〃	廈門	軍艦北上入港ス	
九月 十七日	福州	驅逐艦及梨入港ス	
〃	福州	水兵二十五名士官一名ヲ上陸セシメ万ニ備フ	
〃	廈門	暴徒日貨焼却ニ対シ總領事抗議提出ス	
〃	上海	水上公安局ニ取締要求ス	
九月 十八日	福州	安寧妨害ノ俱アル邦人四名ヲ本籍地ヘ送還ス	
九月 二十日	上海	總領事居留民ニ自重方論達ス	
九月 廿一日	廣東	陸戦隊ノ特別警戒配備撤収	
〃	廣東	不敬記事解決ニ関シ三条件提議	

(三)支那側ノ措置一覽表

月日	場所	事	項
八月廿七日	濟南	山東省政府ハ排日取締ニ関スル布告及訓令ヲ発布ス	
〃	天津	市政府ハ公安局ニ対シ救国団体等ノ查明逮捕ヲ命ス	
八月廿九日	漢口	武漢警備司令官ハ除奸団ヲ檢挙ス	
八月卅一日	漢口	蔣介石省市党部並ニ公安局首脳部ニ抗日取締ノ密令ヲ訓達	
九月 一日	上海	吳市長ハ排日運動取締方ニ関スル布告並ニ「市民ニ告クルノ書」ヲ発ス	
九月 六日	漢口	蔣介石ハ全国軍事機關ニ対シ除奸団其他ノ排日団体ノ取締ヲ命ス	
〃	北平	張學良九月中全愛國運動中止方通達	
九月 廿二日	青島	周市長總領事代理ニ紀念日前後ノ特別嚴重取締言明	
九月 十二日	九江	南昌商務總會ノ請願ニ対シ当局ハ新聞ヲ以テ救国除奸団ニ警告ス	
九月 十三日	漢口	何成濬民衆ノ集会、游行講演ヲ一切嚴禁	
〃	南京	戒嚴令施行	
九月 十四日	天津	主席于學忠、紀念日当日ノ団体運動彈圧方針ヲ聲明	
〃	漢口	湖北省主席夏斗寅紀念日ニ各界ノ一切游行取締ヲ嚴禁	
九月 十五日	北平	公安局北平大学ニ手入レ共產黨員ニ使喚サルル大学生四十名逮捕	

九月 十五日	濟南	本十五日ヨリ二十日迄市内ニ準戒嚴令施行、軍隊及公安局保安隊各巡邏隊ヲ編成、警戒実行ス	
〃	漢口	特別戒嚴令施行、特ニ日本租界ヲ嚴戒	
九月 十七日	南京	憲兵司令部抗日代表大会並ニ宣傳隊及義捐金募集隊ノ市中徘徊ヲ突如禁止ス	
〃	上海	全市特別戒嚴令ノ施行。社会局各工場ニ紀念日当日休業阻止、教育局学生ノ游行示威ヲ嚴禁訓達	
九月 十八日	福州	特別戒嚴令ヲ布キ特ニ邦人住宅区域ヲ嚴戒	
〃	漢口	特別戒嚴令ヲ施行ス	
〃	廈門	鼓浪嶼側ヨリ潜入セル不良分子ヲ逮捕	
九月 廿二日	廣東	不敬記事ニ関シ民国日報ニ更成取消文ヲ掲載セシム	
九月 廿四日	漢口	特別戒嚴令撤去	
九月 廿五日	漢口	日本租界特別警戒ノ便衣警查隊三班全部引揚	
九月 廿六日	廈門	水上糾察隊主任郭某ヲ召致警告ス	
十月 八日	天津	市長ハ北平ニテ張學良及湯爾和ヨリ抗日運動取締ノ嚴命ヲ受ク	
〃	漢口	警備司令楊杰我方ノ要求ヲ容レ泰安紡績ノ不穩分子ヲ鎮圧ス	
十月 十一日	漢口	泰安紡績警備ノ無為ノ保安隊ト武装兵トノ交代ヲ了ス	
十月 十四日	福州	蔣光鼐、方声濤連名ニテ治安維持取締ニ関スル布告ヲ發出ス	
十月 十五日	福州	省当局、藤山教国会暴行事件ニ関シ我方ノ解決条件ヲ全部確認ス	
十月 十八日	天津	市長、公安局長ニ命シ封鎖セル日貨ヲ解封セシ	

九月廿二日	東	不敬記事更成取消掲載サレタルニ付改メテ二条件要求ス
九月廿四日	福州	馬五妹ノ行動ニ対シ抗議ス
九月廿五日	廈門	水上糾察隊ノ行動ニ関シ嚴重抗議ス
九月廿九日	天津	支那街爆弾投入事件ニ関シ総領事嚴重申入ヲナス
十月一日	福州	総領事公文ヲ以テ福州反日救国会ノ再組織ニ関シ省政府ニ実否調査、實現阻止方ヲ申入ル
十月三日	福州	總領事ハ馬公司司令官ニ軍艦派遣考慮方電話ス
十月八日	福州	軍艦北上來福ス
十月十一日	福州	藤山救国会員ノ暴行事件ニ関シ即刻抗議ス
十月十四日	福州	總領事、藤山救国会ノ暴行事件ニ関シ解決条件記載ノ公文ヲ林知淵ニ手交ス
十月十七日	福州	總領事再応抗日団体ノ不穩行動頻出ニ対シ嚴重抗議ス。邦人団体代表者時節柄自衛団ノ組織承認、陸戦隊ノ上陸、軍艦ノ増派等考慮方總領事ニ懇請セルモ總領事ハ右ニ対シ自重方論達ス
十月廿一日	福州	居留民会、台湾公会、商業會議所代表者、再応自衛手段ノ考究、陸戦隊ノ上陸等ニ付總領事ニ要請セルモ再ヒ時局柄一段ノ熟慮ヲ要望シ自重方ヲ論達ス

(編注) 付表第二号(人名、地名英支对照表) は省略した。

14

昭和7年10月28日

在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

日貨排斥の目的達成とみられる現状につい

排日運動内部対立の状況について

廈門 11月4日後発
本省 11月5日後着

第四四八号

(1) 一、当地抗日会ハ十一月二日ヲ以テ成立後満一年ニ達シ其ノ組織大綱ニ依リ同日執行委員ノ改選ヲ行フ事トナリタルカ之ヨリ先同会成立当日之ト犬猿ノ間柄ニアル旧反日会系一派(所謂工界反日救国会)ハ之ヲ機会ニ抗日会ヲ乗取ル可ク策動ヲ続ケ来リ又抗日会側ニ於テモ之カ対策ニ腐心シ旧存日貨ノ発売ヲ認メタルモ実ハ多数ノ同業公会ヲ包容スル商會側ニ対スル人氣取策ト見ラレ居タリ一方党部ハ抗日会ヨリ常ニ党部自体ノ存在ヲ無視セラレ殊ニ九、一八紀念日ノ如キニ於テハ抗日会ハ党部側ノ熱心懇切ナル主張ヲ押切ツテ中山公園ニ於テ代表大会ヲ開キタル等ノ事モアリ兩者ノ關係ハ益々疎隔シ自然党部ハ旧反日会系ノ運動ヲ援助スルニ至レリ

二、旧反日会系ト策定セル党部ハ抗日会カ党部ノ命令ヲ待タス勝手ニ改造ヲ行ハントスルヲ不法トシ三十一日選舉延期方ヲ抗日会ニ発令セルカ抗日会側ニ於テハ党部ノ訓令ヲ

て

第二八二号(暗)

福州 10月28日後発
本省 10月28日後着

其後排日状況ハ尚緩和セラレス日貨ノ売行ハ殆トナシ不良分子ノ直接行動ニ怯エ支那商台湾人トモ自動的ニ手控ヲ為スニ至レル結果ナリ彼等ノ直接行動ハ今ノ処減少ノ形ナルモ右ハ不良分子取締ノ嚴重トナリタルニ非スシテ商人側ニ於テ日貨ヲ店頭ニ陳列スル様ノ事ナキニ至リ彼等ノ活動ノ機会カ少クナリタル為ト認メラル伝單ノ頒布ハ相変ラス各団体ニ依リテ為サレ又党部等ノ指揮ニ基ク所謂連鎖狀ヲ以テスル日貨排斥宣伝モ新タニ行ハレツツアリ日貨排斥運動ハ少クトモ一時的ニ其目的ヲ達シタリト云ヒ得ヘキ実狀ナルモ本官トシテハ今ノ処何等適當ナル対策ヲ発見シ難ク成行ヲ注視スルヨリ外ナシ

支、満、北平、南京、漢口、広東、厦門、汕頭へ転電セリ

支ヨリ上海へ満ヨリ奉天へ転報アリタシ

15

昭和7年11月4日

在厦門三浦領事より
内田外務大臣宛(電報)

無視シ予定通り断行スルニ決シ二日定刻前ヨリ予メ武器ヲ携帯セル自派ノ武力団約二百名ヲ会場ノ内外ニ配置シテ反日会側ノ妨害ニ備ヘタルカ一方旧反日会系ニ於テモ態ト其代表ヲ出席セシムルト同時ニ付近ニ武器ヲ用意セル三百名余ノ武力派ヲ配備シタル為間モ無ク会場ノ内外ニ両派揉合摺合ヲ演シアハヤ一大事ニ至ラントセルカ公安局ヨリ多数ノ武装巡警其他馳付ケテ鎮庄ニ努メ又党部代表馬欽杰モ反日会ノ解散ヲ命シタル上付近ニ居合セタル反日会系幹部会員等二百余名ヲ促シテ党部ニ引揚ケタルヲ以テ漸ク事ナキヲ得タリ

(2) 三、其後会場ノ苦力稍落着クヤ居殘レル抗日会ノ硬派五十余名ニテ抗日会一週年紀念会ヲ開キ張聖才等数名ヨリ党部代表馬欽杰ハ日本領事ノ走狗トナリ籍民、無賴漢ヲ指嗾シテ本会場ヲ攪乱セリ等苦シ紛レニ出鱈目ノ演説ヲ為シ且(イ)党部代表カ台湾籍民ヲ使ツテ会場ヲ攪乱セル旨ノ宣言書並ニ通電ヲ発スル事(ロ)党部代表ノ懲罰方ヲ上級党部ニ電請スル事等ヲ決議シ更ニ執裁委員ノ改選ハ一時取止ムル筈ナリシカ党部ハ抗日運動破壊ノ行動ニ出テタルニ付改選ヲ断行ス可シトテ即時選舉ニ移リ建築公会外十四団体

執行委員ニ学界反日救国会外四団体裁判委員ヲ夫々選挙セリ

四、一方反日会側ニ於テモ党部ニ引揚ケ後緊急會議ヲ開キ現抗日会ハ飽ク迄破壊ス可シト強調シ（イ）抗日会一派カ拳銃ヲ擬シ代表ヲ強迫セルヲ指摘シ之ヲ各機關上級党部ニ通電シ其取消ヲ要求シ且別ニ各界抗日救国会ヲ組織ス（ロ）党部ヨリ当地官憲ニ抗日会ノ取消方ヲ要求スル事等ヲ決議セルカ党部側代表馬欽杰ハ更ニ三日新聞記者ヲ招キ（イ）前日張聖才カ党部ハ日本領事ニ買収サレ台湾籍民ヲ指嚇セリ等發表セルカ右ハ全然虚構ナル事（ロ）抗日会側ノ執裁委員改選ハ無効ナル事（ハ）党部ハ今後絶対ニ抗日会ヲ認メサル事等ヲ發表セリ

五、叙上ノ通ニシテ抗日会对党部及反日会ノ反目対立ハ玆ニ再ヒ露骨化シタルカ今後一段ノ紛糾ヲ觀ル可シト予想セラル

公使、北平、上海、南京、福州、汕頭、広東、奉天、漢口へ転電セリ

奉天ヨリ満へ転報アリ度シ

17 昭和7年11月14日

在上海石射総領事より
内田外務大臣宛（電報）

除奸団の活動徹底取締方呉市長に申入れにつ
いて

第一一九八号（暗）

上海 11月14日後発
本省 11月14日後着

当地ニ於ケル除奸団ノ暴行尚熾マサル為漸ク好転セントシツツアル日貨取扱華商筋ニ脅威ヲ与ヘ且ツ一般ノ不安ヲ醸シツツアル現状ニ顧ミ此ノ際呉市長ニ対シ本件取締ノ徹底方要求スル事適當ト存シタルニ付十四日日本官呉市長ヲ往訪シ九月十六日ヨリ十一月十日迄ノ間ニ於ケル爆彈投擲事例トシテ共同租界内八件、仏租界十件、中国街二件ヲ表示セル「メモ」ヲ手交シ租界ノ内外ヲ問ハス呉市長ニ於テ誠意ヲ以テ取締ニ当ラン事ヲ申入レタルニ呉市長ハ租界内ノ事件ハ市政府ニ於テ直接行政權ヲ行使シ得サル為租界工部局ヲ援助スルニ止マルヨリ外無キ次第ナルカ中国街ハ引続キ嚴重取締ヲ励行シツツアリト述ヘ本官ヨリ租界内ノ事件ニ付テモ積極的ニ努力アリ度旨申入レタルニ呉市長ハ租界内ノ出来事ニ付テハ責任ヲ執ル可キ筋合ニ非サルモ自分カ日

16 昭和7年11月8日

在北平矢野参事官より
内田外務大臣宛（電報）

除奸団による爆彈投擲事件取締を市長に申入
れについて

北平 11月8日後発
本省 11月8日後着

第六四四号（暗）

数日来当地中元公司（天津中元公司ノ支店ニテ最近開店セルモノ）其他二三ノ日貨取扱ヒ支那商店ニ対シ鉄血除奸団一味ノ仕業ト認メラル（投擲シタル爆彈カ山西軍用類似品タル点ヨリ何等カ他ノ系統ノモノタリト云フ説モアルモ犯人逮捕ヲ見サルニ付明カナラス）爆彈投擲事件頻発セルヲ以テ八日市長ヲ往訪シ右嚴重取締方要望スルト共ニ居留民ノ保護方ニ付申入レタル処市長ハ前者ニ対シテハ目下公安局ヲ督励シテ極力犯人ノ逮捕及彈圧ニ任シ居レルニ付暫時猶予アリ度後者ニ対シテハ充分ノ保護ニ任シ居ルニ付御安心アリ度キ旨述ヘタルニ依リ本官ハ此ノ上トモ一層ノ取締並ニ邦人保護方ヲ要求シ置ケリ

支、南京、満、天津へ転電セリ

18 昭和7年11月17日

在上海石射総領事より
内田外務大臣宛（電報）

共同租界内における除奸団取締に関する工部
局との折衝について

上海 11月17日後発
本省 11月17日後着

第一二〇三号（暗）

（一七文書）
往電第一一九八号ニ関シ

十七日日本官市参事會議長「ベル」ヲ訪問共同租界内ニ於ケル最近除奸団ノ活動殊ニ犯人カ一人モ逮捕セラレサル事実ヲ指摘シ嚴重取締方申入レタル処「ベル」ハ工部局トシテモ出来得ル丈ケ取締リ居ルモ唯脅迫状ヲ受ケタル支那人カ後難ヲ恐レ工部局警察ニ何等通報セサル為暴行ヲ未然ニ

防止シ得サルコトアルハ遺憾ナリ然レ共今後益々警察ヲ督勵シテ取締ニ当ラシムヘシト答ヘ尚具体的取締方法ニ付御氣付ノ点モアラハ申出アリ度シト付言セリ依テ考究ノ結果利ニ敏キ支那人ノ特質ヲ利用シ除奸団ノ暴行ニ付予メ情報ヲ供給セル者ニ懸賞ヲ与フルコトスルモ一法ナルヘク又之カ費用ノ一部ヲ我方ニ於テ負担スルコトハ「モラリー」ニ工部局側ニ取締ノ責任ヲ感セシムル上ニ効果アルヘシト考ヘ田島総監補ヲ通シ「ジェラード」総監ニ対シ右方法ニ依リ支那人側ノ情報ヲ得ルコト然ルヘキ旨「サジェスト」セシムルト共ニ之ニ要スル費用ニ付日本商工会議所等（事實ハ当館負担）ニ於テ負担ノ用意アル旨申入レシメタル処「ジェ」モ右ハ妙案ナルニ付探偵部長トモ相談ノ上考慮シ見ルヘシト答ヘタル趣ナレハ近ク之カ実行ノ運トナルヘキヤニ認メラル

就テハ右計画実現ノ場合ノ当館負担額（大体月一千弗見当）ハ追テ稟請スヘキニ付右予メ御含置アリ度シ

尚近日中仏租界当局ニ対シテモ取締督勵方申入ルル考ナルカ此ノ方面ニモ懸賞ノ方法ヲ執ルコトトナルヤモ知レス是亦御含置ヲ請フ

前電ノ通転電転報セリ

仏租界における除奸団の排日行動取締を仏總領事に申入れについて

上海 11月29日後発
本省 11月29日後着

第二二二一号（暗）

往電第二二〇三号末段ニ関シ

其ノ後當地ノ除奸団一味カ仏租界内目抜通ノ支那人商店ニ対シ爆弾ヲ投下シタル事故二件有リ又二十六日ニハ同租界内ニ於テ通行中ノ一邦人カ学生風ノ支那人一団ニ取囲マレ毆打受傷シ且金品ヲ強奪サレタル事故發生シタルニ付二十九日本官ハ仏國總領事ヲ往訪同租界内ニ於ケル最近ノ除奸団一味ノ活動ヲ指摘シ之カ嚴重取締方申入レタル処同總領事ハ租界警察ヲシテ極力取締ラシメ居ルカ何分ニモ同租界ハ支那街ニ隣接シ居ル關係上事件ノ探知並ニ犯人ノ逮捕ニ困難ヲ感シ除奸団ノ暴行予知等ニ付懸賞金ヲ与フル方法ヲモ執リ居レル次第ナリ尚今後モ出来得ルタケ之カ取締ヲ為ス可キニ付日本人「コンミニティ」ニモ此ノ旨御伝ヘアリ度シト述ヘタルニ付本官ハ此ノ上共一味ノ取締並ニ邦人ノ保護ヲ講セラレ度キ旨申入置キタリ

19 昭和7年11月26日

在天津桑島總領事より
内田外務大臣宛（電報）

仏租界内日貨取扱商店への爆弾事件に関し嚴重取締方公安局に申入れについて

天津 11月26日前発
本省 11月26日前着

第四五一号（暗）

二十四日午後五時半頃當地仏租界生記紙莊ニ爆弾一箇ヲ投シタルモノアリ（炸裂セス）又華街ニテモ同六時半仲記棧門前ニ爆弾一箇ヲ新聞紙ニ包ミテ安置シ（炸裂セス）同四十分頃発祥布舖ニ爆弾ヲ投シタル者アリ（人畜ニ被害無ク器物ノ破損輕微）同時刻ニ貫昌呢莊ニ手榴彈一箇ヲ投ケ込ミタル者アリ（幸ヒニ爆発セス）該中華商店ハ皆日貨取扱商ナル為一般日貨取扱商ニ鮮カラス脅威ヲ与ヘタリ支那側公安局ニ対シ嚴重取締方要求シ置ケリ

満、支、北平、南京へ転電セリ

支ヨリ上海へ転電アリタシ

20 昭和7年11月29日

在上海石射總領事より
内田外務大臣宛（電報）

満、北平、天津、青島、濟南、漢口、南京、廣東へ転電セリ

支へ転報セリ

21 昭和7年11月30日

在上海石射總領事より
内田外務大臣宛（電報）

日貨取扱華商への暴行等最近の排日状況について

上海 11月30日後発
本省 11月30日後着

第二二二三号（暗）

本官發連盟代表宛電報

第一号

當地最近ノ排日状況何等御参考迄左ノ通り

（一）九月一日市長吳鉄城ノ排日運動取締リノ布告發出後表面緩和セルヤニ見受ケラレ邦商ト接近スル華商筋モ一時愁眉ヲ開キタル面持ニテ邦人商店ニ出入スルニ至リタル処九月中旬頃ヨリ再ヒ血魂除奸団（bloody group for the riddance of traitors）等「テロ」一味ノ横行トナリ租界当局並ニ支那側ノ相当ノ取締リアルニ拘ラス容易ニ其ノ

跡ヲ絶タス九月中旬以後之等一味カ支那人商店ニ爆彈ヲ投擲シタル件数共同租界内ハ、仏租界一一、支那街二件ヲ算セルカ其ノ殆ト全部ハ犯行後逮捕セラレシ尙之以外ニ被害者ニ於テ隠蔽シ又ハ新聞等ニ報セラレサルモノモ相当アル見込ナリ当地我陸戦隊ノ建築用（目下兵舎ノ新築ヲ始メタリ）砂利類ノ取扱ヒ支那人ハ反日団一味ヨリ脅迫状ヲ受ケ居ル事例アリ

(二)右ノ如キ邦商ト取引シ又ハ日貨ヲ取扱ヘル華商ヘノ暴行未タ跡ヲ絶タサルモノアルニ比シ直接日本人ヘノ手出シハ上海事件以前ニ比シ著シク減少セリ最近共同租界内ニ於テ停車セル自動車内ニアリシ一邦人カ多数ノ支那人ニ取囲マレ暴行ヲ受ケタル事故一件アリシト仏租界内ニ於テ通行中ノ邦人カ学生風ノ数名ノ支那人ヨリ殴打セラレタル事故二件アリタルモ今日迄ノ処連盟ニ於ケル論議等ニ刺激セラレ反日運動再ヒ活発トナレリト認ムルカ如キ表面的事例ナシ

(三)除奸団ノ活躍ニ依リ殆ト荷動キ停止セル日貨モ十一月初メ頃ヨリ多少動キ出セル模様ニテ例ヘハ（脱）ニ依ル輸入邦貨ハ十月以降著シク増加シ又日清汽船ニ依リ漢口向

ケ積荷多少増加ヲ示シ居ルモ除奸団ノ暴行衰ヘサル為華商筋トノ取引未タ中々困難ナルカ如シ
大臣、満、奉天、北平、天津、青島、漢口、南京、広東、福州ヘ転電セリ
支ヘ転報セリ

22 昭和7年11月30日 在天津桑島総領事より
内田外務大臣宛（電報）

仏租界内爆彈事件犯人の処分問題について

天津 11月30日後発
本省 11月30日後着

第四五三号（暗）

本官發連盟代表宛電報

第一号

排日運動ニ関シ仏国領事館員ニ対スル内話左ノ通

当地仏租界内ノ日貨取扱支那商ニ対スル除奸団等排日団体ノ頻繁ナル脅迫ハ総テ支那街ニ於テ計画セラレ支那官憲ハ其ノ詳細ヲ知り居ルニ拘ラス何等取締ノ誠意無キヲ以テ租界内ノ警戒ヲ嚴ニセル上市政府ニ対シテモ再三取締方要求シ置キタルニ十一月七日、十四日、二十四日、二十五日ト

相次テ爆彈事件發生一回ハ犯人ヲ逮捕シ支那当局ニ引渡シタルニ排日団体ヨリノ釈放要求ニ依リ單ニ形式的取調ヲ為シ直ニ之ヲ釈放セル始末ニ付右ノ次第ヲ目下南京滞在中ノ仏国公使ニ報告シ適当処理方ヲ請ヒタル次第ナリ
大臣、公使、北平、南京ヘ転電セリ

23 昭和7年12月2日 在上海石射総領事より
内田外務大臣宛（電報）

上海市当局による排日団の取締り状況について

て

上海 12月2日後発
本省 12月2日後着

第一二二六号
往電第一二〇三号ニ関シ

十一月二十八日共同租界「コンノート」路ノ支那人雜貨店ニ爆彈ヲ投擲シタル犯人劉崇武ナル者同日夕刻工部局警察ニ逮捕セラレ続イテ芋蔓のニ連累者七名ヲ逮捕更ニ仏租界警察ト協力シ一名（犯人ハ何レモ二十歳前後）ヲ捕ヘタルカ除奸団ノ一味ハ彼等ノ自白ニ依リ排日団ノ内幕カ暴露スルヲ虞レタルモノカ二十九日「愛国志士援助会」ナルモノ

24 昭和7年12月2日 在南京上村総領事代理より
内田外務大臣宛（電報）

南京における「抗日及剿赤勝利宣伝週」の状況について

南京 12月2日後発
本省 12月2日後着

第七八八号
南京市党部ハ國際連盟ノ開会ト近ク三中全会出席ノ為蔣介石カ一応帰京スル模様ナル機会ヲ捉ヘ昨一日ヨリ六日迄「抗日及剿赤勝利宣伝週」ヲ催スコトトシ（一）日本代表ノ我国家人格ヲ汚辱スル謬論ニ死ヲ誓テ反対ス（二）暴日カ武力ヲ

以テ作リタル満州国偽組織ニ反対ス(三)連盟カ至急有効ナル方法ニ依リ暴日ヲ制裁シ我領土主権ヲ還付セシメンコトヲ要望ス(四)吾人ハ日貨抵制ヲ勵行シテ国難ヲ救ハサルヘカラス(五)政府ハ剿赤勝利ノ軍隊ヲ以テ直ニ東北失地ヲ回復サレ度シ等ノ標語ヲ貼出シ第一日ニハ各区党部ヨリ派遣セル宣傳隊カ市内目抜ノ場所及活動写真館等ニ於テ宣伝セルカ民衆ニ対スル反響少ナク又一般学生等モ未タ参加ノ模様無ク終始シ至極平穩ナリ不取敢

公使、北平、奉天、天津、青島、済南、漢口
広東、福州、満へ転電セリ

25 昭和7年12月2日 ※在漢口清水(八百一)総領事より
内田外務大臣宛(電報)

長沙方面における排日運動の状況について

漢口 12月2日後発
本省 12月3日前着

第七〇九号(暗)

長沙発本官宛電報

第九〇号

大臣へ転電アリタシ

支ヨリ上海ニ転報アリタシ

26 昭和7年12月6日

在濟南西田総領事より
内田外務大臣宛(電報)

除奸団の取締りに関し韓主席に申入れについで

済南 12月6日後発
本省 12月7日前着

第四〇五号

当地ニ於ケル除奸団ノ状況ハ累次報告ノ通り中国側当局ノ取締嚴重ナル為別段ノ活動モ為シ得サル処四日ノ当地新聞ニハ今日迄膠東事件ニ依リ治安維持ノ見地ヨリ警戒嚴重ナリシカ其ノ結末モ近キヨリ除奸団ハ再ヒ活動ヲ開始シ若シ文書ノミニテ聴入レサル奸商ハ爆裂弾以外団員ノ直接行動ニ依リ奸商ノ両耳ヲ裂クヘシトノ記事アリ他方中国商ニ除奸団ヨリノ強迫状ヲ送付シ来レリトノ聞込モアリタレハ本官五日韓主席ニ会见ノ際右事情ヲ話シ嚴重取締方注意ヲ喚起セルニ韓ハ右ハ一種ノ脅迫策ナランカ貴官累次ノ御申入ニ依リ嚴重取締リ居レルモ更ニ關係官憲ニ厳告シ置クニ付御安心アリ度シ云々ト答ヘ居タリ

第八二号

貴電合第二一四二号ニ関シ

上海事件ヲ転機トシテ揚子江本流地方排日運動ハ余程緩和セラレタルニ拘ラス当方面ニ於テハ發生当初ヨリ頗ル猛烈ヲ極メ今尚邦人ハ単ニ居住及生活上支障ナキノミニテ商取引ハ依然表面不能ノ状態ニアリ僅ニ姑息の手段ニ依リテ少量ノ取引行ハルル程度ニ過キサレハ顧維鈞ノ演説ニ対シ今更別段ノ反響ヲ認メサル処強テ拳クレハ邦商ノ門前ニ佇立スル抗日会監視員ノ増加日貨検査再開始ノ計画等ヲ顯著ナルモノトス

今次排日運動ハ党部ヲ根幹トシ支那官憲ノ尻押ニ依ルコトトテ当館ニ於テハ絶ヘス支那側ニ対シ反省ヲ促シ居ルモ彼等ハ湖南民衆ノ排外思想ノ特異性ニ藉コシ直接邦人ニ危害ナキ限り徹底的取締ノ手段ヲ講セス結局中央党部方面ノ策動熄マサル限り当分終熄ノ見込ナキヤニ観測サル本件電報当方ヨリ直接寿府代表ヘ打電方御訓令ノ次第アルモ諸種ノ便宜ヲ顧慮シ事態重大ナラサル限り本省ニ電報スルニ付適宜取捨御転電相成様致度シ

支、北平、南京ニ転電アリタシ

本件ニ付テハ今日迄何等実行ノ事実無ク日貨取引平常ノ通ナルモ不取敢

支ヨリ上海へ転報アリ度シ

支、北平、青島、天津、南京、漢口、広東へ転電シ芝罘、坊子、張店、博山へ暗送セリ

27 昭和7年12月6日

在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

日本が台湾人を使嚇して華南に暴動惹起との情報について

福州 12月6日後発
本省 12月7日前着

第三四五号(暗)

往電第三四一号ニ関シ

一、五日用談終リ雑談ノ際林ハ笑ヒ乍ラ最近中央党部ヨリ省政府ニ宛テ上海某国公使ヨリ出テタル情報トシテ又蔣介石ヨリ蔣光鼐ニ宛テ訓令トシテ日本カ台湾人ヲ手先トシ南支ニ事ヲ起サシメントシツツアルニ依リ極力之ヲ防止スヘシト電報シ来レリ邱公安局長ニ対シテハ此ノ電報ヲ引用シテ籍(民)ニ対スル警察官ノ暴挙取締方要求セ

ル次第ナルカ蔣光鼐カ本件ニ付林ノ意見ヲ求メタル際其ノ信シ難キコトヲ縷々説明セル結果現在省政府等ニ於テハ之ヲ信シ居ラサルモ一時蔣ハ之ヲ信シ台湾ノ飛行隊ニ備フル為高射砲買入ノ計画ヲ建ツルニ至レリ（林ハ日本ヲ目当トシテ右武器ヲ購入スルハ面白カラス平時ノ福州防備ノ一端トシテ之ヲ考慮スヘシト進言セル趣ナリ）ト述ヘ本官ノ意見ヲ求ムルカ如キ様子ナリシヲ以テ本官ハ右ハ臆測ニ過キス日本ハ何レノ地ニ於テモ進テ事ヲ釀スコトナシトノ趣旨ヲ述ヘタル処林ハ目下省政府等ニ於テハ右ノ臆測ハ部内的ナル或ル目的ニ利用スル為何人カノ捏造セル所ナラン（林ハ介石ト光鼐トノ間ノ余リ親密ナラサルコトヲ挙ケ三中全会ヲ中心トシ介石派カ光鼐ノ注意ヲ他ニ向クル為ノ魂胆ナラント言ヘリ）トテ本件ヲ深ク意ニ介セサルカ如キ態度ヲ示シタリ

二、林ノ本件内談ハ彼ノ態度等ヨリ本官ヲ担キ居ルモノトハ認メラレス又彼カスノ如キ相当重大ナル事項ヲ何等隠ス所ナク本官ニ打明ケタル動機ニ付テハ臆測ニ苦ミ居ル次第ナルカ（或ハ風説ノ真疑ヲ本官ニ質スヘク内命ヲ受ケ居ルモノナルヤモ計ラレス）此ノ種臆説カ省政府ヲ刺

一致ヲ見サリシ事モ行悩ノ有力ナル原因ナリシ処公安局長及県長ヨリ旧反日会ト密接ノ関係ニアル党部ニ対シ相当圧力ヲ加ヘ一方商人側ト抗日会ノ間ニモ實際売上高ノ六分ノ金額ヲ前記ノ目的ノ為徴収スル事ニ折合ヒタル結果去ル四、五日頃ヨリ先ツ綿糸布呉服類ノ売出ヲ開始セリ冬物ハ原価ノ二、三割引又夏物ハ原価ノ二分ノ一乃至三分ノ一ニテ封存日貨大拍売又ハ大減価等ノ標語ヲ掲ケテ売出シタル処不景氣ニ拘ラス顧客殺到シ殊ニ八日ヨリハ更ニ雜貨類ノ票封解除ヲ行フコトトナレル為市況頓ニ活氣ヲ呈シツツアリ尚有力商人ニ付探聞スル処ニ依レハ抗日会ニ於テハ廈門市内ニ於ケル発売ノミナラス奥地ニ向ケ積出スコトヲモ内密承諾シタルヲ以テ問屋筋ニ於テハ奥地商人ト連絡シ当該地方ノ抗日会ノ軟化ニ力メツツアリト云フ尚又台湾人間屋筋ニ於テハ右ノ事態ニ顧ミ自ラ進ンテ抗日会ニ対シ票封日貨登記ノ手續ヲ採リ居レルカ抗日会側ニ於テハ領事館側ヨリ調査又ハ指示ノ有無ヲ氣ニシテ尋ヌルノミニテ数量等ハ之ヲ突止メス旨判ヲ押シ居レル由ナリ

支、北平、満、奉天、天津、濟南、南京、漢口、上海、福州、汕頭、広東へ転電セリ

戦シ居ルコトハ事実ト認メラル尚台湾人中ニ斯ノ如キ情報ヲ省政府方面ヨリ入手セリトシテ本官ニ報告スル者アリタルヲ以テ慎重取扱方注意シ置ケルカ台湾人ハ支那側ノ排日工作ヲ牽制シ得ル効果アリトシ支那人方面ニ吹聴シ喜ヒ居ル模様ナリ

公使ヨリ上海へ転報アリ度シ

公使、北平、満、奉天、南京、広東、汕頭、厦門へ転電セリ

28 昭和7年12月8日 在厦門三浦領事より
内田外務大臣宛（電報）

厦門における封存日貨の売出状況について

厦門 12月8日後発
本省 12月9日後着

第四九三号（暗）

往電第四六九号及第四八六号ニ関シ

十二月一日ヨリ実施ノ答ナリシ封存日貨ノ売出シハ既報ノ如ク旧反日会側ノ挑戦的態度ニ依リ一時行悩ノ状態ナリシカ其後探聞スル処ニ依レハ商人側ヨリ抗日会経費及東北義勇軍援助義金トシテ納付ス可キ金額ニ付抗日会側ト意見ノ

広東ヨリ香港へ転報アリタシ

29 昭和7年12月10日 在漢口清水総領事より
内田外務大臣宛（電報）

漢口居留邦人夫妻の殺害事件について

漢口 12月10日後発
本省 12月10日後着

第七一七号

客月二十九日払晩当地租界外支那街居住邦人請負業生島三太郎（六十一歳）同人妻照（五十二歳）カ何者カニ惨殺セラレタル旨同人常雇支那人大工熊志漢ヨリ所轄公安局ニ届出テタル趣ヲ以テ右公安局ヨリ当館警察署ニ通知アリ直ニ署長以下係員現場ニ赴キ実地検証ヲ行ヒ爾来苦心捜査中ノ処本月七日当館警察官ハ支那官憲ノ了解ヲ得其ノ立会ノ下ニ租界外ニ在ル右熊志漢居宅内ヲ捜査シ被害者ノ所持品生島ト刻印アル印台付金製指環一箇、腕捲時計一箇、同人妻所有「スエーター」一枚ヲ発見シ他方現場ヨリ押収シタル手斧一挺ハ本件兇行ニ用ヒタルモノニシテ右熊ノ所持品タルコト明瞭トナリタルニ付右熊カ（熊ハ目下支那側ニ於テ参考人トシテ監禁中）本件ノ真犯人タル確証ヲ得タルヲ以

テ本官ハ八日支那側官憲ヲ往訪シ犯人嚴重処罰方要求シ置キタリ
尚本犯罪ハ純然タル強盗ノ目的ヲ以テ敢行セラレタルモノト認メラル
支へ転電セリ

30 昭和7年12月22日 在蕪湖柴崎(白尾)領事より
内田外務大臣宛(電報)

蕪湖における爆弾投擲事件に關し嚴重警告方
について

蕪湖 12月22日後発
本省 12月22日後着

第三七号(暗)

最近当地ハ東北義勇軍義捐金募集及抗日会策動等ニ刺戟セラレ対日空氣頓ニ惡化ノ傾向アリ注意シ居リタル処昨二十一日午后六時当地目抜ノ市街二箇所ノ支那吳服店ニ同時ニ爆弾ヲ投擲セルモノアリ一ハ炸裂負傷者一名ヲ出タシ一ハ不発ニ終リ何レモ大ナル被害無カリシト犯人二名ハ既ニ逮捕セラレタルカ上海ヨリ爆弾携帯潛入シ来レル由ニテ一般ニ相当ノ衝動ヲ与ヘタルヲ以テ直ニ支那側ニ嚴重警告ヲ發

スルト共ニ居留民保護ニ對シ海軍側ト連繫此ノ際一層注意シ居レルカ本件發生ニ對シ支那側ハ特ニ当方ニ遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ極力取締ニ當リ居レリ
支ヨリ上海へ転報アリタシ
満、支、北平、南京、漢口、九江へ転電シ蘇州へ暗送セリ

31 昭和7年12月24日 在蘇州川南(省一)領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

蘇州における反日救国会の動向および爆破未
遂事件発生について

蘇州 12月24日後発
本省 12月25日前着

第五〇号(暗)

一、当地ノ反日救国会ハ役員カ賄賂ヲ受ケ日貨抑留ニ手加減ヲ加ヘ居ル事實ヲ發見シタル為彈劾セラレ辭任シ改組中ナリシカ新委員ノ顔触モ決定シ新ニ検査員其ノ他ノ職員ヲ増加シテ去ル二十日ヨリ積極的ニ活動ヲ開始スルコトナレル趣ナリ
二、最近長江一帯地方ニ於ケル日貨ノ移入状況ニ顧ミ抗日宣伝ノ目的ヲ以テ数日前上海ヨリ救国同志会驅日前線敢死

隊ナルモノ当地ニ入込ミ党部及反日会方面ト連絡シ日貨取扱商ヲ発見次第激烈ナル手段ヲ以テ制裁ヲ加フヘキ旨宣伝セラレ居リタル処二十三日午後七時過城内大通リニ在ル一吳服店ニ對シ新聞紙ニ包メル爆弾一箇ヲ投入セル者アリ爆弾ハ火薬ヲ拔取レルモノニテ何等損傷無カリシモ一時恐慌ヲ起シタル由ナルカ右敢死隊ニ於テハ当地ノ吳服商、金物商四十數軒ニ對シ日貨封存ヲ実行セサレハ爆弾ヲ以テ見舞フヘシトノ脅迫狀ヲ送付セルヤニテ關係商人ハ鮮カラス怯エ居レリ
支ヨリ上海へ転報アリ度シ
支、南京へ転電セリ

32 昭和7年12月30日 在蕪湖柴崎領事より
内田外務大臣宛(電報)

蕪湖における爆弾事件後の排日風潮激化の状
況について

蕪湖 12月30日後発
本省 12月31日前着

第三八号(暗)

往電第三七号ニ関シ

爆弾事件ト共ニ日貨取扱商ハ非常ニ恐怖セル為近來相当輸入サレ居リタル日貨殊ニ綿布類ハ俄ニ杜絶セルノミナラス連日反日会及學生等ハ隊伍ヲ組ミ全市ノ各商店ヲ戸毎ニ検査シ難癖ヲ付ケ商品ノ没収罰金等ヲ強制シ且東北軍義捐金募集ト共ニ盛ニ反(日)貨侮日宣伝ヲ事トシ居ルモ官憲ハ一切之ヲ黙過シ居ルト爆弾犯人スラ民衆ニ氣兼シ処分シ得サルカ如ク從テ地方的ニ益々対日空(氣)ヲ惡化セシメ延ヒテハ不測ノ事件釀成ノ惧アルヲ以テ屢々嚴重警告スルモ殆ト放任ノ姿ナル為漸次熾烈トナリツツアリ
支ヨリ上海へ転報アリ度シ
支、北平、南京へ転電シ、漢口、九江、蘇州へ暗送セリ

33 昭和8年1月13日 在上海石射總領事より
内田外務大臣宛(電報)

山海關事件後の上海における排日風潮の悪化
について

上海 1月13日後発
本省 1月13日後着

第一〇号(暗)

往電第三号ニ関シ

(一) 山海関事件等ノ為当地支那人ノ対日気分最近幾分悪シクナリ国民自教会東北義勇軍後援団等ノ活動活発トナリタルカ六日ニハ邦人一旅行者カ開北ニ於テ多数支那人ヨリ殴打セラレタル事故アリ又西部邦人紡績地帯ノ邦人通学児童ハ支那人学生ニ殴打サル等ノ惡戯一兩日間ニ数件発生セリ

(二) 十三日ノ支那紙ハ当地市商会ハ全市ノ各種同業公会宛書面ヲ以テ湖南省抗日救国会ヨリ最近輸入日貨ノ激増セルハ遺憾ナリトテ排日貨勵行方申出アリタル趣ヲ以テ各公会ニ於テ一昨年九月ノ議決(一昨年往電第五六二号参照)ニ従ヒ対日經濟絶交ヲ切実ニ行ハレ度キ旨通告シタル旨報シ居レリ右ニ付近ク支那側ノ注意喚起ノ答

(三) 客年十月以来好調ニ向ヒツツアリシ日貨(勿論公然日貨トシテハ取扱ハレス)ノ取引ハ山海関事件ニ依リ排日氣勢ノ見越シト年末ノ金融逼迫モ手伝ヒ閑散ヲ極メ居ル趣ナリ

支ニ転報セリ

満、北平、奉天、青島、漢口、南京、広東、福州、厦門へ転電セリ

上海、南京へ転電シ蕪湖へ暗送セリ

35 昭和8年1月21日 在南京上村総領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

山海関事件後の対日空氣悪化の様相について

南京 1月21日後発
本省 1月22日前着

第四〇号

山海関事件以来南京政府ハ寧ロ靜觀的態度ヲ執リツツアリタルニ拘ラス抗日会及学生ノ反日運動熾烈トナリ南京モ亦右空氣ヲ反響シ連日熱河方面ノ形勢切迫シ居レリトテ煽動的報道ヲ為シ居ル処右対日空氣悪化ノ表面化セルモノ大体左ノ通

一、十七日首都救国会ハ各商店ニ対シ仇貨登記表ヲ配付シ十日間ニ記入提出方ヲ命シ夫レ以後発見セル日貨ハ全部沒收スルト共ニ価格ノ十倍乃至二十倍ノ罰金ヲ課シ且ツ最モ嚴重ナル処分ヲ為スヘキ旨通告セル由

二、二十日救国会ハ各商店ヲシテ今後永久ニ日貨ヲ取扱ハストノ誓約ヲ提出セシムルコト並ニ運送業者、荷揚人夫等ノ代表ヲ招集シ徹底的ニ日貨抵制ヲ計ルコト等ヲ決議

34 昭和8年1月17日 在蘇州川南領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

無錫における反日会の省政府に対する反発的態度について

蘇州 1月17日後発
本省 1月17日後着

第二号(暗)

江蘇省政府ニ於テハ各地ノ反日会カ商家ニ侵入シ日貨ヲ検査スルニ対シ其ノ權利無キ旨並公安局モ反日会ト協力シ人民ヲ逮捕拘禁スル責任無シトノ指令ヲ發シタル趣ナルカ右指令ニ接セル無錫ノ反日会(同地方ハ当館管下ニ於テ排日氣勢最モ熾烈ナリ)ニ於テハ東北ノ失地一年ヲ超ヘ今又山海関破レ平津危急ヲ告グル際後方ノ民衆ハ徹底的ニ抗日經濟絶交ヲ勵行シテ敵ノ死命ヲ制スヘキ秋ニ当リ突如省政府カ此ノ指令ヲ發セルハ如何ナル用意ニ出テタルカ其ノ理由ヲ糾明スル要アリトシ一月十四日各地ノ反日団体ニ通電ヲ發シ一致抗争ヲ期スルト共ニ同地県党部ヨリ省党部ヲ通シ省政府ニ質問スルコトトナレル趣ナリ

上海ヨリ支へ転報アリ度シ

セル趣ナリ

三、市党部ハ各方面ヨリ募集セル六千元ノ一半ヲ義勇軍ニ送付セル由

四、市政府職員ハ市民ヨリ十萬元ヲ募集シ「南京号」ト称スル飛行機一台ヲ購入戦線ニ送ル計画ナル由

五、学生抗日会ハ全国中等以上ノ学校ニ於テ軍事教練ヲ為ス様教育部ヨリ通令方請願スルコト及南京ニ於ケル日貨ハ学生ニ於テ検査ヲ引受ケルコトヲ決議セル由

六、宋美齡ハ戴天仇、邵元冲、何応欽等ノ夫人ト共ニ首都婦女慰勞会ナルモノヲ組織シ前戦將士ニ対スル慰勞金ヲ募集シ居ル由

七、支那側ニテハ上海事件ニ於テ日本ノ空軍ノ優勢ナリシニ鑑ミ本月二十三日ヨリ向フ六日間首都航空救国宣伝週ヲ舉行シ民衆ノ航空熱ヲ煽リ飛行機購入資金ヲ募集スル趣ナリ

八、救国日報社長龔德柏等ハ今後日本人ト来往スル支那人記者ハ売國的行為アルモノト看做シ中央党部ニ報告処分セシムヘシト脅迫シ例ニ依リ惡辣ナル反日行動ヲ執リツツアリ

支ヨリ上海へ転報アリタシ
支、北平、満、奉天、天津、青島、済南、漢口、広東、福州へ転電セリ

36 昭和8年1月25日

在上海石射総領事より
内田外務大臣宛（電報）

上海事変一周年記念日に備え治安維持方呉市長に要請について

上海 1月25日後発
本省 1月25日後着

第二〇号（暗）

往電第一七号ニ関シ

上海事件一週年一月二十八日ノ接近ト共ニ当地日支人間ニ種々謠言生シ多少不安ノ空氣アリシ為當館ニ於テハ軍側トモ協議シ在留邦人ニ対シ支那側ヲ刺戟スルカ如キ言動ヲ慎重シムル様厳重注意スルト共ニ二十四日午後本官呉鉄城ヲ往訪シ当方態度ヲ説明シ且市商会ノ排日通告（往電第一〇号）^{（三二文書）}各界救国連合会ノ通電等ヲ指摘シ支那側民衆ノ取締ヲ要望シ種々意見ノ交換ヲ為シタルカ呉ハ上海事件ハ当地直接ノ問題ニシテ市民ノ記憶新タナレハ之カ取締ハ甚タ困難

ナルモ自分ハ一ヶ月前ヨリ種々対策ニ腐心シ先ツ民衆ノ気分転換ヲ計ル為ニ二十三日ヨリ一週間ヲ航空救国記念日トシ航空熱ヲ鼓吹シ民衆ノ注意ヲ此ノ方面ニ転セシムル（此ノ点ハ先方内密ノ工夫ナルニ付外部へハ秘）ト共ニ二十七日夜ヨリハ市中ニ特別戒嚴令ヲ布キ公安局ノ許可無クシテ游行、集会等ヲ絶対ニ禁スル筈ニシテ其ノ他市商会ニ対シテハ慈善救済ヲ提唱シテ排日気分ヲ忘レシメ救国会ノ如キ不法団体ハ支那街ニ於テハ絶対ニ活動ノ余地無カラシムルト共ニ租界内ノ者ハ租界当局ニ取締ヲ要求シ又封鎖政策ヲ実行シテ刺戟的宣伝ノ外部ニ出ツルヲ防止スル等誠意取締ニ当リツツアリト述ヘ又市商会ノ通告ニ付テハ素ヨリ此ノ種通告ノ発出ヲ取締リ居ルモ不図シタ手違ニ依リ発出ヲ見タルハ遺憾ニテ市商会ニ対シテハ嚴重注意シ置ケリト付言シ最後ニ日支双方ノ責任者カスノ如ク協力治安維持ニ努ムル以上問題発生ノ惧絶対ニ無シト確信シ居ルニ付御安心ヲ請フト述ヘタルニ付本官ハ呉ノ誠意ヲ謝スルト共ニ今後一層協力シ上海ノ治安ヲ維持シ度シト述ヘ置キタリ
尚本二十五日当地陸海軍側代表者等ノ來館ヲ求メ右呉市長ト会谈ノ次第ヲ告ケ此ノ際支那側民心ヲ刺戟スルカ如キ行

動無キ様居留民ノ協力取締方ニ付重ネテ申合セタリ
支ニ転報シ、満、北平、天津、青島、南京、漢口、広東、福州へ転電セリ

37 昭和8年1月30日

在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛（電報）

十九路軍の上海事変一周年記念大会および市内の治安維持について

福州 1月30日後発
本省 1月30日後着

第三五号

往電第三四号ニ関シ

一、二十八日午後十一時頃十九路軍六十一師教導団約七百名公共体育场ニ集合「淞滬抗日一週年記念大会」ヲ舉行シタル後市内ノ一部ヲ游行シ同軍ノ一飛行機ハ空中ヨリ綏靖公署発布ノ一、二八紀念日ニ際シ民衆ニ告クルノ書及數種ノ抗日拡大又ハ航空ノ宣伝ニ関スル伝單ヲ撒布セリ

二、民国日報等ハ写真入ノ紀念版ヲ付録トシテ發行シ上海事件ニ於ケル十九路軍ノ功績ヲ書キ立テタルカ市中ニハ右紀念版ノ外十九路軍首脳者ノ写真ヲ掲ケ激越ナル排日字句

38 昭和8年2月5日

内田外務大臣より
在ジュネーヴ沢田連盟事務局長、在米國出淵大使宛（電報）

中国人記者殺害事件および邦商雇用ノ中国人行方不明事件等について

別電

同日内田外務大臣より在ジュネーヴ沢田連盟事務局長、在米國出淵大使宛合第三二六号

右両事件に関する情報について

合第三二五号（暗）

39

昭和8年2月6日 在南京上村総領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

ランプソン英公使排英風潮取締方羅外交部長

(一) 邦商支那人店員行方不明事件
当地邦商西亜洋行ヨリ支那人店員一名二十九日以来行方不明トナリタルカ多分市党部員ニヨリ抗日会ニ連行セラレタルモノト思ハル旨届出アリタルヲ以テ警察庁並ニ憲兵司令部ニ事情ヲ通告シ取調方要求シタルモ両当局トモ今日迄未タ手懸ナシト称シ居リ引続キ捜査督励中ナルカ何分届出力遅延シタル為手懸ヲ得ルコト困難ノ模様ニテ未タ抗日会ニ拉致セラレタルモノナルヤ否ヤ判明セス要スルニ支那側当局カ日本人ノ行動ヲ監視シ抗日会辺カ策動シ官吏ト雖高官以外ハ誤解ヲ虞レ邦人トノ接触ヲ極力避け居ルコトハ事実ナルカ市内ハ上海事件直前ノ頃程緊張シ居ル次第ニハアラス

上海時事新報南京特派員王慰三ナル者一月三十日同市ニ於テ何者カノ為拳銃ニテ射殺サレタルカ三十一日南京発路透ハ死体ノ傍ニ血魂除奸団ノ斬奸状発見セラレタル旨ヲ報シ又一日朝日南京特派員ハ右王殺害事件ヲ報スルト共ニ最近南京抗日会ノ暴行激化シ邦商使用支那人二名ヲ日貨運搬ノ廉ニ依リ何処カヘ拉致セル趣ノ通信ヲ為シタル処右両事件ノ真相ハ未タ判明セサルモ南京総領事館取調ノ要領別電第三一六号ノ通
別電ト共ニ連盟ヨリ在欧各大使(土ヲ除ク)ニ転報アリタシ
(別電)
合第三一六号(暗)
(一) 王慰三殺害事件
(イ) 謀報者ノ報告ニ依レハ王カ曾テ当地連合ト特別関係アリタリトノ噂今尚伝ヘラレ党部方面ヨリ疑ハレ居タル事実アリ最近党部ハ日本側謀報者ヲ極端ニ警戒シ居ル折柄(之ヲ密告シタルモノニハ一千弗ノ懸賞ヲ為ス旨ノ密令党部ヨリ出テ居ル趣ノ聞込アリ右ハ兎モ角最近当館員其ノ他邦人記者住宅付近ニハ常ニ密偵ヲ張り込マシメ出入

支那人ヲ一々誰何取調ヘ居ルハ事実ナリ)ナルヲ以テ王ノ殺害モ右ニ関連シ居ルニ非サトノ風説アル由ナルモ当館ノ調査ニ依レハ王ハ滿州事件発生以来日本人ト往来シタル事実無ク日本側ト連絡シ居レリトノ理由ニテ王ヲ槍玉ニ挙げタリトノ説ニハ稍疑アリ
(ロ) 警察庁保安科長ハ館員ノ質問ニ対シ死体ノ傍ニ除奸団ノ斬奸状アリタリトノ報告ハ受ケ居ラサル趣ヲ述ヘタルカ各方面ニ付調査ノ結果該事実判明セス
(ハ) 他ノ情報ニ依レハ蔣介石ハ輿論ノ手前表面積極抗日ヲ標榜シ居ルモ内心ハ其成功セサルコトヲ予見シ抗日失敗後ノ方策ニ付考フル所アリ其南昌行(一月二十七日南京ヲ去レリ)ハ熱河陥落ノ場合ニ於ケル責任回避ノ手段ニ過キス他方彼ハ赤匪剿滅ヲ高唱シツツ実ハ政策上密ニ共產党懷柔ヲ策シ居リ同党トハ相当ノ連絡アルモ此内情暴露センカ連盟欧米乃至浙江財閥ノ信用ヲ失墜スヘキヲ以テ極秘裡ニ進行シツツアル処偶々王慰三カ此間ノ消息ヲ知悉シ居ルコト発覚シタル為之ヲ暗殺シタルモノニシテ確カニ官憲ノ手カ動キ居ルモノト認メラル果セル哉本件報道ニ関シテハ官憲ノ干渉甚タシク其真相ヲ發表セシメン

に申入れについて

南京 2月6日後発
本省 2月6日後着

第七九号(暗)

閣下発支宛電報第一四号ニ関シ

六日「ランプソン」須磨ニ対シ今迄ノ処冒頭貴電上海英国商業会議所ヨリノ請願ニモ接シ居ラス又其ノ他各地ヨリ排英風潮ニ関シ何等報告無キモ其ノ後ノ漢字紙報道振依然面白カラサルニ付四日羅文幹ニ面会ノ節改メテ(往電第七五号ノ三参照)此ノ際徒ニ排英風潮ヲ煽ルカ如キハ英国方面ヨリ著シキ反感ヲ買フコトナリ支那ノ為執ラサル所ナル旨説示シ党部方面等ヨリ排英風潮激成方ニ関スル密令等ニテモアル次第ナリヤト問詰メタルニ羅ハ之ヲ否定シ居タルニ付英国トシテハ極メテ公平ニ行動シツツアル旨ヲ更ニ強調シ今後共此ノ種風潮制止方手配アリ度旨申入レ置キタルニ之カ為カ六日ノ各漢字紙ハ「英国公使ハ羅部長ニ対シ英國ハ別段親日の態度ヲ執ルモノニ非スト釈明シタルニ付羅部長モ英公使ノ公平ナル態度ニ満足ノ意ヲ表セリ」ト例ニ依リ手前勝手ナカラ報道シ居リ自分ハ一時盛ナラントシタ

ル排英記事ハ支那側持前ノ謂ハハ「バロンデッセイ」ニシテ其ノ内自然改マルコト考ヘ居レリト内話シタル趣ナリ支、北平、連盟代表ヘ転電セリ

40 昭和8年2月15日

在天津桑島総領事より
内田外務大臣宛（電報）

排日貨運動沈静化の状況について

天津 2月15日後発
本省 2月15日後着

第九五号

国際連盟ノ成行並ニ熱河問題等ニ刺戟セラレ南方各地ニ於ケル排日再ヒ激化ノ傾向アルヤニ伝ヘラルル処当地方ノ現狀ハ党部方面殆ト活動ノ模様見エス支那新聞ハ主トシテ熱河方面等ノ日本軍ノ行動ニ関シテスラ各種「ニュース」ヲ稍々大袈裟ニ取扱フ程度ニテ其ノ論調ノ如キ概シテ日支關係ニ触ルルモノ少ナク而モ対日悪感ヲ煽動スルモノ見当ラス寧口対内的ニ内部統一国力充実ヲ提唱スルカ如キ比較的穩健ナル態度ヲ持續シ居リ一方排貨運動ニ至リテハ客年十一月末除奸団ノ青島方面ニ引揚後ハ地方無頼漢ノ除奸団類似ノ暴行スラ無クナリ次テ商民救国会救国連合会ノ如ク排

支、北平、広東、漢口、済南、青島、満ニ転電セリ

41 昭和8年2月16日

在南京上村総領事代理より
内田外務大臣宛（電報）

抗日会の活動活発化に伴う対日空気が悪化について

南京 2月16日後発
本省 2月16日後着

第二〇四号（暗）

当地ハ治安維持ノ嚴重ナル為表面ハ平静ナルモ対日空気が内面的ニ深刻トナリ来レリ先ツ抗日会ハ時局ノ悪化ト共ニ愈々神經過敏トナリ市党部トモ密接ナル連絡ヲ保チツツ其ノ活動範圍ヲ拡大シ日貨販売者ノ檢舉ニハ水モ漏ラサヌ嚴戒振ニテ從來密ニ日貨ヲ販売シ少量ナカラム秘密裡ニ販売シ居タル者モ今ハ全ク手モ足モ出ヌ有様ナルカ右対日空気が悪化ノ表面ニ現ハレ来レルモノ左ノ通り

一、当地城内ニ店舗ヲ有スル邦商西亜洋行（綿糸布商）ハ排日貨中ニモ拘ラス弗々取引ヲ繼續シ居タル処最近同店使用支那人カ主人ノ赴滬不在中其ノ自宅ヨリ何者カニ（抗日会員ナラン）拉致セラレタル旨当館ニ投書アリタ

日団体モ漸次沈黙シ從テ總商會ノ封存日貨モ旧年末各省ノ金融逼迫ヲ機會ニ大部分ハ開放セラレ目下ノ処雜貨売業類ノ売行ハ面白カラサルモ上海青島ノ日本工場製綿糸布ヲ初メトシ砂糖、麦粉、硝子板、金物類、工業、藥品等ノ本邦品乃至邦商取扱商品及当地邦人工場製品ハ外国品同様地方經濟不況熱河問題警戒ノ為大口取引ハ稀ナルモ相当捌ケ居リ北平方面ヘノ取引ハ依然尠シ排貨運動ノ現ハレハ殆ント之ヲ見サル実情ナルカ右ニ関シ当地各方面ノ觀測ヲ綜合スルニ本邦品ノ勢力他ヲ圧シ居ル当地ニ於テハ從來排貨運動ノ為一般支那商ハ勢カラス打撃ヲ受ケ此ノ苦境ヲ脱セントスル商人側ノ空気が天津事變ヲ繰返スコトヲ好マサル一般カ地方的対日問題ヲ極度ニ警戒スル傾向アルカ為ニシテ支那新聞ノ如キモ目下他ヨリ圧迫ヲ加ヘラルルコト尠キ關係上右一般ノ空気が響應シ前記ノ如ク穩健ナル態度ヲ持續シ居ルモノニシテ其ノ間市民ハ于學忠カ變局ニ際シ善処スヘキコトヲ信賴シ居ルモノト觀測スル者アリ地方現狀右ノ如クナルモ若シ熱河問題具體化ノ曉ニハ其ノ刺戟深刻トナリ狀勢ハ必然一變スルモノト一般ニ警戒シツツアリ公使ヨリ上海及商務官ニ転報アリタシ

ルヲ以テ調査シタルカ拘禁ノ有無サヘ明カニセス最近漸ク憲兵隊ニ拘禁セラレ居ルコト判明セルニ依リ目下釈放方交渉中ナルカ党部ノ干渉アリ容易ニ埒明カサル模様ナリ

一、抗日会ハ売行比較的良好ナル天津信遠製帽工場製羅紗帽子ヲ日貨ト睨ミ嚴重調査スヘク同會員ハ当地帽業組合代表者ヲ同行シ態々天津迄出向キタル趣ナリ

一、支那人盧、沈ノ二人カ蕪湖ヨリ菜種四千余袋ヲ密ニ日本ニ輸出セントシ其ノ積載船カ南京下関ニ寄港スルヤ逸早く之ヲ探知シタル抗日会ノ為一千三百袋ヲ抑留セラレタル為（三千余袋ハ上海ニ輸送後ナリシ為同地抗日会ニ取押方電照セル由）種々折衝ノ末罰金二千元及爾今日本ト絶対ニ取引セサル旨ノ始末書ヲ入レ右菜種ノ返還ヲ受ケタル趣ナリ

一、城内九新百貨店ニテハ日貨販売ノ廉ヲ以テ抗日会ヨリ罰金一千元ニ処セラレタル趣ナリ

一、抗日会ハ最初右二口ノ罰金計三千元ヲ以テ飛行機購入費ヘ贖出セントシ市党部ニ相談シタル処熱河ノ形勢重大ノ折柄東北義勇軍ヲ援助スル方意味アリトシ綿製胴衣、

「ビスケット」等ヲ寄贈スルコトニ決定シタル趣ナリ
一、中央党部ニ日本人監視係アリ邦人ノ出入ヲ監視シ邦人ト接触スル支那人ヲ脅迫スル為私人ハ一切接近セス官吏ト雖モ相当ノ地位ニアリ職務上領事館ト交渉アル者以外ハ本官始メ館員トノ接触サヘ避ケ居ル始末ニテ殊ニ王慰三ノ殺害事件以来此ノ傾向顯著ナリ
支ヨリ上海ヘ、満ヨリ新京ヘ転報アリ度シ
支、北平、満、奉天、天津、青島、濟南、漢口、広東、福州ヘ転電セリ

42 昭和8年2月18日 在蘇州川南領事代理より
内田外務大臣宛(電報)

対日空気を悪化のために留民の保護方中国側に
要請について

蘇州 2月18日後発
本省 2月18日後着

第一〇号(暗)

最近当地ノ対日空気が頗ル悪化シ邦人ヲ罵リ或ハ惡戯ヲ試ミテ嘲笑スルモノアリ飲食物ノ供給スル拒絶スルモノ等アル処右ハ国際連盟ノ対日動向ニ対スル一種ノ優越ト熱河方面

ノ情勢ニ対スル敵愾心ヨリ出テタル昂奮の行為ト認メラレ今後ノ形勢ニ連レ事態悪化スルニアラスヤト察セラルルニ付邦人ニ対スル保護方ニ付支那側ノ注意ヲ喚起シ置キタルカ在留民ニ於テハ目下第八十八師ノ部隊(師団司令部ハ無錫ニアリ)カ一ヶ旅ヲ当地ニ集中シ多数ノ外出兵市内ニ入込ミ居ル現状ニ顧ミ成ルヘク外出ヲ見合セ警戒ニ努メ居ルモ尚本官ヨリ此ノ際輕率妄動ヲ慎ミ事端ヲ醸スコトナキ様敵重示達シ置キタリ
支、南京、蕪湖ヘ転電セリ、支ヨリ上海ヘ転報アリタシ

43 昭和8年2月20日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

福建最近の政況および蔣光鼐の対日態度につ
いて

福州 2月20日後発
本省 2月20日後着

第五五号(暗)

福建最近ノ政況及蔣光鼐ノ対日態度時局柄御参考迄左ノ通一、蔣光鼐就任以来省政府及付属各機関ノ要職ハ広東人ヲ以テ占メラレ福建人ハ纔ニ林知淵、鄭貞文及江屏藩カ実

際政治ト関係浅キ地位ヲ与ヘラレ居ルニ過キス各官庁ハ課長級ハ殆ト全部広東人トナリ広東語ニ依ラサレハ用ヲ弁セス又之ニ出入スル御用商人モ新来ノ広東人多数ヲ占ムル実状ニシテ官界ハ正ニ広東人ノ天下タリ一方省防軍其他ノ土着軍モ縮編ノ上十九路軍ノ監視ヲ受ケツツ剿匪戦線ニ出動シ居リ海軍陸戦隊モ近ク南京方面ニ引上ケヲ了スル管ナルヲ以テ一時伝ヘラレタルカ如キ土着軍、劉珍年軍及海軍ノ連絡ニ依ル反十九路軍ノ策動ノ如キ到底モノニナル可シトモ思ハレス他方方声濤ノ下ニ於テ無頼ノ徒ヲ擁シテ旺ニ傍若無人ノ行動ヲ為シ政府ノ統制ニ服セサリシ党部モ亦幾多ノ経緯ヲ経テ(丘公安局長ニ彈劾シテ成功セス)完全ニ蔣ニ押付ケラレ排日運動ニ於ケル指導的地位スラ維持シ得サルニ至リ(保衛団之ニ代ル)更ニ最近省党部改組ヲ見新顔ノ任命有リ今後党部ニ対スル蔣ノ実力ハ一層増大ス可ク現ニ党部ノ息掛リ居タル例ノ民衆救国会ハ蔣ニ依リ肅清セラレツツ在リ斯テ蔣ハ軍、政及党三方面共実権ヲ把握セリ当地要人中ニハ蔡廷鍇ト仲達ヲ生シ居レリトノ説ヲ為ス者有レト確証無シ

二、蔣ノ就任後ノ功績ハ日尚浅キ為未タ顯著ナラストスル

モ前政府ニ比シ内外ノ信頼篤キモノト見テ可ナリ外国人方面ハ特ニ然リ在来ノ福建人中ニハ官職ヲ奪ハレタル知識階級及広東人ニ押サレ氣味ノ商人モ有リテ之等ハ素ヨリ不景氣ヲ啣チ此ノ原因ヲ広東人ノ吝嗇ニ帰シツツアレ共少クトモ治安維持ノ点ニ付テハ蔣ニ信頼シ居リ蔣ノ在居ル実状ナリ蔣ハ着任ト共ニ中央及広東ヨリノ軍費補助ヲ増額セシメ又公安局ノ権限ヲ省全般ニ拡大シテ警察權ヲ統一セリ蔣ハ即チ福建ノ政治中最紊乱シ居タル財政及警察事務ノ革正ヲ先ツ実行シ居ルモノニシテ此ノ点内外人ニ評判良ク特ニ警察方面ハ既ニ実績挙リ福州及附近ノ治安ハ面目ヲ一新セル様見受ケラル(排日不良分子ノ活動頗ル激減セルコトハ屢報ノ通り)

三、蔣ノ対日態度モ亦予期セルヨリモ穩健ナルコト本官ノ看取シ得ル処ニシテ排日不良分子彈圧ノ遣口等ヲ見テモ彼ヲ頑健ナル排日屋ト同視シ得サル様思ハル各種ノ些細ナル警察事故等ノ処理ニ際シテモ彼ハ相当我方ノ顔ヲ立テルコトニ努力シ公安局辺リヲ抑ヘ付ケ居ル風見ユ彼ノ斯ノ如キ遣口ハ必スシモ我方ニ好意ヲ有スル結果トハ思

ハレス本官ノ覬ル所ニ依レハ右ハ折角有リ付キタル福建ノ地盤ヲ失ハサラン為ニハ中央及広東トハ勿論日本ト事ヲ構フルコトヲ避ケサルヘカラストノ考慮ニ出テタル打算ノモノナルコト疑無シ（蔣カ非常ニ台湾ノ空氣ヲ懸念シ下ラン風説ニ迄頭ヲ悩マシ居ルコトハ事実ナリ）ト雖モ我方居留民トシテハ動機ノ如何ヲ問ハス暴力団ノ活動止ミタルタケニテ差当リ相当商内モ出来身辺ノ危険モ去リタル次第ニテ実力無キ前政府ノ時代ニ比シ事態改善ノ方向ニ進ミ居ルモノト考ヘ居レリ

四、事情右ノ如クナルヲ以テ今後モ時局ニ重大ナル変化生シ民心急變ヲ来ササル限リ（？）勞ヨリ進ンテ不祥事件ヲ起ス様ノコト万々無シト思ハルモ昨今連盟脱退及熱河進攻ニ絡ミ新聞紙カ相当激越ナル煽動記事ヲ掲ケ居ル次第アリ勢ノ趨ク処昨今南京ニ於ケル如キ排貨運動何時勃発スルヤ計リ難ク警戒ヲ要スト認メ本官ハ此ノ上トモ省政府トノ連絡ヲ密接ナラシメ意思ノ疎通ヲ計ルニ腐心シツツアリ居留民一般ニモ自重方説示シ居レリ

支、北平、南京、漢口、広東、汕頭、厦門ヘ転電セリ

支ヨリ上海ヘ転報アリ度シ

中公司ノ鉄鉱石積取船ヲモ利用スル等臨機ノ処置ニ出ツル所存ニテ夫々手配ヲ整ヒ居レリ

上海ヘ転報アリタシ

大臣、北平、南京、漢口、九江、蘇州ヘ転電セリ

45 昭和8年3月3日 在北平中山書記官より
内田外務大臣宛（電報）

張家口領事館および居留民等の引揚について

北平 3月3日後発
本省 3月3日後着

第一〇三号（暗）

張家口宛電第一号ニ関シ

張家口領事館ハ予定通り三日同地ヲ引揚ケ同日館員四名渡辺大尉他ニ居留民二名合計七名無事着平セリ希望ニ依リ残留セルハ朝鮮人二家族（八名）ノミナリ

支、南京、天津、満ニ転電セリ

46 昭和8年3月31日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛（電報）

省政府および公安局の日貨排斥運動への干渉について

44 昭和8年2月24日 在蕪湖柴崎領事より
内田外務大臣宛（電報）

対日空氣の悪化に伴ない居留民等の避難用意について

蕪湖 2月24日後発
本省 2月24日後着

第九号（暗）

本官発支宛電報

第五号

貴電合第一〇一号ニ関シ

目下当地ニ於テハ中央ノ命令ニ依リ高射砲並ニ飛行機購入資金募集又万一ノ場合ノ防備施設等ニテ官民協力奔走シ居レル一方新聞宣伝ト流言蜚語ニ刺戟サレ対日空氣日ヲ追テ悪化シ市面一般ニ不安ニ駆ラレ居レルカ目下ノ処官憲側ノ保護取締相当行届キ居レルモ今後ノ情勢ニ依リ万一事態切迫ヲ見ルカ如キ場合ハ海軍側ト連絡先ツ居留民並ニ当館婦女子等ヲ日清「ハルク」ニ避難セシメ更ニ危険トナリタル時ハ情勢ニ依リ全部上海ヘ避難スヘキ手筈トナル次第ナルカ右ノ場合若シ日清汽船ニ依ル能ハサル時ハ近海郵船或ハ

福州 3月31日後発
本省 3月31日後着

第一〇七号（暗）

往電第一〇六号ニ関シ

一、省政府ノ暴力分子弾圧ニ依リ暴力ニ依ル日貨排斥事故減少セル次第ハ屢次電報ノ通りニシテ十八日ノ暴民ノ籍民海産物商襲撃事件モ直接政府又ハ公安局ノ指導ニ係ハルモノトハ認メ難キ事亦電報ノ通ナル所本官屢次往電中ニ何時勃発スルヤ計リ難シトシテ言及スルヲ常トセル政府指導ノ極メテ実効的ナル日貨排（斥）カ今日突如実行セラルルニ至リタルハ省政府ノ対日方針ノ一転換ヲ示スモノニシテ当地ニトリ相当重大ナル事件ナリ

二、省政府ノ日貨排斥決行ニハ複雑ナル動機アルヘク（後日封存日貨ノ発売ニ際シ多額ノ金錢ヲ收受セントスル魂胆モアラン）且ツ計画ハ既ニ早クヨリ隠密ノ間ニ樹立シ居タルモノナルモ官公署ノ要職ニ広東人据換ヲ了シ反動分子ノ弾圧モ一段落付キ特ニ公安局ノ威令全市ニ行ハルルニ至リタルヲ見極メ偶々熱河事件及帝國ノ連盟脱退通告ニ依リ人民ノ感情昂フレル際ヲ撰ヒ実行ニ着手セルモ

ノト察セラル(南支ニ於ケル日支衝突ノ起リ得サル事モ見透シ居ルナラン)数日前中央ヨリ密令アリタル結果ナリトノ諜報モアレト右ハ信シ難ク省政府ノ自発的決意ニ依リ他省トハ勿論又直接厦門トモ連絡ナク福州タケニテ実行スルニ至レルモノト観測セラル

三、今回ノ日貨排斥ノ特徴ハ往電第一〇四号ノ如ク省政府及公安局カ直接其ノ衝ニ当リ從來ノ排日不良分子ノ役目ヲ巡警ニ於テ演シ居ル事ニシテ制裁ヲ恐レテ手モ足(モ)出テサル実状ナルカ省政府ハ一方ニ於テ一般ニ向ヒ箝口令ヲ発シ之ヲ他ニ洩ラセハ極刑ニ処スヘシト言ヒ振ラシタル形跡アリ何人モ真相ヲ打明クルニ躊躇シ居リ他方本官ニ対シテハ今回ノ日貨排斥ハ商人及苦力ノ自発的運動ナリト強弁シ巡警ノ関与若シ事実ナリトセハ早速之レヲ阻止シ聴カサルニ於テハ処罰スヘシト云ヒ又往電第一〇六号大阪商船所屬ノ舢舨ノ騒動ノ問題ニ付テモ巡警ニ於テ下船ヲ要求セル等ナキモ為念水巡隊ニ訓令シ之レヲ阻止スヘシ等ト回答シ来リ飽迄白ツバクレ居ルト共(ニ)今日ニ至ルモ巡警ハ依然秘カニ日貨排斥ヲ商人及苦力ニ徹底セシムヘク奔走シ居レリ

切ノ事件ニ付個別的ニ抗議シ之ヲ阻止セシムルトトモニ(省政府ハ表面上ハ素直ニ鄭重ニ本官ノ要求ヲ容認シ尽カヲ約スルヲ常トス)有ユル可能ナル方法ヲ以テ側面ヨリ(林知淵鄭貞文ト懇談スル等)事態緩和ヲ計ルコトトシ度ク今日迄右方針ヲ以テ処理シ来レリ

六、尚居留民ノ多クハ今回ノ日貨排斥ハ対手カ十九路軍ナリトテ当分事態緩和セスト諦メ居ル風モアリ又本官ハ直接居留民ノ生活ヲ脅威スル一切ノ出来事ハ遅滞ナク省政府ニ阻止方要求シアル次第モアリ目下ノ処本官ノ処理ニ信頼シ輕拳妄動ヲ慎ミツツアルモ事件永引クニ於テハ興奮モシ動揺モスルコト自然ニシテ現ニ軍艦ノ長期滞在ヲ希望シ来ル向モアルニ付軍艦ノ派遣方馬公ニ依頼セサルヲ得サル次第ナルカ本官ハ累次御訓令ノ趣旨ヲ体シ自重方説明スルト共ニ居留民幹部ト連絡ノ上一般居留民ニ本官ニ忌憚ナキ意見ヲ開陳スルノ機会ヲ得シメ以テ不祥事件ノ発生等ナキ様細心ノ注意ヲ払ヒツツアリ

以上各号ニ関シ何等御気付ノ点折返シ御回電ヲ仰ク
冒頭往電ノ通転電セリ

四、⁽²⁾今回ノ日貨排斥ノ第二ノ特徴ハ我方ヨリ揚足ヲ取ラレサル様細心ノ用意ヲナシ(出先巡警ノ我方ニ対スル態度(応)酬振リ迄モ暗示シアリ)又不良分子カ金錢ヲ強要スルコト又ハ直接日本人ニ働キ掛クルコト等ヲ嚴ニ戒シムルトトモニ馬鹿騷等モ制止シアリ為ニ市内ハ比較的の平穩ニシテ伝單ノ如キモ国貨抵制ニ関スルモノ以外見当ラス

五、從テ今回ノ日貨排斥ハ抗日ヲ看板トスル十九路軍ヲ背景トスル政府ノ仕事ニテモアリ一旦遣リ出シタル以上面子ニ掛ケテモ徹底的ニ実行スル腹ト認メラレ甚タ厄介ナル問題トナリタリ本官トシテハ其政府ノ指導ナルコトヲ指摘シ嚴重正式ニ抗議スルノ余地ハアルモ先方ハ民衆ノ自発的抗日ナルコトヲ理由トシテ好イ加減ニ応酬シ来ルヘキコト予想ニ難カラス旁実力ノ後援ヲ期待スルコトヲ得サル当地トシテハ輕々シク実効ヲ期シ難キ正式ノ強硬ナル抗議ヲ提出スルコトハ考物ナルヲ以テ暫ク冷静ニ形勢ヲ觀望スルノ態度ヲ執リツツ實際ニ於テハ省政府カ民衆ノ自發運動ナリ越軌行動ハ取締ルヘシト云ヒ居ル点ニ引掛リヲ付ケ直接日本人ノ生命財産ニ対シ脅威トナル一

47 昭和8年4月1日

※在漢口清水総領事より
内田外務大臣宛(電報)

九江における排日諸事情および対策について

漢口 4月1日後発
本省 4月1日後着

第一〇一号(暗)

九江発本官宛電報

第三七号

大臣へ転電アリタシ

第三七号

最近ニ於ケル当地状況左ノ通

(一)漢口日清汽船買弁殺害事件其他同地ニ於ケル排日運動ハ当地方ニ於テ誇大ニ宣伝セラレ為ニ人心興奮シツツアル様見受ケタルニ付警戒中ノ処今般抗日一分子ヨリトシ「茲ニ中国武術用名刀ヲ送付ス汝等三日以内ニ退去スヘシ然ラサレハ此一刀アルノミ」ト認メタル一文ヲ添へ小官宛短刀一口ヲ郵送シ来レルモノアリ筆跡ヨリ見テ明カニ中学生ノ惡戯ト思考セラルルニ付直ニ当地警備司令及県長ニ通報シ排日分子ノ嚴重ナル取締ヲ要求スルト共ニ特ニ各学校長ニ嚴達シ学生ニ対シ不軌ノ行動ニ出ツルカ

如キコトナキ様訓示セシメラレタシト要求セル処県長ヨリハ直ニ秘書ヲ急派シ陳謝セシムルト共ニ詳細聴取セシムル処アリタルカ更ニ警備司令ヨリモ公文ヲ以テ深甚ナル謝意ヲ表シ且公安局ニ命シ犯人捜査ニ着手セシメタル旨並ニ当方ノ要求通り各学校長ニ対シ夫々学生取締方達セル旨申越セリ

(二)最近本邦人及日清汽船買弁並ニ同社使用支那店員ノ行動監視者漸増シ来レル処一兩日来同社買弁及店員ノ暗殺説流布セラレタルニ付小官ハ万一ヲ慮リ日清支店長ト協議ノ上特ニ買弁ニ警戒セシムルト共ニ店員ニ休暇ヲ与ヘ市内ニ潜伏セシメ場合ニ依リテハ一時上海ヘ避難セシムルコトトセリ

(三)叙上ノ如ク当地方人心カ從來ニ比シ多少悪化セルハ時局柄已ムヲ得サル処ナルヘキモ支那側當局ニ於テ誠意ヲ以テ邦人ノ保護及不逞分子ノ取締ニ当リツツアルヲ以テ目下ノ処之以上形勢ノ悪化ヲ見ルヘシトハ思考セラレサルモ要スルニ当地方ノ形勢ハ果報ノ通一ニ漢口其他近接都市ノ影響ニ依ル次第ナルニ付各地方ノ形勢ニ付折角注意中ナリ

支ヨリ上海ヘ転報アリタシ
支、漢口ヘ転電シ南京、蕪湖ヘ暗送セリ

48 昭和8年4月5日

在上海石射総領事より
内田外務大臣宛(電報)

上海における排日風潮の現況について

上海 4月5日後発
本省 4月5日後着

第一二九号(暗)

最近当地対日空気が大略左ノ通

(一)上流特ニ漢口方面ノ排日風潮熾烈ナルト熱河陥落ニ依ル民衆ノ義憤旺盛ナルニ乗シ市民連合会ノ胡鳳翔、南京路商会連合会ノ王延松等職業的排日家一派カ最近再ヒ劣貨検査委員会ヲ組織シ又漁業工会検査会ヲ作り日本品ノ検査ヲ開始スヘキ旨宣伝シタルモ其ノ活動左シテ活発ナラス単ニ内々邦商取引筋支那人ヲ圧迫シ其ノ私腹ヲ肥シ居ル程度ニシテ一般ニ大体平穩無事ナリ但紡績、綿糸布、砂糖、雜貨等日本品ノ取引ハ漢口ニ於ケル日清買弁遭難後減切減シ其ノ後抄々シカラス

(二)最近公安局密偵カ無断ニテ紡績其ノ他邦人商社内ニ於テ

議申入れについて

本省 4月7日後5時発

第一七号(暗)

福州排日運動ニ関シ抗議ノ件

貴電第一〇七号ニ関シ

貴地排日運動ニ対スル貴官今日迄ノ御苦心ハ深く諒トスル次第ナル処御来示ノ如ク省政府及公安局カ巡警ヲ手足トシテ直接且組織的ニ運動ヲ指導シ居ルモノトセハ其ノ情状ノ重大ナル從來多ク例ヲ見サル所ニシテ先方カ我方ニ口実ヲ与ヘサル様細心ノ用意ノ下ニ巧妙ニ立チ廻ハリ居ル以上邦人ニ対スル直接行動ハ起ラサルヘキモ其ノ遣リ方ノ悪性ナルタケ邦人ノ憤激ヲ買フコトモ大ナルヘク上海事変直前ニ於ケル我居留民ノ興奮状態ノ実例ニモ鑑ミ鈔カラス憂慮セラルル次第ナルカ今回ノ排日運動ニハ混ミ入りタル魂胆モアルヘク且省政府十九路軍トノ關係等ヨリ見テ此際正面ヨリ抗議ヲ為スモ大ナル効果ヲ期待スルコト或ハ六ヶ敷カルヘキモ此上静觀的態度ノミヲ持統スルハ当ヲ得サル様思ハルルニ付貴見ノ通り邦人ノ生命財産ニ脅威トナル個々ノ事件ニ付其ノ都度抗議スルハ勿論必要ナルモ之ト同時ニ当ニ

公使ヘ転報シ滿、北平、天津、青島、漢口、南京、広東、福州ヘ転電セリ

49 昭和8年4月7日

内田外務大臣より
在福州守屋総領事宛(電報)

省政府および公安局の排日運動干与に關シ抗

ハナラヌ省政府当局ナカラ我方ノ重大ナル関心ヲ披瀝シテ
嚴重ナル警告ヲ与ヘ事態ノ悪化ヲ出来得ル限り喰ヒ止ムル
様努力スルノ要アリト認メラル

就テハ貴官ヨリ此際省政府首脳者ニ対シ官憲特ニ治安維持
ノ当ノ責任者タル公安局長カ直接運動ヲ指導シ居ル点ヲ実
証的ニ指摘シテ其ノ不法ヲ責メ日本カ南支ニ対シ何事モ為
シ得サルヘシト見縊リ巧妙ニ表面ヲ装ヒ裏面ニ於テ類例ナ
キ非道ヲ続クルカ如キ態度ヲ改メサルニ於テハ意外ノ小事
端ヨリ上海事変ノ二ノ舞ヲ演スルカ如キ危険ナシトセサル
次第ヲ懇説シテ嚴肅ニ其ノ反省ヲ求ムルノ手段ヲ執ラレタ
シ同時ニ林知淵一派トシテハ現在ノ勢力甚タ薄弱ナルヘシ
トハ謂ヘ福建政權ニ対スル執着ハ依然強キモノアリト認メ
ラルルニ付貴官ト懇意ナル關係ヲ利用シ林ニ対シ日支ノ大
局ヨリスルモ自己ノ地盤ノ保全ノ為ヨリ云フモ例ヘハ山東
ノ韓復榘等(尤モ余リ明ラサマニ韓ノ例ヲ引クハ考ヘ物ナ
リ)他地方ニ於ケル賢明ナル実権者ノ執リ居ル政策ニ倣ヒ
局地的ニ日本側ト親善關係ヲ保ツコト得策ニシテ十九路軍
ノ反日運動ニ捲込マルルカ如キハ結局ニ於テ不利益ナル所
以ヲ充分吹込マレ出来得ル限り之ヲ善導セラルル一方今回

員、組合員ヲシテ之レニ署名セシメ若シ誓約ニ反シ日貨ヲ
取扱フモノアラハ電話ニテ威シ又ハ強迫状ヲ送りテ以テ日
本人取引ヲ阻止セシメントスルモノナル所右排日貨方法ハ
最近ニ至リ下記第二項ノ見張人ノ立番ト相俟ツテ益々徹底
深刻化シ来リ在留邦人ノ対支人取引ハ全然杜絶スルニ至レ
リ

今回ノ排日貨ハ日本人ノ店前ニ立番ヲ置キ又ハ邦人ノ商品
若クハ支那人ノ手ニアル本邦品ヲ差押ヘ又ハ没収スル等兎
角日本側ノ抗議ヲ招クカ如キ行動ヲ避ケ専ラ恐怖政策ニ依
リ目的ヲ達セントシ其遣方ノ巧妙ニシテ効果的ナルハ從來
ニ例ヲ見サル所ニシテ其ノ巧妙ナルタケ邦商ハヨリ多クノ
打撃ヲ受ケ居レリ

本運動ハ最初ハ職業排日屋、無賴漢、一部学生及反対企業
者ニ依リ行ハレ党部及官憲側ハ黙認ノ態度ヲ執リ居リシモ
最近ノ各種情報ニ依レハ省党部及往電第八七号末段蔣介石
直系派ハ陰ニ本運動ヲ支持シ居リ殊ニ總司令部ノ丘特務署
署長ハ本運動ノ中心人物ニシテ同人ハ裏面ニアリテ種々画
策指導シ居レリト称セラル尚当地陸軍武官ノ情報ニ依レハ
中央党部執行委員曾拯最近来漢本運動ヲ指導シ居レリト

ノ運動中十九路軍ヲ背景トシ最モ主要ナル役割ヲ演シ居ル
モノト認メラルル公安局長ニ対シテモ大体同様ノ趣旨ニテ
何人カ福建ノ政權ヲ握ルモ之ヲ維持安定スルニハ結局日本
ト事ヲ構ヘサルヲ必要トスル次第ヲ情理ヲ尽シテ説得セラ
ルコト肝要ナリト存ス尚申ス迄モ無キ儀乍ラ斯カル際ニ
有リ勝チナル浪人及籍民等不良分子ノ不逞策動ニ対シテハ
海軍側トモ充分連絡ノ上嚴重取締ヲ加ヘラレタシ為念
支、北平、南京、漢口、広東、汕頭、厦門ヘ転電セリ
支ヨリ上海ヘ転報アリタシ

50 昭和8年4月9日

在漢口清水総領事より
内田外務大臣宛(電報)

漢口における排日貨運動最近の状況について

漢口 4月9日後発
本省 4月9日後着

第一〇八号(暗)

楊買弁ノ暗殺ニ関連シ「ヒント」ヲ得テ起リタル当地排日
貨運動ハ謠言ト強迫状ト間歇的ニ現ハルル日本品取扱商ノ
拉致又ハ暗殺トニ依リ日本人關係ノ支那人ニ極度ノ恐怖ヲ
懷カシメ他方商会及企業組合ヲシテ国貨提唱ヲ決議シ各会

其後ニ於ケル排日貨運動概況左ノ通り

一、往電第九八号泰安ノ原綿買付ハ一応了解成立セルモ当
地紡績側ノ反対強硬ニシテ買付行悩ミ居リ製品ノ販売モ
当分見込ナク泰安ハ依然休業中

二、国貨提唱ヲ決議セル商会、同業組合ノ調査員、波止場
及日清ノ倉庫付近其他市中ヲ徘徊シ苦力運搬中ノ貨物ヲ
調査シ日貨ナレハ之レニ尾行シ其ノ届ケ先ヲ突止メツツ
アリ其種調査員ノ多クハ紡績側ノ手先ナリ

三、武昌ニテ日本紙取扱商一名本月四日朝七、八名ノ暴力
団ノ為店頭ニテ銃殺セラレ付近ノ巡査ハ見テ見ヌ振リヲ
シ居タリ

四、武昌ヨリ通勤シ居ル江漢中学校ノ支那人教師六名ハ五
日脅迫状ヲ受ケタル由ニテ六日辭職ヲ申出テ其ノ結果同
中学ハ当分休校スルコトナレリ

五、当地連合通信ノ支那人探訪員ハ軍事探偵トシテ六日午
後總司令部ニ拉致直ニ銃殺セラレタリト

六、当館ニテ築造スル事トナレル日本租界防水堤ハ先般入
札ノ結果支那人請負人ニ落札セル処暴力団及競争者ト思
ハルル方面ヨリ脅迫有リ当館ニ於テ支那側ニ交渉、其ノ

了解ヲ取付ケ充分保護スル事トナレルモ請負人ハ尚暴力
団ノ暴力ヲ恐レ契約ヲ取結ハス已ムヲ得ス暫ク時機ヲ見
送ル事トナレリ

七、邦商使用支那人店員ノ欠勤ハ其ノ後増加シツツ有リ
八、日貨ヲ取扱ハストノ支那商ノ広告、新聞ニ連日掲載セ
ラレ居レリ

九、邦商ヨリ苦力ヲシテ支那商ニ注成品ヲ送り届クル途中
調査員ニ発見セラレ持返リタル事件二有リ

右排日貨運動ニ対シテハ本官ハ始終支那側各官憲ト接触ヲ
保チ其ノ緩和ニ努メツツ有ルモ未タ何等ノ効果無キハ甚タ
遺憾トスル処ナリ

排日ノ為ニ損害ヲ受クル者ハ第一ハ邦商ナルモ支那商モ可
成リ影響ヲ蒙リ居リ現ニ之カ為最近錢莊一戸倒産シ外一戸
ハ破産ニ瀕シ居リ端午節ニモ至ラハ支那商中相当数ノ倒産
者ヲ見ル可シト予想セラレ居レリ

一般支那商カ排日貨運動ニ反対シ居ルハ勿論ナリ而シテ反
対同業者中本運動ニ最モ熱中シ居ルハ紡績業者トス彼等ノ
手持品モ五月中旬迄ニハ大体消化セラルル見込ナリ紙、砂
糖、雜貨、海産物等ハ支那商側ノ手持少キ見込ナレハ早晚

欠乏ヲ来スヘク又輸出品モ穀類ハ六七七月頃ヨリ出廻ル可ク
旁々六、七月ノ頃ニ至ラハ支那商側モ辛抱シ切レス抗日会
ニ対スル忍従モ崩レ自然対日商談モ弗々開始セラルルニ至
ランカトモ思料セラル

兎ニ角本官ハ支那側ト接触ヲ保チ其ノ取締ヲ迫ルト共ニ他
方当業者ヲシテ機会有ル毎ニ局面打開ニ努メシメツツ有リ
例ノ通り転電セリ

51 昭和8年4月10日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

排日運動への省府公安局の干渉に対する抗議について

福州 4月10日後発
本省 4月10日後着

第一二七号(暗)

(四九文書)
貴電第一七号ニ関シ

一、御訓示ノ趣旨特ニ我方ノ重大ナル関心ヲ披瀝シ先方ノ
反省ヲ求ムル必要有ルコトハ本官モ篤ト承知シ居ル処ニシ
テ今日迄種々ノ方法ヲ以テ当地要人ト接触シ之ニ我方ノ立
場ヲ説示スルト共ニ警告ヲ与ヘ之ヲ直ニ蔣光鼐ニ通セシム

ル様仕向ケ来レル次第ニシテ此ノ方向ニ向ツテノ措置トシ
テハ直接蔣ニ面接シ警告ヲ為スコト及右ノ趣旨ノ公文ヲ突
付クルコト丈カ残り居ルノミナリ日貨排斥ニ関スル個々ノ
事件ニ付省政府ニ抗議セル際ニハ(イ)官憲ノ関与セルコトノ
不法(ロ)解人夫ノ罷業カ在留民ノ生活必需品運搬ヲ不可能ナ
ラシメ日常生活ノ脅威タルコト(ハ)小事件カ意外ニ大事件ヲ
誘致スルノ虞有ルニ付居留民ノ身体財産ニ対シ絶対ニ直接
行動ヲ採ル可カラサル事等ニ言及スルヲ常トシ来レル次第
ニシテ本官累次ノ警告ニ対シテハ省政府及公安局トモ相当
反省セル形跡有リ(イ)三月三十日頃ヨリ公安局巡警ノ市中ニ
於テ日貨排斥運動ヲ援助スル者ヲ目撃セサルニ至レルコト
(ロ)台湾籍民海産物商林陞官ニ対スル学生ノ掠奪暴行事件ニ
付公安局ハ即座ニ犯人ヲ逮捕シ被害品ハ一時分局ニ保管ノ
上所有者ニ返還シ其ノ取扱振ニ誠意有リタルコト(ハ)籍民煙
館及内地人商店等ニ巡警ヲ見張ノ為立番セシムル計画ハ四
月一日来実行スルコトト為リ居タル模様ナルニ拘ラス今ニ
其ノ実行ヲ見サルコト(ニ)公安局長カ救国運動ハ規律アルヘ
シトノ布告ヲ発シタルコト等其ノ一例ナリ

二、本官カ蔣光鼐ニ直接面談スルコトヲ差控ヘ来レル理由

ハ大体往電第一〇七号ニモ言及セル通ニシテ省政府及綏靖
公署トモ日本特ニ対岸ノ空氣ヲ極度ニ氣遣ヒ居リ台湾軍及
軍艦ノ動靜ニ関スル愚ニモ付カヌ謠言ニ依リ彼等カ神經過
敏ト為リ居ル事実ニ徴シ対内的宣伝ハ別トシ真実日本ト事
ヲ構フルノ不得策ナルコト及極端ナル排日カ日本朝野ノ怒
ヲ買ヒ当地ニ於テ事端ヲ醸ス原因ト為ルコトヲ知悉シ之ヲ
回避セント努メ居ルコトハ各般ノ事情ヨリ觀テ疑無キ所ナ
リ唯蔣トシテハ十九路軍ノ指揮者タル關係モ有リ国民ニ対
スル建前排日又ハ抗日ヲ唱ヘサルヲ得サル立場ニ在リ一旦
今回ノ排貨運動ヲ開始セシメタル以上急激ニ之ヲ抑制スル
事ハ事実上不可能ト考ヘラルル一方今回ノ排日ハ甚タ悪性
ナリトハ謂ヘ支那人ヲシテ日貨ヲ買ハシメス支那人ヲシテ
日貨ヲ運搬セシメストノ事ヲ趣旨トシ又限度トシ居ルニ鑑
ミ直接日本人ノ生活ヲ脅威スル程度ニ悪化スルモノトハ思
ハレス旁本官ノ側面ヨリノ警告並ニ本官ノ直接間接ニ指導
シ居ル閩報及台湾諸新聞ノ硬論ハ必ス蔣其ノ他ヲ牽制シ
事態ヲ緩和セシムルニ至ル可シト愚考シ居ル次第ナリ而シ
テ御訓令ノ要点ハ事態ノ悪化ヲ防ク為省政府首脳者ニ懇説
スヘシト有リ右ハ御座ナリノ強硬抗議ヲ為スニ非ス条理ヲ

尽シテ先方ノ注意ヲ喚起スル事ヲ主眼トスル点從來ノ本官ノ方針ト左シタル変化無ク唯直接蔣光鼐ニ面談シ警告スル点從來ヨリ一步ヲ進メタルニ過キサルモノト愚考セラル就テハ蔣光鼐ニ面接シ御訓令ノ趣旨ニ依リ懇説スル事ト致ス可キモ往電第一二六号ヲ以テ報告セル如ク当地新聞カ本官ヨリ嚴重抗議有リタル旨書立テ居ル此ノ際特ニ右ノ如キ措置ヲ執ルハ足下ヲ見透カサレ面白カラサルニ付二三日経過ヲ俟ツ方然ル可シト考ヘラル

三、本官ハ居留民代表者ト密接ニ連絡シ出先海軍トモ充分意思ノ疎通ヲ図リ居リ本官ノ措置ハ総テ居留民及海軍ノ異議無キ所ナルカ元来居留民ハ時経ツニ從ヒ緩和スルモノト見テ成行静観ニ傾キ且特ニ居留民引揚又ハ嚴重抗議ノ結果上海事件ノ二ノ舞ヲ演スルカ如キ事ヲ極端ニ恐レ之ヲ回避セン事ヲ願ヒ居リ軍艦一、二隻カ威嚇的ニ当地ニ碇泊シ居レハ足り夫以上ノ事ハ期待セストテ本官ニ内話シ居ル実情ナリ海軍側モ又当地ニ於テ事件ヲ起スハ不得策ナリ事態悪化ノ場合ハ居留民ハ直ニ軍艦ニ収容スルカ又ハ引揚ヲ行ハシムヘク現地保護等ノ軍事行動ハ絶対ニ取ラスト本官ニ明言シ(中央ノ命令ナル由)今回ノ排日ニ付隠忍自重方居留

民ニ勸メ居レリ
往電第一〇七号補足旁不取敢
冒頭貴電ノ通転電シ汕頭ヘ暗送セリ

52 昭和8年4月26日 在上海石射総領事より
内田外務大臣宛(電報)

上海における排日空気悪化の傾向につき呉市長に取締方申入れについて

上海 4月26日後発
本省 4月26日後着

第一六七号(暗)
往電第一二九号ニ関シ

昨今当地方中国民衆ノ対日感情悪化ノ傾向アリシニ鑑ミ本官二十五日午後呉市長ヲ往訪シ最近ノ排日事例トシテ既報公安局員ノ邦人居宅船舶ノ不法臨検並ニ使用支那人ノ不法逮捕事件タイセイ丸事件市商会ノ排日通告日貨取扱支那商ニ対スル爆弾事件及四月二十日当館ニ舞込ミタル爆弾投擲通告状等ヲ列挙セル「リスト」(郵送)ヲ手交シ客年来呉市長カ誠意当地方中国民衆ノ取締ニ当リ来レルコトハ当方ノ大イニ多トスル所ナルモ前記ノ如ク昨今急ニ当地対日空

気悪化ノ傾向アルヲ以テ此ノ際支那側ニ於テ一層取締ニ留意サレンコトヲ要望スル旨申入レタル処呉ハ北方ニ於ケル

日支紛争ノ終熄セサル限り当地ニ於テモ完全ニ問題発生ヲ防止スルコト困難ニシテ前記各件ノ如キハ現今ノ日支関係ニ於テハ全ク已ムヲ得サル些細ノ出来事ト云フヘク全局ヨリ觀テ当地カ客年来極メテ静穏ナリシコトハ自分ノ寧ロ意外且満足トスル所ニシテ之一ニ当地日支官憲協力ノ結果ニ依ルモノナリ今後モ出来得ル限り民衆ノ空気を緩和シ北支時局ノ影響波及ヲ少クスルコトニ努力シ度シト述ヘタル後各事件ニ付一々同趣旨ノ弁明ヲ試ミタリ依テ本官ハ前記事件ハ之ヲ放置シ且度重ナレハ遂ニハ憂慮ス可キ事態ヲ発生ス可キ故ヲ説明シ在留邦人ヲ刺戟スルカ如キ事件ヲ繰返ササル様此ノ上トモ指導取締ニ当ラレ度キ旨述ヘ置キタリ

尚序ニ客年来懸案中ノ日蓮僧侶等ニ対スル撫恤金ノ支給支払申入レタル処呉ハ右ハ中央ニ繫属シ居ルニ付早速南京ニ電報シ催促ス可シト答ヘ且三友社事件ノ光村カ執行猶予トナリシコトニ不満ノ口吻ヲ洩シ居タリ

支ヘ転報セリ

北平、天津、青島、濟南、漢口、南京、福州、広東ヘ転電

セリ

53 昭和8年5月2日 在天津桑島総領事より
内田外務大臣宛(電報)

天津におけるメーデー会合および決議について

第二四七号

天津 5月2日後発
本省 5月2日後着

予テヨリ市政府ニ於テハ時局ヲ理由トシ五月中ノ各種記念日ニハ一切ノ集合、游行等ヲ嚴禁スル旨布告シ公安局ヲシテ特別警戒ニ当ラシムルコトナレル処一日「メーデー」ニハ各業務公会、救国連合会ハ市党部ニ於テ記念会ヲ開キ会衆一千余席上各代表ノ演説有リシモ日支関係ニ触レシ言説甚タ少ク唯最後ノ決議中ニ中央ニ対シ大軍ヲ北上セシメ積極的抗日ヲ為ス一方三軍將卒ヲ慰勞シ且明令ヲ以テ經濟絶交ノ実行方ヲ請訓スルコトヲ加ヘ尚同会ノ名ヲ以テ多数伝單ヲ撒布(之亦日支関係ニ触レシモノ少シ)シタル外全市ヲ通シ極メテ平穩裡ニ経過セリ

尚支那新聞中何等論評ヲ加ヘタルモノ無ク又共產党等ノ動

ケル模様モ全ク無シ
支、北平、南京、漢口、濟南、滿へ転電セリ
支ヨリ上海へ転報アリ度シ

54 昭和8年5月23日 在福州守屋総領事より
内田外務大臣宛(電報)

福建最近の政情について

福州 5月23日後発
本省 5月23日後着

第一六〇号(暗)

福建最近ノ実状ニ関シ

一、往電第一五一号福建政局ニ関スル臆説ハ何レモ根拠ナ
キモノナルコト勿論ナルカ海軍側薩鎮冰、杜錫珪等ニ謀
報者ヲ派シ夫レト無ク調査セシメタル処ニ依レハ海軍カ
十九路軍ニ對抗シテ事ヲ起スカ如キ危機性ナシト断言セ
ル由尚薩ノ如キハ十九路軍ト一脈相通スルモノアル如ク
現在同軍ノ駐在スル地方ニ旅行シ救済事業ニ名ヲ借り民
衆ノ反政府感情緩和ニ努メ居レル有様ナリ
二、但シ十九路軍及広東人ニ対シ福建人一般ノ反感ハ益々
募リ現在ニ於テハ右反感ハ憎惡觀念ニ迄進展セル様思ハ

日工作ヲ為サシム(現政府要人ノ談)等ノ情報アルモ本
官ノ見ル処ニ依レハ蔣蔡間不和ノ如キハヨシアリトスル
モ西南政局ニ波紋ヲ描ク程ノ大ナルモノアラス而シテ排
(日)ノ責任ヲ蔣ヨリ蔡ニ転嫁セントスル現政府要人ノ
言ノ如キハ蔣ヲ弁護センカ為ノ口実ニシテ素ヨリ事実ニ
非ス蔣等ハ目下ノ所何事ニ付ケテモ合作シ居ルモノト見
サルヲ得ス

四、蔣ハ部下ノ公安局長等ヲシテ英米仏領事ト親密ナル交
際ヲ為サシメ又來訪セル外国軍艦等ニ対シ相当ノ款待ヲ
為シ居ル所為モアリ現政府ノ評判ハ外国人方面ニ非常ニ
良ク本官カ日貨排斥ノ実状ヲ彼等ニ説明スルモ容易ニ之
ヲ信シ得サル程ナリ特ニ最近省政府及綏靖公署方面ニテ
ハ米國側ト頻繁ニ接触スル風アリ(米國厦門領事及遠東
警備司令ノ來福及漳州訪問ノ如シ)右ハ日本側ヲ牽制セ
ントスル下心モアリト察セラル又英米仏軍艦ハ秘ニ武器
ヲ十九路軍ニ売却シ居ルヤノ疑アリ(我海軍ハ福州ニ於
テ陸揚セラレ居ルニ非スヤトノ疑念スラ有ス)百方探查
セルニ拘ラス右武器ヲ軍艦又ハ商船ニテ当地ニ陸揚セル
コトニ付確タル証拠ナキモ外國製ノ高射砲及機關銃カ多

ル省政府委員中ニハ本官ニ対シ明ラ様ニ広東人政府ノ稅
政ヲ痛罵シ成行憂慮ニ堪ヘスト為スモノスラアリ現政府
ノ不評判ノ原因ハ広東人ニ依ル各行政機關ノ独占及福建
人ノ疲弊ヲ顧サル重視ノ徵収ニアリ而シテ現政府カ相当
苛酷ナル誅求ヲ為シ居ルコトハ疑ノ余地ナシ而モ福建人
ハ海軍モ土着軍モ頼ムニ足ラサレハ泣寝入りリノ外無ク僅
ニ上海ニアル軍人及在外華僑カ中央ニ対シ現政府ノ稅政
ヲ訴ヘ居ルノミニ過キス斯ノ如キハ現政府ノ何等意ニ介
セサルカ如ク次々ニ過重ナル公課ヲ新設シ居レリ(今次
日貨排斥モ税金徵收ノ一方法トモ觀察シ得ヘキコト往電
第一四二号ノ通)福州人カ何時迄斯ノ如キ状態ヲ忍ビ得
ルヤ中央政府カ現政府ノ稅政ヲ問題トスル時期カ頗ル興
味アル問題ナルモ目下ノ処事態ノ急變ハ予想シ得ス

三、蔣光鼐、蔡廷鍇間意思ノ疎通ヲ欠クトノ説ハ今猶信ス
ル向アリ(我陸軍ハ其一)当地ニ於テモ手兵少キ蔣ハ蔡
ニ押サレ氣味ナリトカ(商人ノ觀察)又ハ中央ハ蔡ヲ籠
絡センカ為ニ之ト接近シ蔣ヲ輕視スル傾アリ蔣ハ最近ニ
至リテ漸次反中央のトナレリ(海軍派ノ觀察)蔣ハ日本
ト妥協ノ意アルモ蔡ハ之ニ反対シ蔣ノ部下ヲ使噉シテ反

量ニ十九路軍ニ新ニ供給セラレ居ルコトハ情報ノ一致ス
ル所ナレハ陸揚地ノ如何ハ別問題トシ兎ニ角外國側ト十
九路軍トハ武器問題ニテ相当ノ連絡アリ蔣カ外國側ヨリ
好感ヲ以テ迎ヘラレ居ル理由タルモノト考フ

五、蔣ノ対日態度ハ往電第五五号末段ニテ報告セル所ト何
等變リナキ様思ハル蔣カ今次ノ日貨排斥ヲ煽動シ居ル事
ハ疑ナシトスルモ右ハ熱河事件以來対中央西南ノ關係並
ニ対民衆政策等ヨリシテ斯クセサルヲ得サル立場ニ立至
リタル結果ト見ルヘク隨時新聞等ニ公表セラレタル彼ノ
言辭並ニ彼及配下ノ役人ノ本官及我軍艦ニ対スル態度カ
假令表面的ニモセヨ比較的穩健ナルニ徴シ日本トノ正面
衝突ヲモ辞セサル肚ニテ今回ノ排日ヲ煽動シ居ルモノト
ハ解シ難シ

支、北平、南京、漢口、汕頭、厦門へ転電シ広東へ暗送セ
リ
支ヨリ上海へ転報アリタシ

55 昭和8年5月31日 亜細亞局第一課

昭和八年一月以降の排日状況に関する調査

付記 昭和七年一月二十三日亜細亜局第二課「青島ニ於ケル在留邦人ノ民国日報社襲撃事件」

(秘)

昭和八年五月末日調

昭和八年一月以降ノ排日状況

(昭和七年十二月第六十四議會用亜細亜局第一課調査ノ追補トシテ昭和八年一月以後ノ排日状況ヲ簡單ナル調査トシタルモノナルカ本調査中出先官憲ノ措置振等發表ヲ差控フヘキモアルコト議會調査ニ於ケルト同様ナリ)

亜細亜局第一課

目次

第一節 一般排日状況

一、三中全会ニ於ケル積極的抗日案採択ト之ニ基ク密令
二、山海関事件熱河討伐等ニ対スル支那側言論及一般排日空気

三、排日運動ノ実情
四、排日ノ各種手段

第二節 特ニ排日ノ盛ナリシ地方ノ状況

セラルル所ナリト説明セル趣ナリ右三中全会ノ積極的日貨抵制ノ決議ニ基ク実行計画トシテ中央党部ハ各級党部ニ対シ一月一日ヨリ各地共日貨総検査ヲ実行シ発見セル日貨ヲ全部没収スルコト、人民ハ日貨輸入ノ事実ヲ発見セル場合ハ党部及抗日機關ニ告発スルコト及各地党部ハ人民ノ抗日ヲ指導シ商人ニ対シ排日貨ヲ論告シ之ニ従ハサルモノアラハ誤国罪トシテ処罰スルコト等ノ日貨抵制密令ヲ下セルモノノ如シ
右積極的日貨抵制案ノ採択ハ排日貨運動ニ油ヲ注ケルモノノ如ク十二月中旬以後南京、蘇州、九江、漢口、広東等ニ於テ除奸団ノ爆弾投入、日貨検査、収賄抗日會員ノ処刑等ノ事件發生セリ

二、山海関事件熱河討伐等ニ対スル支那側言論及一般排日空気

前記積極的抗日策採用ニ加ヘテ本年ニ入りテ山海関事件發生ヲ見タル為民衆団体ノ積極的失地恢復ノ決議、東北義勇軍及熱河華北辺境部隊激勵ノ通電、防空救国宣伝週間ノ開催、挑発的排日新聞記事ノ出現等一般の排日運動ニ勢ヲ添ヘタル模様ナリシカ此ノ種通電、宣伝以外ニ具

一、南京
二、漢口

三、福州

第三節 支那政府ノ排日の通商政策

一、支那輸入貨物ノ原産国標記条例

二、日支協定税率ノ満期終了ト支那関税引上

第一節 一般排日状況

一、三中全会ニ於ケル積極的抗日案採択ト之ニ基ク密令
昭和七年十二月十六日孫科一派ノ主唱ニ基キ伍朝樞、陳公博、宋子文、呉鉄城等各派委員ヨリ積極的抗日案ナルモノ第三次中央全体會議ニ提出セラレ特殊外交委員會ノ審査ヲ経テ二十一日ノ大会ニ於テ採択セラレ(政府「スポークスマン」ハ十七日該案ノ採択ヲ否定セルモ右ハ元來三中全会ノ議事決定カ厳秘ニ付セラレ居ルニ拘ラス本案カ新聞紙ニ漏洩セル為宋子文等ノ立場上釈明ヲ試ミタルモノト解セラル)提案理由トシテハ連盟ノ無力及列國ノ傍觀的態度ニ鑑ミ支那ノ自力抗日ノ必要ヲ説キ党部及政府カ義勇軍ヲ援助シ日貨抵制ヲ支持スルハ日本ノ武力侵略ニ対抗スル平和的ナル自衛手段トシテ國際法上容認

体的排日事故トシテハ特ニ山海関事件ノ直接影響ト認ムヘキモノ多カラサリシ如シ尚又一月二十八日ノ上海事件記念日ニハ各地ニ記念式、記念大会等行ハレタルモ別段ノ事故ヲ見サリキ

二月ニ入りテヨリ各地ノ支那新聞紙ハ連日日本軍ノ熱河進出並ニ開魯地方ノ爆撃等ニ依リ前線ノ形勢急ナリトノ煽動的記事ヲ掲ケ次テ日本軍ノ熱河討伐略々終了ニツキタル頃ヨリ相当長期ニ亘リ連日支那軍大勝ノ虚報ヲ掲ケテ排日空気が煽リタル為平津地方及長江沿岸各地ノ空気が一般ニ險惡トナレリ

又之ト前後シテ國際連盟總會ニ於テ採択セラレタル報告書ヲ利用敷衍シテ一九三二年九月十八日以後ノ支那側「ボイコット」ハ適法ナル自衛手段ナリト為ス論說少ナカラス是亦排日氣勢ニ油ヲ注キタルカ更ニ遅マキ乍ラ熱河敗戦ノ報伝ハルヤ連盟頼ルニ足ラス自力ニ依ル積極的抗日失地回復アルノミトノ趣旨ニテ新聞論說各種大会遊行、印刷物頒布等ニ依リ排日ノ氣勢ヲ拳ケタリ

右熱河進出及連盟報告書ニ依リ排日空気が悪化ニ伴ヒ三月ヨリ四月ニ亘リ南京、漢口、福州等ニ於テハ極メテ執

拗ナル排日運動ヲ見タルモ（詳細後述）四月下旬以後我軍ノ二回ニ亘ル関内進出ハ概シテ言ヘハ特ニ排日運動ノ深刻化ヲ招来シタリトハ言ヒ難ク前記南京其ノ他ノ諸地方ノ状況モ別段改善ハ見サルモ更ニ悪化ヲ来シタルコトナシ蓋シ関内進出後ハ支那新聞モ比較的忠実ニ支那軍ノ敗戦ヲ報道シ熱河討伐當時支那軍大勝ノ虚報ヲ掲ケタルト其ノ趣ヲ異ニスルモノアリ又從來ニ比シ論説ヲ加フルモノ少ク之ヲ加フルモノアルモ各其ノ立場ニ依リ敗戦ノ責ヲ反对派ニナスリ合フ類多ク一般人心ハ声ノミノ抗日論ニ厭キ抗日ノ不可能排日ノ不利ヲ悟リ来レルヤニモ認メラル

三、排日運動ノ実情

言論等ニ顯ハレタル排日空氣ハ本年初ノ日本軍ノ山海関占拠次テ熱河討伐及関内進出等ニ伴ヒ消長アリシコト前述ノ通ナルカ此ノ種言論宣伝等ニ依ル一般対日空氣ノ變化ハ必スシモ常ニ現実ノ排日運動ニ直チニ影響スルモノトハ言ヒ難ク一般ノ対日空氣惡化スルモ当該地方官憲ノ取締方針如何ニ依リテハ相当事態ノ平靜ヲ保持得ルニ反シ地方ニヨリテハ特殊ノ政治的事情ノ為又ハ日貨沒收競

売ニ依ル金銭的利益ノ為執拗ナル排日手段ニ依リ事態ノ悪化ヲ見ルコトアリ三月下旬ヨリ四月ニ掛ケ排日状態ノ著シキ悪化ヲ見タルハ南京漢口及福州ニシテ右三市ニ付キテハ夫々詳細後述スヘキカ南京ニ於テハ土地柄党部勢力強ク又日本側謀報者ヲ極端ニ警戒スルコト漢口ニ於テハ土着派蔣介石派ノ対立アルコト福州ニ於テハ十九路軍政府ノ存在スルコト等各特殊ノ事情アリ此等地方ノ排日悪化ヲ以テ必スシモ熱河討伐ノミノ反響トハ目シ難キ次第ナルト共ニ一見熱河討伐ノ影響著シカルヘシト思ハルル平津地方乃至ハ山東地方ノ如キ又ハ反中央ノ立場ヨリ抗日、日支交渉反对ヲ唱ヘ居ル両広地方ノ如キ勿論各種ノ小事件ノ發生ハ熾マス又素ヨリ日貨ノ公然販売セラルルコトナシト雖モ言論宣伝ニ依ル一般空氣ノ悪化ニ比スレハ事態ハ寧ロ平靜ヲ保チタルモノト云フヘシ右ハ要スルニ熱河問題其ノ他ノ時局問題ヲ捉ヘテ抗日ヲ唱フル言論乃至ハ排日運動ハ人民ノ自発的行動ニシテ之ヲ阻止スルニ由ナシトノ当局ノ弁明ノ如キニ対シ信ヲ置キ難キヲ証明スルモノニシテ当局ノ態度如何ニ依リテハ之ヲ鎮圧シ得ルニ拘ラス内政的事情等ニ依リ排日運動ノ

激化ヲ招来シ居ル状態ナリト言フヘシ即チ反对派ノ当局者困ラセノ手段又ハ之ニ對抗スル当局者ノ対内的政策ノ手段トシテ排日カ利用セラルル場合多ク他面職業的排日屋ニシテ日貨ノ沒收競売又ハ強迫取財ニ依リ金銭的利益ヲ得居ルモノ、支那商ニシテ競争相手ノ日貨取扱ヲ曝キテ之ヲ倒サントスルモノ等ニ於テ排日ヲ利用スルヲ常トスルノミナラス地方当局及党部ニ於テ多額ノ手数料トモ罰金トモ付カサル金銭ヲ收受シテ日貨ノ取引ヲ許シ居ル例モアリ地方ニ依リテハ日貨排斥ヲ一種ノ財源トシテ利用シ居ルコト鮮ナカラス

右ノ如ク排日運動ノ消長ハ地方的事情ニ依リ左右セラルルコト多キ次第ニシテ中央政府又ハ中央党部カ常ニ全国ノ排日運動ヲ現実ニ指導支配シ居ルモノトハ言ヒ難カルヘキヲ以テ例ヘハ漢口、南京、福州等ニ於テ三月中旬殆ト同時ニ排日運動ノ激化セルヲ目シテ直チニ中央カ又モヤ積極的ニ排日政策ヲ採リ其ノ旨各地方ニ密令セル結果ナリト断定スルカ如キ又ハ最近中央政府カ排日取締ヲ決意セリ等ノ報道ヲ以テ各地ノ排日運動カ直チニ鎮静スヘシト期待スルカ如キハ何レモ當ヲ得タルモノニ非ス南京

政府ハ外交の見地ヨリ排日運動ヲ奨励シ又ハ之ヲ鎮圧セントスルモ必スシモ其ノ実力ヲ有セス從テ各地方ノ排日状況ハ南京政府ノ政策如何ニ依ルヨリモ寧ロ南京政府ト各地方当局乃至実力者トノ關係如何ニ依リ決定セラル例ヘハ山東ニ於ケル韓復榘ノ如ク省内ノ靜謐ヲ保ツノ意志ト実力トヲ有スルモノアル場合中央トシテハ党部ノ命令關係ヲ以テスルモ斯カル地方ノ排日ヲ激化セシムル能ハス又漢口ノ剿匪總司令部ノ如ク南京政府ノ直屬機關カ排日運動ヲ指導シ居ル場合ハ南京政府ノ意志ニ依リ排日運動ヲ中止シ得ヘキモ例ヘハ福州ニ於ケル十九路軍ノ如キ中央困ラセノ手段トシテ排日ヲ唱フル結果事態ノ悪化ヲ来シ南京政府トシテ之ヲ抑止シ得サル有様ナリ

四、排日ノ各種手段

各種ノ排日手段中抗日会等ニ依ル日貨ノ監視、封存、沒收ノ如キ常套手段ハ引続キ各地ニ於テ執拗ニ行ハレ居ルモ日本人在留民ノ身体ニ対スル直接危害ハ皆無ニシテ又邦人ノ財産ニ対スル危害モ近來排日ノ最モ激烈ナル地方ニ於テスラ必スシモ多カラス各地当局トシテモ対邦人直接危害ハ相当取締ヲ勵行シツツ寧ロ邦人ニ關係アル支那

人ニ対シ極端ナル脅迫ヲ加ヘ一種ノ「パニック」ヲ惹起セシメ以テ日本人トノ取引其ノ他一切ノ關係ヲ断絶セシメントシ居ルモノノ如シ客年中猖獗ヲ極メタル除奸団等ノ活動モ日貨販売嫌疑者ニ対スル襲撃爆弾投入ノ如キ暴力団の手段ハ取締リヲ受クル為寧ロ脅迫状又ハ無名ノ電話等潜行の脅迫手段ニ依リ邦商使用人其ノ他邦人關係ノ支那人ヲ庄迫シ時ニ之ヲ誘キ出シテ拘禁殺害シ又ハ真因不明ノ殺人事件ノ被害者ヲ邦人ト關係アリシ為ノ如ク宣傳スル等ノ手段ニ依リ時ニハ公安局等迄之ニ関与シテ極端ナル恐怖状態ヲ作り出シ以テ邦商相手ノ支那人ヲシテ辭職セシムル等ノ効果ヲ挙クルヲ常トス

斯ノ如ク最近ノ排日ハ其ノ手段巧妙ヲ極メ邦人ニ対スル直接ノ越軌行為又ハ当局ノ関与ノ証拠ヲ残スカ如キ行為ヲ避ケ以テ我方ヨリ抗議ヲ受クルモ何トカ言拔クル途ヲ講シ居ル為我方出先官憲モ其ノ対策ニ多大ノ苦心ヲ要スル次第ナルカ我方出先領事ノ各当該地方官憲ニ対スル抗議説示等ノ外四月十九日南京ニ出張セル堀内書記官ハ同地滞在中行政院外交部及軍政部等各当局ニ対シ最近ニ於

ケル陰險ナル排日運動ノ実情ヲ指摘シ地方官憲ノ深甚ナル注意ヲ喚起スル必要アル旨ヲ説示シ又陳儀ニ対シテ特ニ漢口福州蕪湖等各地方軍憲カ排日ヲ援助シ居ル点ニ付注意スル所アリタリ

尚支那側カ当局トシテハ日貨排斥ヲ公然命令スルヲ避ケ以テ其ノ責任ヲ回避シ居ルハ衆知ノ事實ナルカ日支紛争前ヨリ存在セル国貨提唱即チ内国産品使用奨励ノ名ヲ借りテ公然ト命令ヲ公布シ奨励ノ手段トシテ内国産品陳列館ノ設立其ノ他ノ宣傳ヲ組織のニ行フニ止マラス甚シキニ至リテハ制裁ヲ設ケテ国貨ノ使用ヲ強制スルモノアリ漢口ニ於テ市政府ハ公務員ニ内国産品ノ服用ヲ命ジテ委員會ヲ設ケテ之ヲ監督シ又「婚喪寿辰ノ宴席ニ饌ノ鱈、海參、鮑、燕巢等貴重ナル物品」(主トシテ本邦ヨリノ輸入品)ヲ使用スルヲ禁スル旨ヲ市參事會ニ於テ決議シタルカ如キ北平市政府ニ於テ公務員ノ国貨使用奨励規則ヲ制定シ完全ニ国貨ヲ使用スル公務員ノ特別昇級及外貨ヲ使用スル公務員ノ懲戒及免職スル旨ヲ公布シタルカ如キ是ナリ

右国貨提唱運動ノ如キ各国力或程度迄實行シ居ル内国産

品奨励政策ヲ真似テ排日ノ目的ヲ達スルモノナルカ更ニ進テハ通商政策関稅制度ヲ利用シテ排日ヲ組織化セントスル傾向アリ其ノ著シキ例ハ輸入品原產地標記条例及日支協定稅率廢止後ノ関稅引上ナリトス(第三節參照)從來ノ民間ノ排日運動及之ニ対スル当局ノ援助指導関与乃至ハ政府ノ秘密ニ行フ排日運動ト異リ通商政策トシテ少クトモ形式上ハ合法的ナル手段ヲ以テ公然日貨排斥ノ目的ヲ達セントスルモノトシテ特ニ注意ヲ要スル次第ナリ

第二節 特ニ排日ノ盛ナリシ地方ノ状況

一、南京

南京ニ於テハ政府所在地タル關係上政治問題ニ関スル言論ニ対シ民心敏感ニシテ新聞記事等モ亦煽動的ナルモノ多ク先ツ熱河方面ノ形勢切迫ノ宣傳の報道ニ依リ排日氣運ノ惡化ヲ見次イテ日本軍ノ熱河討伐進捗ニ伴ヒ各新聞紙ハ連日前線ノ大捷ヲ特筆大書シ旺ニ民心ヲ煽リタルカ元來同地ハ党部ノ勢力大ナル關係モアリ抗日會學生団体等ノ反日運動一段ト深刻化シ就中党部ニ於テハ土地柄モアリ日本側諜報者ヲ極端ニ警戒シ(之ヲ密告シタルモノニハ一千弗ノ懸賞ヲ為ス旨ノ密令ヲ党部ヨリ出テ居ル趣ノ聞込アリ)又帝

国総領事館員其ノ他邦人記者住宅等ノ付近ニハ特別保護ノ為ト称シテ密偵ヲ張込マシメ本邦人ノ來往ヲ極度ニ監視シ一挙手一投足ヲモ詳細上局ニ報告シ嚴戒シ居ル状態ニシテ憲兵警察官憲カ益々神經過敏ナルニ伴ヒ各旅館ニ命ジ日本人ノ宿泊者名ヲ隨時報告セシムル一方派員臨檢ヲ為シ写真機ヲ持參シ居ル場合ハ其ノ撮影セル「フィルム」ヲ檢閲ノ為ト称シ沒收スル等ノ不法行為ヲ敢テシ遊覽者ニハ一一私服尾行ヲ付シテ其ノ行動ヲ監視シ一般名所旧跡等ヲ撮影セントセハ直チニ之ヲ取押ヘ要塞地帶ナリトカ撮影禁止區域ナリトカ兎ヤ角口実ヲ設ケテ撮影ヲ阻止スル外外交部ヲ經テ其ノ都度総領事館ニ照會詰問スル等其ノ遣口言語道斷ニシテ最近ニ於テ「フィルム」ノ沒收或ハ撮影阻止ニ遇ヒタルモノ四件旅舍宿泊ヲ拒絕セラレタルモノ二件アリ以上ノ如キ邦人ニ対スル警戒ノ外邦人ニ關係アル支那人ニ対スル監視脅迫庄迫ハ猶一層甚シキモノアリ本年一月三十日上海新報南京特派員王慰三ナル者市内ニ於テ何者カノ為ニ拳銃ニテ射殺セラレタル事件アリ死体ノ傍ニ血魂除奸団ノ斬奸状発見セラレタリト噂アルモ真因不明ニシテ唯同人カ満州事件以前日本新聞連合社ト關係アリ総領事館ニモ出入シ

居タル為同人ノ射殺ハ日本側ト連絡シ居レリトノ理由ニテ真先ニ槍玉ニ拳ケラレタルモノナリトノ風説ヲ生ミ之ト前後シテ発生セル邦商西亜洋行支那人店員行方不明事件、朝日新聞使用人「ボーイ」拘留事件ト共ニ邦人関係支那人ニ相当ノ恐怖ヲ与ヘ私人ハ勿論官吏ト雖モ相当ノ地位ニアリテ職務上領事館ト交渉アル者以外ハ総領事館トノ接触サヘ避クルニ至レリ三月ニ入リテハ此ノ種事件更ニ続発シ三月十一日ニハ日清「ハルク」買弁使用書記自宅ヨリ何者カニ拘引セラレ二三日ニシテ釈放セラレタルモ同人ハ拘引中嚴重ナル勧告ヲ受ケタル模様ニテ取調事項引致先等一切口ヲ緘シテ語ラス間モナク書記ヲ辞シタリ次テ邦商三星洋行（日本軍艦ノ食糧品ヲ納入ス）ノ糧食請負人タル支那人カ市党部員ノ為憲兵司令部ニ引致セラレ釈放後三星洋行トノ関係ヲ絶テル旨ノ新聞広告ヲ出シタル事件発生シ其ノ他邦人ノ支那語教授等ニシテ間諜嫌疑又ハ奸漢ナル名目ノ下ニ検挙処罰セラレタルモノ数名アリ邦人関係支那人ニ大恐慌ヲ来セリ

右ノ如キ邦人関係支那人ニ対スル脅迫圧迫手段ノ外前述ノ如ク土地柄抗日団体ノ活動モ盛ニシテ首都各界抗日救国会

ヲ中心トシ三月十三日ヨリ十九日迄ヲ宣伝週トシ各種標語其ノ他ノ印刷物ヲ頒布スル等各種ノ方法ニ於テ宣伝工作ノ拡充ヲ図リ又同地ノ日貨ヲ徹底的ニ一掃センカ為下関検査所ニ命シ日貨ノ来源ヲ嚴重探查セシムル一方市内ノ商店ニハ随時委員ヲ派シテ検査ヲ行ハシメ三月以後ニ查出シタル物品ハ審査鑑別ノ上日貨ハ総テ没収シ三月以後ニ於テハ沒收競売ニ付スルノミナラス相当ノ罰金ヲ科スルコトセル趣ナリ

更ニ又前記首都各界抗日救国会ニ於テハ日貨検査員ニ対スル日貨鑑別知識ノ訓練方法ヲ講スルト共ニ各種日貨ノ見本ヲ蒐集陳列シ一般市民ノ參觀ニ供シ日貨ノ抵制ヲ煽リ又國民大戲院（活動写真館）等ニ宣伝隊ヲ派シ抗日基金籌備ノ為ト称シ一般觀覽者ニ「各界同胞ニ告グルノ書」ト題スル伝單ヲ頒布シ一人宛十仙ノ捐金ヲ募リ居ル等今尚活動ヲ緩メス一方日貨密売者ノ検挙ニハ依然深刻ナル手段ヲ執リ居レリ

二、漢口

客年末三中全会前後漢口ニ於テ一時排日風潮ノ台頭ヲ見タルカ右ハ間モナク終熄シ山海関事件ノ発生ヲ見タルニ拘ラ

ス排日事故無ク上海事變一週年紀念日当日モ比較的平穩ニ打過キタリ尤モ一月中旬以來同地ニ来レル東北青年抗日鉄血団宣伝隊ノ活動等ハアリタルモ武漢警備司令部ハ同宣伝隊ノ募捐運動ヲ禁止スル等一般的ニ排日運動ノ取締ヲ相当ニ勵行シ以テ極力地方の事端ノ発生ヲ回避スルノ態度ヲ示シ居タリ熱河討伐開始後モ暫クハ右ノ形勢ニ大ナル變化ナク二月末紗業公會ノ如キハ日本綿糸布ノ抵制方ニ関シ協議ヲ為シタルモノノ如キモ右ハ具体化スルニ至ラザリキ然ルニ三月四日日清汽船買辦楊志清ナル者市外ニ誘キ出サレ銃殺サレタル事件発生セル処真相寧ロ排日ト關係ナキヤニ認メラルル本事件ニ付前述鉄血団ノ所為ナリトノ流説市中ニ行ハレ六日頃ヨリ買辦ハ勿論一般日本人ニ關係アル支那人ハ何レモ極度ニ警戒スルニ至リ邦人トノ取引ハ殆ント休止ノ状態ニ入レリ

次イテ十日更ニ一支那人石炭商（滿州事變以來全然日本炭ヲ取扱ヒ居ラサル由）白昼何者カニ拉致サレテ行方不明トナリ身代金ヲ要求シ来レル事件発生シタル一方紗業公會ハ日貨不取扱ヲ決議シ（九日）国貨ヲ提唱シ違反者ニハ嚴重ナル制裁ヲ加フル旨ノ新聞広告ヲ為スニ至リ商會モ亦十一

日同様違反者ニ対スル制裁ヲ付シタル国貨提唱ヲ決議シ雜貨商組合ハ日本人ニ対シ穀類不売ヲ決議シ日本租界付近ノ米商ニシテ邦人ニ販賣ヲ拒絕スルモノ出ツルニ至リ又正金及漢口銀行等ノ支那人雇員ハ職ヲ去ルヘキ旨ノ脅迫狀ヲ受ケ此ノ種邦商使用ノ支那人店員ノ欠勤者続出スルニ至レリ更ニ三月下旬ヨリ四月中旬ニ亘リ同地ノ形勢ハ一層惡化ノ傾向アリ国貨提唱ヲ決議セル商會及同業組合ノ調査員波止場其ノ他市中ヲ徘徊シ運搬中ノ貨物ヲ調査シ日貨ナレハ其ノ届先ニ尾行スル手段ヲ取り邦商ヨリ支那商ニ注文品ヲ送り届クル苦力カ途中右調査員ニ発見セラレテ持返リタル事件二件ノ発生ヲ見四月十二日ニハ同様ノ注文品運搬中ノ苦力公安局ニ拘引セラレ総領事館ヨリノ交渉ニ依リ釈放セラレタリ又武昌ニテ日本紙取扱商一名四月四日七八名ノ暴力団ノ為店頭ニテ銃殺セラレタル際ハ付近ノ巡査ハ見テ見ヌ振ラシ居ル由ニシテ尚又漢口連合通信ノ支那人探訪者一名軍事探偵トシテ六日午後總司令部ニ拉致直ニ銃殺セラレタル由ナリ更ニ四月十一日ニハ排日ノ時ニ限り日本綿布ヲ取扱ヘルコトアル一支那人支那街路上ニテ暴漢ノ為拳銃ニテ射撃サレタリ同地海軍常備ノ支那人水先暴力団ノ威嚇ヲ受

中心トスル蔣介石派トノ軋轢アルニ鑑ミ或ハ此等内政関係上ヨリ蔣介石派ノ手力伸ヒ居ルヤノ情報ニシテ剿匪総司令部第三課又ハ特務処(職員殆ト全部藍衣社員)ノ指導ニ依リ藍衣社員カ南京藍衣社トモ連絡シ漢口ニ於ケル排日運動ヲ「リード」シ居ルモノノ如シ

尤モ右第三課職員全部約百五十名ハ四月二十日漢口ヨリ南昌ニ向ケ出發セリト言ヒ之ト前後シテ蔣介石ヨリ剿匪総司令部ニ對シ暴力団解散其ノ他不法排日行為嚴重取締方訓令アリタリトノ噂市中ニ伝ハリ又二十二日ノ同地各漢字紙ニハ最近愛國ノ美名ノ下ニ支商ヲ脅迫シ二百元ヲ強要シタルモノ一名百二十元ヲ強要シタルモノ一名警備司令部ニ逮捕セラレ愛國ヲ名トシテ治安ヲ紊スモノトシテ二十一日夫夫銃殺セラレタリトノ記事ヲ掲ケタリ斯クテ四月下旬ヨリ兎モ角モ排日運動鎮靜ノ徴ヲ示シ暴力行為、謠言、脅迫等ハ漸次減少シ五・三、五・七、五・九等ノ紀念日モ平穩ニ經過セルカ支那商ノ恐怖心其ノ後モ全然去ルニ至ラサルカ為對日取引ハ公然トハ行ハレス輸出ニアリテハ夜陰ニ乗シテ多少ノ荷動キアルモ輸入ハ引続キ杜絶ノ状態ニアリ泰安紡績ノ如キモ休業ヲ続ケ居レリ

ケ乗込ヲ肯セス総領事館ヨリ交渉ノ結果四月十二日ヨリ乗込ムコトナレリ

右ノ如キ各種事件ノ外今回排日ノ結果泰安紡績(邦人企業)ハ原綿買付行悩ミニ加ヘ製品ノ販売モ当分見込ナキ為三月二十七日來休業スルコトナリ又武漢大学ヲ中心トスル学生抗日救國總會ナルモノノ活動ニ依リ学生団体ノ抗日風潮激化セラレ文化事業部經營ノ江漢中学ハ支那人教師六名脅迫ヲ受ケテ辭職ヲ申出テ学生モ亦外部学生団体ノ示威ニ怯エ居ル為四月八日当分休校スルコトナレリ其ノ外一昨年大水害ノ結果支那側ノ便宜ヲ計ヒ總領事館ニテ築造ノ管ナル日本租界防水堤ノ工事ハ之ヲ落札セル支那人請負人カ暴力団及競争者方面ヨリノ脅迫ノ為契約ヲ取結ハス暫ク時期ヲ見送ルコトナレリ

在漢口總領事ハ楊事件發生後三月六日警備司令葉蓬ニ對シテ同事件ノ探查方並ニ邦商買辦ノ保護方ヲ申入レ次イテ八日更ニ同司令ニ對シ流言及暴行取締方ヲ懇談セル結果其ノ保護及取締ノ約ヲ取付ケタルモ実効ナキニ鑑ミ引続キ警備司令ノ外公安局長省政府主席等ニ對シ更ニ取締方督促中ナリ

以上ノ如ク三月末頃ヨリ突如排日運動ノ台頭セル原因ハ詳ナラサルモ職業的排日不良分子及邦商ト競争關係ニ立ツ一部支那商カ元來排日の動機ニ基カサル楊暗殺事件ヲ利用シ自己ノ利益ヲ圖ラントシ熱河事件等ノ為特ニ緊張セル日支間ノ空氣ニ付込ミ流言蜚語ヲ放チ市中ニ「パニック」ヲ惹起スルニ成功セルモノト認メラル今回ノ排日運動ハ極メテ巧妙ニシテ日貨糾察隊ヲ使用スルコトナク邦人又ハ支那人ノ所有貨物ニ手ヲ触ルル等直接暴行ヲ避ケ単ニ流言差出人不明ノ脅迫狀ノ送付又ハ電話ニ依ル脅迫等潜行的手段ニ依リ日貨取引、土貨ノ販売並ニ邦人ノ營業妨害等ヲ為サントスル遣リ方ニシテ其ノ日本側ノ抗議ヲ言拔ケントスル魂胆ト察セラル

党部及官憲方面ノ本運動ニ對スル関与ニ付テハ巡警ニシテ排日運動ニ加担スルカ如キ行動ヲ執リタル実例アルモ右ハ上司カ日本側ノ抗議ヲ受ケサル範圍ニ於テ抗日運動ヲ庇護若ハ默認スヘキ旨指令シタルヲ無教育ナル巡警カ判斷ヲ誤リテ深入リシタルモノモアルヘク当局ノ直接積極の関与ヲ確証スルコト困難ナリ但漢口ニ於テハ元來省政府及武漢警備司令部ヲ中心トスル夏斗寅派ト剿匪総司令部省市党部ヲ

三、福州

昭和七年末福建省政府改組ノ結果蔣光鼐ヲ主席トスル十九路軍系政府成立シ福州ニ於テハ排日空氣ノ惡化憂慮セラレタルカ当初我方總領事ト接觸ヲ避ケ居タル蔣主席モ日支間ニ無益ノ紛争ヲ避クル方針ニテ公安局長ニ不良分子ノ彈圧方ヲ命シ籍民煙館取締問題等ニ付キテモ總領事館ノ協力ヲ求ムカ如キ態度ニ出テ同地ハ山海關事件等ニモ拘ラス比較的平靜ヲ保チ居タルカ三月ニ入りテ右ノ形勢急變スルニ非スヤト認メラルニ至レリ

即チ三月十二日材木商楊某台灣向木材積出ノ際排日分子ニ對シ賄賂ヲ提供セサリシ為彼等ノ怨ヲ買ヘルモノナルヤニテ右耳ヲ切取ラレタル事件發生シ次テ十八日過激分子ノ煽動ノ下ニ一団ノ暴民カ籍民海產物商美德洋行外一軒ニ闖入シ貨物ヲ掠奪燒却セル事件發生シ之ヲ導火線ニ同地ノ形勢急激ニ惡化ノ徴ヲ示セリ

右形勢惡化ノ結果發生セル具体的事例ハ海產物又ハ台灣產「バナナ」ヲ買來レル支那人カ巡警ノ警告ヲ受ケテ之ヲ返還セル事件數次發生セルカ如キ又三月三十日大阪商船馬尾福州間旅客用「ランチ」神島丸ニ數名ノ巡警武裝ノ盡乗込

ミ支那人乗客荷物ノ味ノ素ヲ水中ニ投セルカ如キ將又大阪商船ノ貨物用艇二隻ノ船頭及苦力カ公安局ヨリ脅迫ヲ受ケ恐怖ノ余リ下船罷業セル為一切ノ貨物ノ馬尾福州間運搬及福州陸揚不可能トナリ延テハ居留民ノ食糧其ノ他ニ必需品ノ輸入断絶ノ惧ヲ生シタルカ如キ是ニシテ更ニ四月十六日支那商人ニ於テ売渡シタル「ジャスミン」苗木ヲ売主タル日本人二名其ノ使用支那人一名付添ノ上小型艇ニテ運送ノ途中公安局水巡隊ノ巡警十名ノ為ニ差押ヘラレ同隊分局ニ同行ヲ命セラレタル事件アリ（日本人ハ直チニ帰宅ヲ許サレ貨物ハ領事館ヨリノ交渉ニ依リ其ノ後返還）

事態右ノ如クナル為三月中旬ヨリ四月ニ亘リ市民ノ恐怖甚シク日貨ノ取引ハ殆ト杜絶セルカ官憲及党部等ニ於テ罰金トモ手数料トモ付カサル多額ノ金錢ヲ收受シ日貨ノ取扱ヲ許シ居ル例モアリ見様ニ依リテハ財政難ノ政府トシテ管下ノ公安局其ノ他カ費用捻出ノ為日貨排斥ヲ課税ノ方法トシテ利用スルヲ默許シツアルモノト解セラレサルニ非ス又公安局各隊長等ノ公安局長竊メノ手段トカ内部的ニ種種ノ事情ハアルヘキモ三月中旬以降ノ福州排日ノ特色トモ言フヘキハ前記諸事例ニモ明ナルカ如ク公安局及巡警ノ直接関

与シ居ル点ニシテ省政府ノ態度一変セルヤニモ認メラレタリ尤モ省政府及公安局ニ於テハ内地人及台湾人ノ身体財産ニ対スル直接行動ハ極力之ヲ取締リ我方ニ抗議ノ口実ヲ避ケ居ル模様ナルカ公安局巡警カ日貨取扱商ヲ重刑ニ処スヘキ旨ヲ触廻リタルラシク更ニ公安局長ニ於テ三月二十五日以来各商人ノミナラス端舟人夫迄モ招致シテ日貨排斥ヲ為スヘキコトヲ説示シ之ニ違反スルトキハ重刑ニ処セラルルモ異議ナシトノ誓約書ヲ徴シタル形跡アリ（其ノ後公安局ハ該誓約書ヲ全部県商会ニ引渡シ之ト引換ニ右誓約書ハ警察カ強制的ニ書カセタルモノニ非ス民衆カ自発的ニ県商会ニ提出セルモノナリトノ趣旨ヲ付記セル受領書ヲ徴シタリトモ伝ヘラル）

在福州守屋総領事ハ福建土着派有力者ニシテ蔣光鼐政府ニ苟クモ居残レル林知淵等ト連絡ヲ保ツ一方蔣主席、公安局長等ニ対シテモ不祥事件発生防止ノ為ニハ我方ト協力シテ善処スル要アル旨ヲ説得スルト共ニ前記美德洋行事件ニ付テハ損害賠償、犯人ノ処罰、将来ノ保障ヲ求メ日清汽船艀人夫罷業ノ対策トシテ台湾ヨリ台湾人夫ヲ呼ビ寄セル等各個ノ事件ニ付処理セル外三月中旬以来ノ排日悪化ニ鑑ミ

蔣主席ハ其ノ後総領事トノ面会ヲ避ケ居ル模様ナリシモ訓令ニ基キ四月十八日省政府ヲ往訪外交科長陪席ノ上林知淵ニ面談シ公安局関与ノ事例等ヲ指摘シ嚴肅ニ省政府ノ注意ヲ喚起スル所アリタリ右警告ノ前後ヨリ大阪商船艀船頭再ヒ労務ニ従ヒ一旦引受ヲ拒ミタル日貨モ支那商ニ於テ秘カニ引取ルモノヲ生スル等事態稍緩和ノ徴ヲ認メラレサルニ非サルモ目下ノ処今後ノ成行ハ俄ニ予断シ難シ

第三節 支那政府ノ排日の通商政策

一、支那輸入貨物ノ原産国標記条例

支那側ニ於テハ予テ國產奨励及日貨排斥ノ目的ヲ以テ輸入品ノ原産国ヲ一目瞭然タラシムル為輸入貨物ニ原産国名ヲ標記セシムルノ計画アルヤノ趣ナリシカ昭和七年十一月立法院ノ二、三委員ヨリ同院ニ標記条例草案ノ提出アリ同院所屬ノ關係委員會ニ於テ審議ノ上決定ヲ見十二月十六日付ヲ以テ左記ノ如キ「輸入貨物原産国標記条例」五ヶ条ヲ公布シタリ

輸入貨物原産国標記条例

二十一年十二月十六日公布

第一条 一般輸入貨物及其ノ容器並ニ包裝ハ総テ明瞭ナル

個所ニ鮮明ナル中国文字ヲ以テ原産国名ノ標記ヲナシ且該標記ハ耐久の性質ヲ具有スル事ヲ要ス

第二条 一般輸入貨物ニシテ前条ノ標記ナキモノハ海關監視下ニ之カ補記ヲナサシメ右標記ヲ施ササルモノハ其ノ輸入ヲ禁止ス

第三条 輸入貨物中左記各項ノ一ニ該当スルモノハ海關ノ認可ヲ経テ原産国標記ノ免除ヲ受クル事ヲ得

一、容器又ハ包装カ貨物ト一括販売セララルモノニシテ該容器及包装ノ標記ニヨリ充分識別シ得ラルモノ

二、貨物ノ性質上標記ヲナス能ハサルモノ

第四条 輸入貨物ノ標記ニ不正ノ事実アルモノハ海關ニ於テ之ヲ沒收ス

第五条 本条例ハ公布ノ日ヨリ六ヶ月後ニ之ヲ施行ス

本件条例ハ右規定ニヨレハ公布ノ日ヨリ六ヶ月後即チ本年六月十六日ヨリ実施セラルヘキモノナリシ処其後支那側ニ於テハ右期日ノ実施ハ各種ノ手續上困難ナリトノ総稅務司側ノ意見ニヨリ二月一日ヨリ起算シ六ヶ月後即チ本年八月一日ヨリ実施スルコトニ改メ二月八日付海關告示ヲ以テ其旨發表シ（更ニ明年一月一日迄延期セルコト後述ノ通）同

時ニ各外国ノ支那名「リスト」ヲ作成表示シタリ次テ上海海関ハ三月二十一日付ヲ以テ各商品ニ付標記方法ヲ示セル品目表ヲ各該ノ關係ノ向ヘ送付越シタルカ右ニ示サレタル標記方法ハ貨物ノ容器、包装、外函ノ外個々ノ商品自体ニ一々標記ヲ要スルモノニシテ（通商局発行海外經濟事情第六年第十五号参照）例ヘハ綿布ニハ各反別ニ縁ニ「スタンブ」又ハ「プリント」シ硝子器ニハ酸性「スタンブ」又ハ焼彫ヲ要シペン先ニハ背中ニ文字ヲ刻ミ「タイヤ」其ノ他護謄製品ニハ浮字ヲ入ルル等ノ外更ニ其ノ包紙ニモ外函ニモ標記ヲ要ス此ノ種標記法ニハ事実上不可能ナルモノアリ又可能ナリトスルモ原価以上ノ標記費ヲ要スルモノアリテ徒ニ支那人消費者ノ負担増加、輸入ノ減少、関税ノ減収ヲ來スヘク在庫品ハ包装替ヲ要シ包装ノミナラス内容品ニ付キテモ今後ハ新ニ支那市場向トシテ特別ニ製造スルヲ要スルモノ多キ結果トナリ假令排日ノ問題ヲ除外スルモ各國ノ對支貿易ニ及ホス影響ハ到底予測シ難キモノアリ上海「イグニング・ポスト」（ウードヘッド）ノ如キハ列國ハ其ノ商品ニ付差當リ支那側不法団体ノ抑留沒収ヲ受ケ居ラスト雖モ將來其ノ危險モアリ旁斯ノ如キ「アブサード」ナル条例

日ヲ一九三四年八月一日トスルコト及（二）標記文字ハ万国商業用語ニシテ且税関ノ公用文字タル英字トスルコトノ意見ヲ決定シ之ヲ上海連合商業會議所ニ提出セリ

米國商業會議所ニ於テハ本件會議ノ結果本條例實施ノ為改裝費用ヲ要シ輸入貨物ノ價格増加ヲ來シ又消費者ヘノ受渡遲滞ヲ來スヘク且貨物ノ再輸出ヲ不能ナラシムルコト等ヲ挙ケタル「ステーツメント」ヲ發表スルト共ニ三月末（イ）標記規則中必要ナル改訂（外装ノミニ標記スル等）ヲ為ス能ハサルトキハ二年間ノ延期ヲ為スコト及（ロ）標記文字ハ支那語若ハ原産國ノ文字トスルコトヲ決議セリ

英國商業會議所側ニ於テモ本條例ノ原案實施ニ反對シ（イ）標記文字ヲ英語トスルコト（ロ）實施期日ヲ一九三四年一月一日マデ延期スルコトニ意見一致シ之ヲ連合商業會議所ヘ提出ストノ趣ナリ

仏國商業會議所ハ四月七日連合會議所宛意見書ヲ提出セルカ其ノ要旨ハ「諸事情ヲ考慮スルニ標記ハ製造業者輸入業者及消費者ノ各方面ニ手数料費用トヲ重加スルモノニテ商業工業者ニ迷惑ナルノミナラス支那関稅收入ニモ影響スルモノナリ依テ標記ハ単ニ容器包装外函等ニ止メ商品其ノモノ

ニ對シテハ日本政府ノ抗議ヲ支持シテ支那側ノ反省ヲ求メ已ムヲ得スハ支那品ニ對シ報復手段ヲ採ルヲ要スト論セリ

本件條例ノ沒常識不合理ナルコト以上ノ如クナルノミナラス我方トシテハ本條例制定ノ目的如何ニ拘ラス結局ニ於テ排日団体ニ對シ徹底的ニ日貨排斥ヲ行フノ便宜ヲ与フルノ結果トナリ日支兩國ノ關係ヲ益々惡化セシムル虞アルヲ以テ其成行ニ對シ注視シ居タル処愈々條例公布ノ報ニ接シタルヲ以テ現下ノ事態ニ於テ此種條例ノ公布ヲ見タルハ頗ル遺憾トスル所ナルニ付本條例ヲ廢止セサル迄モ少クトモ其實施ヲ見合スコトヲ支那側ニ對シ提議スルヲ適當ト認メ在支公使ニ對シ右ノ趣旨ヲ以テ交渉方電訓セルカ右訓令ニ依リ南京ニ於テ外交部ト交渉スル一方在上海邦商側ニ於テモ本條例實施カ排日運動ニ惡用セラルルヲ恐レ出來ル丈其實施延期ヲ望ムト共ニ原産國名ノ標記文字ヲ漢字ニ限ルコトナク英字ニテモ可ナル様訂正方ヲ希望シ右交渉方同地帝國總領事館ニ申出テ又右ニ付外國商社側ノ賛同ヲ得ル為英米等ノ商業會議所側ニ「アブローチ」スルト共ニ日本商業會議所内ニ研究委員會ヲ設ケ本件ニ関シ研究ノ結果（一）實施期

ニハ標記セサルコトヲ要求ス」ト言フニアリ

前記各該國側ノ反對盛ナル形勢ニ鑑ミタルモノカ支那側ニ於テハ本件條例實施ニ付緩和策ヲ講スルコトナレル模様ニテ實施期ニ付テハ四月中旬ニ至リ明年一月一日迄延期ノ旨海関ニ於テ告示セリ他方標記用字ニ関シテハ外交財政兩部ヨリ支那字ノ外英、仏字ヲモ認ムル修正案ヲ立法院ニ提出セル由ナリシ処立法院部内ニ於テ原案（支那字ノミヲ用フル案）維持ヲ主張スルモノ多ク結局條例第一条ニ「但困難ナル場合ハ原産國文字ヲ以テ原産國名ヲ標記スルコトヲ得」トノ修正文ヲ加フルコトナリ五月二十七日付ヲ以テ其ノ旨ヲ公布セリ

本件ニ関スル經過大樣以上ノ通ナルカ右原産國語ノ使用許容ノミニテハ我カ國トシテハ依然製造業者ニ各種ノ不便ヲ來スハ勿論排日運動ニ利用セラルルヲ避ケ得サルヲ以テ少クトモ更ニ英語ノ使用ヲ認メシムルヲ要スヘク各品目ノ標記方法等ニ付キテモ訂正ヲ要スル點鮮カラス

二、日支協定稅率ノ滿期終了ト支那関稅引上

昭和五年五月六日ノ日支関稅協定ニ依リ支那側ニ関稅自主權ヲ認メタル際同協定第一付屬書ニ於テ定メタル協定

税率ハ期限三ヶ年ニシテ（右付属書第一部ノ第一乃至第三項及第二部参照）去ル五月十五日ヲ以テ満期トナレリ右ハ數ヶ月來支那側抗日会其ノ他各方面ニ対日経済絶交ノ見地ヨリ該協定税率ヲ統訂スヘカラストノ声高ク遂ニ統訂ノ交渉ヲ見サリシ次第ナリ

尤モ前記第一付属書中ニ於テ二分五厘引上ノ權利ヲ留保シタル品目ニ付テハ一九三一年一月一日現行国定税率實施ニ当リ右權利ヲ行使セル結果爾來協定實施當時ノ税率ニ從価二分五厘ヲ加ヘタルモノヲ国定税率（即チ「シングルタリフ」）トシテ適用シ來リ從テ今般ノ協定満期ニ依リテハ單ニ協定品目ノ税率ヲ一方的ニ引上ケ得ル自由ヲ回復スルニ止マリ特ニ支那側ニ於テ関税法ヲ改正セサル限り實際適用スル税率ニハ變化ナキ次第（支那側モ一旦其ノ旨告示セリ）ナルヲ以テ支那側ノ出方注視中ナリシ処十七日中央政治會議ニテ財政部提出ノ新税率表ナルモノヲ審議可決シ二十二日ニ至リ政府訓令ニ基キ新税率ヲ即日實施スル旨海關ニ於テ告示セリ

新税率ハ稅番ヲ六四七ヨリ六七二ニ増加シ人蔘其ノ他ノ少数品目ノ税率引下ト砂糖、酒、麦酒、或種化学製品、

ノ諸国ノ關係品ニ關シテハ概シテ據置又ハ僅少ノ引上乃至ハ引下ケトナリ居ルニ拘ラス本邦關係諸品目ニ付前記ノ如キ極端ナル引上ヲ敢行シ然モ税率協定満了ノ直後突然本件改正ヲ發表即日實施セルニ鑑ミ今次ノ支那側ノ措置カ日貨排斥ヲ主要ナル目的トスルモノナルコト疑問ノ余地ナク本件關稅引上ト言ヒ前記原産國標記條例ト言ヒ將又最近問題トナリ居ル「ダンピング」稅設定案ト言ヒ支那政府カ組織的且合法的手段ヲ以テ日貨排斥ノ目的ヲ達セントスルモノナリト断定スル外ナク排日運動ノ新傾向トシテモ特ニ注意ヲ要スル次第ナリ

（付記）

昭和七年一月二十三日現在

青島ニ於ケル在留邦人ノ民国日報社襲撃事件

亜細亞局第二課

目次

- 一、事件ノ発端
- 二、陸戦隊ノ上陸ト事態ノ鎮靜 八雲艦長ノ声明
- 三、事件解決条件ニ關スル川越總領事ノ稟請ト右ニ對スル本省ノ回訓

米、豆、小麦等ノ現状維持トヲ除キ關稅表ノ殆ト全般就中從來ノ日支協定税率品ノ大部分ニ付税率ヲ引上ケタルモノニシテ例ヘハ綿製品ニ付キテハ從量稅品ハ旧税率ヨリ二割乃至八割高トシ從価稅品ハ從來一割ノモノヲ二割五分ニ、又一割五分五厘ノモノヲ三割ニ引上ケ從価稅品ニシテ從量稅品ニ變更セラレタルモノハ十五割乃至六十割ノ引上ニ相当スルモノアリ海産品ハ平均約十割ニ引上ケラレタリ

支那カ關稅自主權ヲ回復シ且協定税率ノ満期終了セル今日支那側カ如何ニ關稅ヲ引上クルモ條約違反ニ非サルハ勿論ニシテ又今次ノ輸入税率引上ハ表面財政權ニ基ク關稅增收ノ必要ヲ理由トシ且從量稅品目ハ金單位ノ採用並ニ物価ノ下落等ノ理由ニ依リ税率制定當時ノ標準税率ニ比シ三倍乃至六、七倍ノ高率トナリ居ル關係上之ト均衡ヲ保タシメンカ為ナリ等ノ言分アルヘント雖モ曾テ我國カ進ンテ支那ノ關稅自主權ヲ認メタルハ斯ノ如キ苛烈急激ナル通商障礙ノ設置ヲ予想セサルモノタルハ言ヲ俟タス又支那側カ今回ノ國際經濟會議ノ招請ニ応シタル精神ニモ背馳スルモノト言ハサルヘカラス殊ニ今回日本以外

四、解決交渉

- (イ) 青島ニ於ケル交渉
- (一) 市政府ノ二種ノ抗議
- (二) 川越總領事ノ応酬
- (ロ) 南京ニ於ケル交渉
- (一) 国民政府ノ抗議

五、暴行邦人ニ對スル処置

青島ニ於ケル在留邦人ノ民国日報社襲撃事件

一、事件ノ発端

本年一月九日青島民国日報ノ不敬記事事件ニ關シテハ別紙調查記載ノ通りナル処右事件ニ對スル居留邦人ノ激昂甚シキモノアリ民国日報ノ廢刊、党部ノ解散要求ノ声甚シカリシガ一月十二日午前九時洋裝男子二名民国日報ヲ訪レ立番巡警ニ拳銃ヲ発射シ（但シ命中セス）其隙ニ乘シ階下ノ一室ニ揮發油ヲ投掛ケ放火セントシタル者アリ（支那側ニテハ犯人ヲ日本人ト推察セル模様ナルモ確証ナシ）總領事館側ニテモ警戒中ノ処一月十二日居留民大会解散後七十名ノ実行委員ハ協議ノ結果四班ニ分レ右大会決議（一）市政府ノ公式陳謝（二）市党部ノ解散（三）民国日報

ノ廃刊及四右達成ノ為有ユル手段ヲ講スルコト）ヲ齎ラシ政府、民国日報社、市党部及総領事館ヲ往訪スルコトナリタル処一旦青島神社ニ赴キタル殺氣立チタル群集ノ一部ハ我方警官ノ制止ニ拘ラス之ニ随行シ午後八時過キ先ツ民国日報社ニ向ヒ同建物ノ窓硝子其他ヲ破壊シ更ニ市党部ニ向ヒタルカ其ノ間午後九時頃市党部四階ヨリ発火シ同建物ヲ全焼セリ（類焼ナシ）尚其ノ際ロシア人一名負傷セリ

二、陸戦隊ノ上陸ト事態ノ鎮静 ハ雲艦長ノ声明

叙上ノ通り事態重大トナリ到底領事館警察官ノ手ニテ整理シ得サルニ至レルト支那側ノ復仇等ノ懸念モアリ十二日午後十時第二遣外艦隊出雲及八雲ノ二艦ヨリ陸戦隊二ケ中隊ヲ上陸セシメタルガ群衆ハ十時半頃ヨリ漸次退散セリ

尚八雲艦長ハ十三日居留民ニ対シ左記警告ヲ与ヘタルガ陸戦隊中約三百名ハ翌十三日夕帰還シ残存約二百名警戒隊トシテ武装セス総領事館及海軍連絡隊（民団建物内）ニ分屯セリ

「我陸戦隊ノ任務ハ専ラ居留民保護ニアリ然レ共万一我

等ノ趣旨ニテ応答シ度旨一月十三日稟請シ越セルヲ以テ本省ニ於テハ即日右ニテ差支ナキ旨回訓セリ

四、解決交渉

(イ) 青島ニ於ケル交渉

(一) 市政府ノ二種ノ抗議

青島市政府ニ於テハ民国日報社襲撃事件及陸戦隊ノ上陸ニ関シ十三日付ヲ以テ左ノ要旨ノ二通ノ公文ヲ提出セリ

甲、民国日報社襲撃ニ関スル抗議文要旨

十二日朝日本人二名民国日報社ヲ襲ヒ拳銃ヲ発射シ且ツ爆発物ヲ投シテ小発火ヲ起シテ逃走セリ同日午後四時日本人十余名ハ市党部ニ闖入拳銃ヲ発射シテ引揚ケタリ同日夜数百名ノ日本人ハ民国日報社ヲ破壊シ又党部ニ至リ放火シ消防隊ノ消防ヲ阻害シ同家屋ヲ灰燼ニ帰セシメタリ

斯ノ如キ凶悪行為ハ本市ノ治安ヲ破壊スルモノニテ殊ニ遺憾トスル処ナリ依テ左ノ四項ヲ要求ス

- (一) 領事館ヨリ遺憾ノ意ヲ表スルコト
- (二) 犯人ノ逮捕処罰

領事館ノ警察権ニ反抗盲動スル者アラハ其ノ何人タルヲ問ハス正当ナル我警察権擁護ノ為メ断平タル処置ニ出ツルコトアルヘシ」

三、事件解決条件ニ関スル川越総領事ノ稟請ト右ニ対スル本省ノ回訓

本件ノ概要前記ノ通りナル処本件ノ真相ハ予テ党部ノ排外的行為ニ憤慨セル一部邦人カ今回ノ不敬事件ヲ機トシ党部打倒ヲ企図シ此ノ拳ニ出デタルモノト認メラルル処之ニ処スル我方ノ態度トシテ川越総領事ハ大体

(一) 本件発生ノ縁由カ我皇室ニ対スル再度ノ不敬行為ニ在ルコト

(二) 治安ノ維持ハ支那側当然ノ責務ニシテ本件発生モ要スルニ支那側力其ノ当然ノ責務ヲ尽ササリシニ依ルモノニシテ我方トシテハ全警官ヲ出動シ極力暴行阻止ニ努メタルノミナラス之ガ鎮圧ノ為已ムヲ得ス陸戦隊ヲモ上陸セシメ最善ヲ尽シタリ從ツテ本件発生ニ付我方ニ於テ支那側ニ対シ何等責任ヲ負フヘキ理由無キコト

(三) 取調ノ結果邦人中犯罪者アリタルトキハ右ハ当然我方ニ於テ適法処分スルコト

(三) 損害賠償

(四) 将来ノ保障

乙、陸戦隊上陸ニ関スル抗議文要旨

本月十二日ノ事件発生ト共ニ貴方ニ於テハ全武装ノ陸戦隊五、六百名ヲ上陸セシメ本市ノ在住者ヲシテ益々不安ノ感ヲ深カラシメタル処現在秩序ハ安全ニシテ所有本市ノ治安及貴国居留民ノ生命財産ハ我方警察ニ於テ完全ニ之ヲ維持スルノ責任ヲ負フ次第ニ付貴国海軍陸戦隊ハ自然継続上陸ノ必要無シ且ツ之ニ依リ何等誤解ヲ惹起シ貴我兩國ノ睦誼ニ障礙ヲ与フルハ殊ニ憂フヘキ処ニ付右貴国海軍ニ御伝達ノ上速ニ陸戦隊ヲ帰艦セシメ以テ友誼ヲ厚クシ且ツ人心ヲ安定セシムル様御取計相成度シ

(二) 川越総領事ノ応酬

右甲ニ対シテハ川越総領事ハ前記第三項ノ趣旨ニテ応酬スルト共ニ左ノ通り回答ノ予定ナリ

民国日報社襲撃事件ニ関スル我回答案要旨
事件発生ノ根本原因ハ客年不敬記事ヲ掲ケタル民

国日報カ今回再ヒ重大ナル不敬記事ヲ掲ケタルニ
存ス右ハ畢竟市政府カ客年ノ言明ニ拘ハラス取締
ノ徹底ヲ期セサリシニ起因ス

而シテ当市治安維持ノ責任カ如何ナル場合ニモ市
政府ニ存スル事ハ今更申迄モ無キ処ナリ然ルニ事
件發生ノ当日我方ハ邦人ノ越軌行為抑止ニ最善ヲ
尽シタルニ拘ハラス市政府ニ於テハ何等機宜ノ処
置ヲ講セラレタル模様無ク全然治安維持ノ責ヲ尽
サレサリシ事ハ覆フ可カラサル事実ニシテ之カ為
本事件ノ發生ヲ見タルハ本官ノ最モ遺憾トスル処
ナリ叙上ノ通り本件ハ責任者タル市政府カ其当然
ノ任ヲ尽ササルニ依リ生シタルモノナルカ故ニ之
カ全責任ハ市政府ニ在リ我方ニ於テ貴方ニ対シ責
ヲ負フヘキ理由無シ從テ又本官ニ於テ遺憾ノ意ヲ
表シ若クハ損害ノ責ヲ負フヘキ筋合ニ非ス将来ノ
保障ニ付キテモ治安維持責任者タル市政府ニ於テ
事件再発防止ニ付最善ヲ尽サル事当然ニシテ我
方ニ於テ之カ保障ニ任スヘキ限りニ非ス尤モ本官
ハ本国政府ニ対シ居留民保護取締ノ責務ヲ有スル

戦隊ヲ上陸セシメタル次第ナル処其後市街大体常
態ニ復シ陸戦隊ヲ駐メ置クノ必要無シト認メラル
ルヤ直ニ之ヲ帰艦セシメタル次第ナリ

(四) 南京ニ於ケル交渉

(一) 国民政府ノ抗議

本件ニ関シ国民政府ニ於テハ十五日付覚書ヲ以テ在
支公使ニ対シ左記趣旨申越セリ

「青島市政府ヨリノ電報ニ依レハ同地在留日本人ハ
十二日暴徒千余名ヲ集合シ青島党部ニ至リ火ヲ放
チ同党部建物全部焼棄セルニ付日本領事ニ対シ抗
議ヲ提出シ陳謝、犯人処罰損害賠償並ニ今後此種
事件ヲ再発セサル保障ヲ要求セル趣ノ処目下中国
国民ハ東北事件ニ依リ正当ナル憤激ヲ激成シ中国
政府ハ屢々各地方長官ニ対シ在留外人保護方命令

ヲ以テ本件ニ付キテモ取調ノ結果邦人ノ犯行明白
トナラハ適法処分スヘキハ勿論又右職責上将来ニ
於テモ出来得ル丈ケ邦人ノ取締ニ努ムヘキハ言フ
迄モ無シ

又乙ノ陸戦隊ノ上陸問題ニツイテハ一月十八日川越
総領事ヨリ左ノ趣旨回答済ナリ

陸戦隊上陸ニ関スル我回答要旨

当市治安維持ノ責任ハ貴官御言明ノ如ク如何ナル
場合ニ於テモ貴方ニ在ルハ論ヲ俟タサル所ナリ從
テ本月十二日ノ如キ事態發生ノ場合ハ治安維持ノ
全責任ヲ有セラルル貴方ニ於テ全力ヲ拵ケテ之カ
防遏ニ努メラルヘキハ当然ノ責務タルニ拘ラス当
方ノ承知スル限り貴方ニ於テハ当日何等斯ノ如キ
措置ニ出テラレタル模様無ク殆ト成行ノ儘ニ放置
セラレタルノ感アルハ本総領事ノ頗ル遺憾トスル
処ナリ既ニ治安ノ維持無ク從テ我方在留民ノ保護
ニ欠ク処アリト認メラルル以上我方ニ於テ其職責
上在留民保護ノ為適當ノ方法ヲ執ラサル可カラサ
ルハ申迄モ無キ儀ニ有之右ノ見地ヨリ已ム無ク陸

シ居ル際日本在留民カ遂ニ青島ニ於テ多数暴徒ヲ
集合シ市党部ヲ焼棄セルハ兇暴至極ニ有之依テ茲
ニ嚴重抗議ヲ提出スルニ付青島日本総領事ニ対シ
政府ノ提出セル要求条件通り速ニ処置方御電訓相
成度シ」

(二) 右ニ対スル帝國政府ノ回答ハ未タ發送セラレズ

五、暴行邦人ニ対スル措置

本件ノ経緯ハ第一項記載ノ通り大会後邦人群衆ガ期セス
シテ民国日報社及党部ヲ襲フニ至レルモノニシテ特ニ主
謀者ト認ムヘキモノ發見セラレザル処総領事館ニ於テハ
人心ノ鎮靜ヲ待チ十九日ヨリ調査ヲ開始シ引致取調ヲ為
スコト廿五名ニ及ベルガ物的証拠ノ蒐集殆ント不可能ナ
ル為メ取調頗ル困難ナルモ札付ノ無頼漢ト目サルル数名
ハ退去処分ニ付スル予定ナリ